

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 14 集

1 9 9 0

福 岡









福岡市立歴史資料館

# 研 究 報 告

第 14 集



1 9 9 0

福 岡



## 序

当歴史資料館における事業は、資料の収集と整理・保存、資料の展示公開、及び資料の専門的な調査研究を行うことが主なものであります。なかでも、その基礎となるのが調査研究であります。そしてその成果を公表するのが研究報告であります。

開館以来、研究報告も関係各位の御協力により、第一四集を重ねることができました。

特に、今回は福岡市博物館が開館するに伴い、当歴史資料館は、平成二年三月三十一日を以て閉館することになりましたので、研究報告も最終となります。そこで、第一集以降の目次も併せて掲載し、研究の便宜に供することにいたしました。

なお、当歴史資料館の建物は、重要文化財にふさわしい活用が図られますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

歴史資料館協議会委員、及び関係機関の方々をはじめ、市民の皆様これまでの温かい御指導と御援助に対し、心から感謝し厚く御礼を申し上げます。

平成二年三月三十一日

目次

浦庄屋資料としての柴田文書……………高田茂廣……………1

流金銅印小考―漢魏晋代官印の材質をめぐって―……………塩屋勝利……………19

金印その他の蛍光X線分析……………本田光子……………42

名島古墳調査報告……………池崎讓二……………74

池崎讓二  
後藤直  
柳沢一  
本田光  
成瀬和  
曾根田諭

本田光子  
井上充  
坂田浩

# 福岡市立歴史資料館研究報告総目次

## 第一集 一九七七年三月

腕輪二題……………三 島 格

考古学・粕屋平野

—新発見の鑄型と鏡の紹介をかねて— ……下 條 信 行

福岡藩の 青柳種信の研究 (一)

—その年譜的素描— ……筑 紫 豊

## 第二集 一九七八年三月

諸岡遺跡出土朝鮮系無文土器の胎土分析……………清 水 芳 裕

野方中原遺跡の遺物 (一)

—A溝出土の土器— ……柳 田 純 孝

福岡藩の 青柳種信の研究 (二)

—拾遺を繞る人脈— ……筑 紫 豊

## 第三集 一九七九年三月

館蔵本「豊前・筑前其他出土考古品図譜」解題……………三 島 格

福岡藩の 青柳種信の研究 (三)

—瀛津島防人日記— ……筑 紫 豊

## 第四集 一九八〇年三月

「豊前・筑前其他出土考古品図譜」の関連および追加資料……………三 島 格

人面付銅戈

—人面と鑄かけ—

再発見された「大山文書」

筑前国怡土庄王丸氏について

—福岡市立歴史資料館蔵「王丸文書」の紹介をかねて—

第五集 一九八一年三月

青柳種信の研究 (四)

—竹崎季長勲功絵詞—

青柳種信の考古資料 (一)

—三雲南小路と井原鎗溝に関する資料—

旧下座郡・夜須郡出土の鏡二面

—山田正修氏資料—

第六集 一九八二年三月

山崎文書と箱崎浦

能古島白鬚神社の宮座

福岡市八田出土の鋳型

—資料の観察—

福岡市立歴史資料館が保管する鏡の鉛同位体比

第七集 一九八三年三月

浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事件について

近世飯盛神社の年中行事

後 藤 直

安 川 巖

吉 良 国 光

筑 紫 豊

後 藤 直

三 島 格

後 藤 直

高 田 茂 廣

佐 々 木 哲 哉

後 藤 直

馬 淵 久 夫

高 田 茂 廣

佐 々 木 哲 哉

青柳種信の考古資料(二) ..... 後 藤 直

第八集 一九八四年三月

蟹の浦「弘浦」と松田文書 ..... 高 田 茂 廣

資料館における 民俗資料収集試論 ..... 佐 々 木 哲 哉

青柳種信の考古資料(三)

— 金印に関する資料 — ..... 後 藤 直

福岡市能古島の考古資料 ..... 塩 屋 勝 利

第九集 一九八五年三月

筑前地方の荒神と荒神祭り ..... 佐 々 木 哲 哉

近世の志賀島

— 金印問題を中心にして — ..... 高 田 茂 廣

金印出土状況の再検討 ..... 塩 屋 勝 利

漢・魏・晋代における「蛮夷印」の鈕形について ..... 高 橋 学 而

第一〇集 一九八六年三月

宮崎八幡宮の神幸行事 ..... 佐 々 木 哲 哉

筑前蟹の系譜 ..... 高 田 茂 廣

文政五年三雲南小路発掘記録の新資料

— 青柳種信宛て児玉琢の書状について — ..... 塩 屋 勝 利

第一集 一九八七年三月

八朔習俗考―博多の八朔節句とその周辺……………佐々木哲哉

玄界島の流人と文学……………高田茂廣

漢代蛮夷印と出土例に関する覚書……………塩屋勝利

第二集 一九八八年三月

鳥飼八幡宮の宮座と神饌……………佐々木哲哉

西海捕鯨遺文……………高田茂廣

玄界島の海底陶磁……………塩屋勝利

第三集 一九八九年三月

筑前五ヶ浦廻船の諸記録……………高田茂廣

中国出土王莽銭に関する覚書……………塩屋勝利



## 浦庄屋資料としての柴田文書

高田茂廣

### 一 西浦について

西浦（福岡市西区）は糸島半島の北端の西側に位置する。農村部と漁村部に分かれており、近世においては郡奉行の支配下にある西浦村と浦奉行の支配下にある西浦に分かれていたが、明治初頭に村と浦が合併して西浦村となり、明治二年には宮浦村・小田村・草場村・玄界島・小呂島と合併して小田村（同二九年に北崎村と村名変更）となった。その後昭和三六年に福岡市と合併する。

漁村としての西浦がいつのころ成立したかは明らかではないが、慶長十年（一六〇五）に黒田長政が浦々に出した掟にはすでにその名が揚げられており、中世後期にはすでに存在していたことは明らかである。また『筑前国統風土記』には次の記述がある。

「唐泊より山路一里西北にあり。海上は一里半あり。当初は爰に民居なし。いつの時にありけむ、対馬の宗氏なりし人の子嫡庶をあらそひて戦を發しけるか、討勝し者、打負たる者を殺さんとせし故逃去ぬ。漁人左近四郎と云し者の舟を裝て是に乗せ筑前に来れり。（中略）終に西浦に行き室を築きて住せり。其所を木末と云。其遠孫今もあり。宗氏を称す。左近四郎も又西浦に家居して漁人となれり。其子孫今に有。是西浦民居の初なりと云。（後略）」

近世における筑前の浦は、その大半が海運業中心の浦であった。古代から外国に接し、中世においては元寇などの外敵にも対峙し、松浦党や宗像水軍の伝統もあつたのであろう。そうした中で西浦は漁業によつてのみ生計を立てた浦であつた。

浦として良い港にも恵まれず、外海に直接面した西浦は廻船などの船を持つことは無理であつたが漁場には恵まれていた。したがつて決して豊かな浦ではなかつたが旧志摩郡においては最大の漁村と

なり、漁船の数も最大を誇った。このような西浦の実態を示すのが柴田文書である。

## 二 柴田文書について

西浦において幕末の一時期を除いて代々浦庄屋を勤めた柴田家は「表」という名称で呼ばれ、現在でも漁業を営んでいる家である。

この家に残された文書は九七点であり、その総てが近世文書である。その内容を示す目録は『福岡市歴史資料所在確認調査報告書』（一九八二年、福岡市立歴史資料館）に載せているが、漁村資料として非常に重要なものである。

その中から数点を選んで次に載せる。なお、この文書は柴田家に保存されているが、コピーは福岡県立図書館で閲覧できる。

※次の各資料の番号は整理番号である。

### 1 「船法度巻物之事」

中世以降、全国的に流布された「廻船式目」や「舟法度」のひとつ。筑前でも数点が確認されているが『日本海法史』（住田正一、昭和五六年、五月書房）に紹介されたものと相違するところが多いので載せる。

### 2 「平岩右膳様御廻浦前御調子之口上書上帳」

福岡藩内における俵物の生産を調査するために巡検したときの資料である。

### 3 「仕上上書物之事」

西浦における商船の存在を証明する唯一の文書である。同時に商

船の福岡港入港の手続きや積荷の内容等も判かる。

### 5 「諸上納増減書上控」

弘化三年（一八四六）当時の浦の税制と西浦の納税実態を知ることができる。

### 6 「流鯨一件諸控」

筑前では近世初頭以来、各地に鯨が流れ寄った記録が残されているが、その処理方法を示す。

### 7 「志摩郡西浦人払帳」

文政六年（一八二二）における西浦の人口動態を知る事ができる。なお、この文書と対応するものとして明治四年の『西浦宗旨改帳』（山坂文書）がある。

### 8 「御用状野北浦間通」

嘉永二年（一八四九）一月十一日から翌年の一月十日まで一年間の西浦・野北（糸島郡志摩町）間の通帳である。当時の通達や情報伝達方法、社会情勢、浦庄屋の勤務の実態をデータとして示す資料である。

### 10 「□□上ル書物之事」

表題及び最初の行の一部が欠落しているが宝永六年（一七〇九）の文書であり、柴田文書の中では最も古い。

浦における火災の処理に関する文書であるが、近世初頭に浦庄屋の名称であった「弁指」の語がいつまで使用されていたかを示す資料である。

### 11 「乍恐西浦 奉願口状之覚」

西浦・唐泊兩浦間では度々漁場に関する紛争があつたが、元文二年（一七三七）のこの文章はその最も古い資料である。

13 「乍恐再応御願申上ル口上之覚」

小呂島の浦の発生を証明する文書である。

16 「西浦頭取中百姓中御受合申上ル事」

近世の浦や村で行われていた講の実態を示す資料である。

27 「乍恐申上ル口上之覚」

筑前の浦では毎年のように水夫役を差出していたが、水夫の実態の一端を示している。

31・32・33 「請合申一札之事」外二点

近隣の村や浦との金銭貸借を示す資料である。金額的にも大きく、当時の西浦の経済活動の一端がうかがえる。

## 資料

1 「寛延元年辰十二月

船法度巻物 控

柴田」

船法度巻物之事

一 寄船流舟者其在所之神社佛寺可為修理事、若其船於有乗物筋船主可為進退事

一 於湊繫船損たる時者從其所濕たる物をほし船頭可渡也、為其二帆別碇役仕湊を買たる上者国主として不有違乱事

一 繫船数多有之大風ならハ從其村加勢をせは先風上なる船ニいかに風下え船網碇有といふ共風上之船流れか、らは諸乃船繫とむへからず、若風上之船おのれと綱をきり風下之船なかれか、り二艘ともに損するならば風下より風上之船別而存分可有之事

一 澳走時、風下の船ニ乗懸りつき沈る時者風上に宍人成共損たる船より乗移たらハ風上

之船けか可為事

一本船枝船之時、本船之荷物を捨、枝船之荷つ、かなき時は配当可有之事、枝船之荷捨、本船無恙時者枝船の配当本二か、るましき事、故ハ親のおろかハ子に懸り、子のおろかハ親の掛る支無之故也

但、最前枝船本船積合之時、互乗衆約束之上ヲ以可有沙汰事

一 船を盗まれ或賊船ニとられ北国之船は西国ニ有西国之船は北国ニ雖有之此船を買取廻船すへからず事、若荷ヲ積廻船於有之時ハ船主見合に此船を取返シ船頭可為迷惑事、かわりに付たる沙汰ハ假親子の間にてもふかくたるへき支

一 借り船をして若船損たりといふともかりて弁さるへき事、但船賃をすめず船主之分別なき所を押え出船仕、其船損たる時ハ借手の弁さるへき支、但船賃と澄、其船損たる時者船主違乱有間鋪事

事、若船付於有之ハ借手不及弁事、但船付の者塩時に立かへと理ル所と於油断ハ弁たるへき支

一 楫柱損たる時者借手可弁事、但楫柱に疵あらハ借請時船主ニ理りたる時ハ不及弁事

一 綱をきらしたる時は不及弁支、但、取はつしておとしたらハ可弁支、碇をおとしたらハ可弁事

一 諸道具請取申、又返す時、前之注文引合返可渡支、若其内不足の時者勿論弁へき支

一 湊にて乗衆出船をす、まさる而出船をして若其船難儀ニ及ハ、船頭のけかたるへき支

一 荷物湿たる時者可弁事

但シ沖ニ而大風ニあひ大浪大雨之時湿たる物は弁ニなるへからず支、湊の内にて雨あか杯ニ湿たる物ハ船頭可為弁支

一 船中而過分ニ荷物を捨たる時者水主の私物にも配当懸ル、小分之時者水主可有免支

一 荷物を捨たる時者其船にも配当を懸ル支、故

一 荷を捨たる故に船助かる時ハ配当かゝるましきにもあらず

一 荷を捨、行所へ不行乗戻り配当有時者在所之買所之價を引合配当すへき事

一 荷を捨、行所へ不行跡ニも戻、中途にも配当せは其所之買手たるへき事

一 船に荷を積、船頭ニ積日記ヲ以不渡物ハ假金銀捨たるといふとも惣の配当ニ不可入事

一 積日記船頭渡時者乗衆何も加判有之文、是にはつれたる物ハ聊配当に入候、但、船中てんげんの上ヲ以残たる時積日記に入といふとも配当ニ不可入事、捨たる時者皆テ不入事

一 船を借りて戻すにも、又荷物ヲ積運賃を取たる時に可船主三ヶ一進退たるへき事、但船借り候時、戻の荷物迄も積可申と約束之時者船主異儀有間敷事

一 船を借り船頭行先ニ而公宐有て船を出らる、時ハ船頭弁たるへき事

一 船ヲ損サして命助かりて縦其内疋人かしこくて金銀たはさみたりといふ共、惣中方いろひ不可有之文

一 糶米を積、又唐物を積合たる時、荷を捨時若唐物積たる荷主我唐物ヲ捨たくハ糶米に配当不可掛文、あわて、糶米を積たる主、或ハ船頭或ハ水主彼唐物を捨たる時者勿論配当に可入事、唐物積たる時糶米を捨すして我唐物を捨たる時者何を内に包て唐物と申共不知と云沙汰有之故也

一 船を借り、すへてたつる時、船を焼破たる

時者借主并可申文

一 荷を積テ沖ニ而或ハ湊などに懸りて船に火を出したる時ハ沖ニ而大風ニ船を捨たるに同沙汰たるへし、但火を出したるハ可為越度事

一 船に荷を積テ水主取逃仕たる時ハ船頭弁へき事、但、其水主を捕へ荷を荷主渡たる時者縦取逃の荷物ちんたりとも船頭の弁ニ不及事

一 船をかり、借手により相違ハ者船賃約束のことく相渡ス者也、其時ハ右之船上下仕戻間ほと其船をすへ置也、但本の船主内談ニ而少しの乱物を以相證ニて右之船行方成とも指廻物也

一 船を借り候時、借シ手より相違ハ者右之船ほとなるを借替相渡、我船ヲ可請取者也、船をかりて約束之所より又其さきへゆき乗たしの船賃可立事、船損して縦在所ニ而船賃すまし候とも船弁たるへき事

右三拾壹ヶ條之儀、貞応貳年亥末三月十六日ニ兵庫辻村新兵衛、土佐浦戸篠原孫左衛門、薩摩坊津飯田備前、天下ニ被召出候而船法御尋之時申上ル即御袖判被成候者也、  
□□の法ハあれ共法をまくる理不可有、此三拾一ヶ條之沙汰引合ヲ以其沙汰可有者也  
寛延元年辰ノ十二月四日写ス

2 「寛政十年午十月

平岩右膳様御廻浦前御調子之口上書上帳

西浦

一 御用俵物 鱧鱒 当浦仕上申候事

但、五月頃々取上ヶ仕立 翌三月頃相納候事

一 御制札所壱ヶ所、当浦江御座候事

一 人家数 百七拾貳軒

一 漁人 百貳拾人  
但漁業専仕候分  
此外ハ商売并家職農業亦仕候

一 漁船 五拾八艘  
但櫓立三挺

一 当浦今見渡鳴々左之通り御座候事

小流鳴 当浦方凡十三里  
鳥帽子 当浦方凡七里

壱岐鳴 当浦方凡十八里  
小川鳴 当浦方凡十三里

肥前国唐津領  
△同断  
か、ら嶋当浦方凡十四里

同断  
呼子浦 当浦方凡十四里

一 海境東岬火床切  
一 当浦抱海之内、左之通瀬御座候事

長間瀬 当浦方凡三里  
但出居申候

いかん瀬 当浦岬地方方壱町程  
但出居申候

首瀬

当浦永崎地方々三丁程  
但出居申付

菫鳴

当浦先ノ浜地方々式丁程  
当浦野北浦両浦抱

燈台瀬

但出居申付

但海込ニ御座付

一当浦方上ミ唐泊浦江海路凡老里半程

○陸路十五丁程御座付事

但岡通りニ付へは通り筋ニ西浦村・宮浦村・宮浦御座付事

一当浦方下モ野北浦江海路凡式里程、陸路式里程御座付事

但岡通りニ付へは通り筋ニ桜井村・野北村御座付事

一当浦江左之通り寺社御座付事

氏神

白木大明神社 五十猛命 御神号

惠比須ノ社 蛭子命 御神号

真宗

西照寺

○寺社無之浦ハ其段本文ニ書記付事  
一御通り筋ニ有之岡分寺社左之通りニ付事

祇園社 野北村分

西宮社 桜井村分

何宗

○何々寺 何村分

禪宗

徳門寺 宮浦村分

三所宮社 宮浦分

○

一御休泊所ニ相成付家居、当浦何かし何かし何かし方ニ仮成ニ相調可申哉□□ヲ□候事  
一御休泊所ニ相成付家居、当浦江無御座付事  
一御休泊所ニ相成付家居、当浦江無御座付間  
岡分ニ御手当被仰付可成下付

○岡分江御宿家有所ハ此通ニ御書調可被成付  
右之通相調子書上申付處相違無御座付

成付

午十月

西浦庄屋

大庄屋

貞六殿

勘三郎

御勘定平岩右膳様、煎海胤干鮑出方為御調子、近々御廻浦之筈ニ付、此節ハ灘辺海上之模様公儀御見分御座付間、長崎会所役人付添有之付、御廻浦中御奉行御出方被成付御付廻リハ許山御氏、尚又御無足方御付添も有申候、右御休泊ニ相成候家居御調子可被成付、数軒御入用ニ付条其御心得可被候、右之外口々前御調子之儀ハ別紙書上帳案文之ケ條之通付、夫々御□儀有之御書出可被成付、急々御入込之儀も可有御座ニ付、早々致吟味申出付様被仰付付、依之右書上帳控御添、来ル廿五日切掛リ大庄屋方江無延引御差越可被成付

一煎海胤・干鮑・鱧鱒付数御調子も申来候へ共是ハ此方手元江相知居付条、浦々分一同

二書出可申付

一鱧鱒只今出来立分有之付者、来ル廿五日切掛リ大庄屋方江御納可被成付、無是浦ハ其程差の書ヲ以御申出可被成付 己上  
已刻出ル

十月廿一日

大庄屋

貞六

大庄屋

大庄屋

大庄屋

大庄屋

大庄屋

大庄屋

大庄屋

3 「仕上付書物之事」

一今般

公義被仰出付之唐紅毛相渡荷物抜荷御改之儀、承知奉畏付、然者私共浦々福岡・博多当用之品々為買物、永々罷越船世帯仕宿付亦不仕、相仕廻次第直ニ引取申儀ニ御座付、尤右之船抜荷亦紛敷不正之荷物積上付儀ハ勿論、帰船之節逆も右舩の儀仮初ニも携不申様船頭中へ殿敷申聞、出船帰着共船改仕付上□□之儀無御座付様可仕付、何之庄屋手元方差出書ヲ以御届可申付条、若紛敷儀於有之ハ私共如何舩之越度被仰付付共一言之御断ケ間敷儀申上間敷付、何□為後日證書物如件  
文化三年八月 姪浜方西浦迄

波戸場 庄屋中

御改御役所

波戸場 御改御役所

差出

一当浦何之船何人乗 博多 代物油塩魚  
江何品買物ニ罷越申 福岡

4 「弘化三年

諸上納増減書上控

西浦」 西浦」  
西浦当年十一月、船々御菜銀上納増減書上  
事

何以上 何浦庄屋  
寅何月何日 何かし

一銀貳百四拾目 漁船四拾八艘

御改御役所

差出

一当浦勘右衛門船四人乗、博多江油・酢・醬  
油・木綿類・紙類・燈心・付木木之類手控  
買物ニ罷越申、尤右代物之内小麦四俵積  
入参り申、以上

銀百貳拾目 当午十一月納  
同百貳拾目 来未四月納

右之通増減無御座候 以上 武右衛門  
午九月 大庄屋 伝四郎殿

寅九月十九日 西浦庄屋 逸八

御改御役所

差出

一当浦勘右衛門船四人乗、博多江油・酢・醬  
油・木綿・紙類・米買調ニ罷越申、尤右  
代物之内糖貳拾俵、酒ノかず拾四俵積入参  
申、以上

西浦庄屋 逸八  
寅五月十九日

一同三拾六匁ハ 唐津上使立年賦  
一同式匁三分ハ 御遊漁立拝借年賦浦  
田

一同式拾七匁式分ハ 菜種赤干錫両口年賦  
右同

右之通増減相調子申、外処相違無御座、以上  
武右衛門

西浦当年十一月御浦溜上納銀増減書上仕事  
西浦当年十一月御浦溜上納銀増減書上仕事  
已年寅年迄拾ケ年賦

一銀七百六拾壹匁式分ハ 当冬納  
右之通増減無御座、以上 武右衛門

午九月 大庄屋 伝四郎殿

西浦当年十一月御銀倉諸上納銀錢増減書上  
仕事

6 「文政九年  
流鯨一件諸控  
戊二月十二日」

軒別用心除 船々御菜銀

一同百貳拾目ハ 御浦救銀右同断

一同五拾壹匁六分九厘ハ 御浦救銀右同断

一同五匁式分ハ 御浦救銀右同断

一金貳兩 千四一日兩半高右同断

一錢 寸志夫賃錢 (乙)

一同 御免引水夫銀惱錢

西浦方御註進申上ケ、仕事

一当浦抱海ニ鯨流居、外ヲ漁人共見出、外而私手  
元江相届、早速ニ浦船數艘漕寄ニ差出  
申置、此段御届ケ申上、以上

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

西浦庄屋 長三 印

大庄屋  
与次平様

西浦方御註進申上ル事

一 昨十二日当浦抱海ニ鯨流ハを見出ハ二  
付、浦船数差出漕寄申置ハ、此段御届  
ケ申上ハ 以上

戊二月十三日 西浦庄屋 長三 印

早良志摩怡土  
御郡代 御役所

半切紙ニ認メ  
從西浦申遺ハ、昨十二日当浦抱海ニ鯨流居  
ハをたばちと申所江漕寄居申ハ間、一刻も  
急ギ入札拂ニ仕答ハ間、其浦々商人中印  
判為致并別紙案文之通差出書御添、明後十  
五日五ツ時限御差出可被成ハ、刻限過候得  
ハ致開札ハ間、急キ罷出ハ様御申付可被成  
ハ 以上

大庄屋代  
唐泊浦庄屋 佐市 印

寅

二月十三日  
右之通文段ニ而唐泊方御崎迄  
野北方辺田迄

兩方ニ廻文差廻シハ事  
追而申述ハ、此廻文刻付ヲ以御急達

出り方御返ニ可被成ハ、出方商人鯨見  
改入札致ハ様御申付可被成ハ 以上  
立紙ニ而  
西浦寄鯨入札商人差出申候名附之事  
一 何人ハ

何かし  
何かし  
何かし  
何かし

右之者入札被仰付可被下ハ、落札ニ相成ハ  
ハ、代錢御極日限之通無遲滯上納為仕可申  
ハ 以上

何浦庄屋 何かし  
何かし  
何かし

年号月日 何かし○

大庄屋代江当ル

入札儀定之事  
一 相談札決而相成不申ハ事  
一 落札前不相応ニ下直ハ得ハ相渡不申ハ事  
一 相札有之候ハ、双方入札主江相渡ハ事  
一 高札方何程上ケと申札相成間敷ハ事  
一 入札ハ何浦何某と名元書記印形いたし可指  
出ハ事

一 入札ハ一浦方式枚宛ニ而限ハ事  
一 入札場所ニ而喧嘩口論いたし間敷事  
一 鯨ハ流寄場所ニ而落札之者江相渡ハ事  
一 但當浦方之番人ハ其座切ニ引取申ハ事  
一 落札代錢ハ当月廿五日切上納可仕ハ事  
一 但正錢ヲ以可相拂ハ事  
一 錢直段ハ老奴ニ付百五文替江

一金相場老兩ニ付百拾六匁替江  
一 商人宿賄錢亦之義ハ銘々私之事

一 落札之面々代錢上納之日切受合書物、其  
浦庄屋受合之與判取差出可申ハ事

大庄屋代  
唐泊浦庄屋佐市

仕上ル差出之事

一 西浦抱たばちと申所へ鯨漕寄居申ハ段申出  
ハ二付、大庄屋代勤被申付、早速罷出見分  
仕ハ處、誠ニ纒之皮身臙髭骨計リニ相成居  
申ハ而何鯨と申義相分不申候、御定法之通  
浦々之商人共召寄、早々入札申附ハ様可仕  
候、此段御達申上ハ、以上

大庄屋代  
唐泊浦庄屋 佐市

戊二月十五日  
早良志摩怡土  
御郡代

△此差出、當浦久吉  
御役所 飛脚ニ差立ハ事

西浦庄屋組頭申上ハ口上之覚

一 当月十二日、御用状持廻リニ小呂嶋江飛脚  
船差立ハ處、同日帰帆之節旅船出合鯨流居  
申候由相知せハ段、方角亦も教江候由ハ、  
罷歸手許迄申出ハ間、同日七ツ時比伝道数  
艘差出、方々相尋ハ得ハ漸ニ鯨ニ出合ハ得  
共、最早切取誠ニ裸鯨ニ相成居候間、沖中  
ニ寄合、評義之上捨歸リ可申旨及決談ニハ  
ハ、乍然銘々切取罷歸リハ様相成ハ而者論

外之義ニ付疑イ無之様先漕付見分之受免も角茂可致との義ニ付、漸々漕付来り、依之私共遂見分、誠ニ骨計全ク有之、其余ハ皮身臙髭ハ少々宛相残り居申、尚又私共方船々致詮義、申出ニ相違無御座、十一日十二日海上も長閑ニ付、往来之旅船追々存分ニ切取旨相見、漕船之者共少も手差不申、然ル処大庄屋代と、唐泊浦庄屋佐市殿御出勤之上、尚又嚴重ニ御才判有之、近村浦之見物之諸人及見居申、御才判有之、疑敷義無御座、然ル処纒残り分之品、只根腐り、芥屋村、魚伐四人雇入取捌を半日ニ相仕廻、嚴重困ひ、而番人付置申、若又当浦切盜を隠置、後日相知レ、節ハ私共迄如何、躰ニ茂可被仰付、依之為後日書物仕上、如件

戊二日

西浦組頭

利七

同 弥七

同浦庄屋

長三

大庄屋代

唐泊浦庄屋

佐市殿

口上之覚

一西浦江流寄、鯨最前申上、通皮身臙髭骨相、残分纒ニ付、重疊吟味仕、漕寄、後紛敷義無御座、去ル十五日新町浦、触商人中呼出シ、入札仕、別紙帳之通高札前、西浦喜平・加六・市藏・善吉・五三郎・又

五郎江相渡申、以上

右之通御達申上、以上

大庄屋代

唐泊浦庄屋

佐市

戊二月

早良志摩怡土

御郡代

御役所

別紙帳面上書左ニ

手号

西浦江流寄、鯨一件諸事控帳

月

一鯨惣長凡五尋

右ハ上腰方握迄下臙無

之

但皮身凡壹步通

臙凡 三步通

髭凡 四步通

骨ハ 相揃

右入札之事

百六文也

一六錢四百拾七匁八分八厘

厘 姪浜浦 三四郎

武助

(以下人名略)

一同四百拾三匁五分五厘

同浦 (二名)

浜崎浦 (三名)

一同四百五拾五匁五分五厘

厘 今津浦 (八名)

一錢七百八匁五分

宮浦 (四名)

一同六百八拾五匁五分五厘

唐泊 (三名)

一同七百拾五匁五分五厘

西浦 (六名)

一同五百五拾目五厘

同浦 (四名)

錢七百拾五匁五分五厘

内

錢四百七拾六匁七分七厘

右ハ三步式

御浦溜江上納仕ル分

引

残而式百三拾八匁三分五厘

右ハ所中相渡ル分

右之通相違無御座

以上

西浦庄屋

長三

戊二月 大庄屋代

唐泊浦庄屋

佐市

7 「文政六年

志摩郡西浦人拂帳

三月

浦七カエ」

一人數七百式拾四人内 男三百八拾八人



女三百三十六人

去春宗旨御改之時、当浦宗旨帳二書載申人数也

内拂

拂捨書上申事

一男老入

貞藏男子 喜助

文政元年寅十月、居浦罷出行方相知不申二付御願申上払捨二仕

一男老入

七次甥 伊助

文政元年寅十一月、居浦罷出行方相知不申二付御願申上払捨二仕

合男式人

御郡代御證扱取上

死人之事

一女老入 去二月廿七日果 好右衛門女せつ

(他に二八人分略)

合 男拾三人

銘々且那寺結縁證扱取上

女拾六人

惣合人拾三拾老人

男拾五人

女拾六人

惣合人拾三拾老人

男三百七拾三人

女三百貳拾人

残而人数六百九拾三人

産子之事

一女老入 去四月生

九助女子くら

(他に十二人分略)

合 男八人

女五人

追而帳二書載不申分入人婦參人并産子共

合人数拾三人内 男八人 女五人

都合人数七百六人内 男三百八拾老人 女三百貳拾五人

文政六年未三月宗旨御改二付、当浦宗旨帳二書載申人数也

右帳面少茂相違無御座、此外老人茂隠置不申候、若相違之儀於有之ハ、私共曲事可被仰付、為後日與書任上処如件

西浦庄屋聞次

野北浦庄屋

文政六年三月 西浦庄屋 与三郎

西浦組頭

長三郎

同 九平

弥助

8 「嘉永二年 西浦

御用状野北浦間通

西正月

一御聞次触文彦通

一受所水夫口銭取立帳一冊

一諸割銭取立帳壹冊

一諸割銭取立帳壹冊

一三通 正月十一日

外二

一玄界御定番、姫嶋御定番へ彦通

一御聞次触文彦通

一御同人方船越同役并来助殿へ彦通

一御同人方岐志同役・新町同役へ彦通

一玄界御定番、御改所方一ツ

一一流人糴米箱、御改所方一ツ

一濱田五郎左衛門様へ、濱田勘兵衛・濱田市太夫様へ彦通

一野村才之佐様方桑野喜右衛門様へ彦通

一山下弥兵太様方姫嶋御加子甚市へ彦通

一古川武藏様方野北定平へ彦通

一養育方方野北同役へ彦通

一七口 正月廿五日

一下浦漂流船触彦通

一清竜院方桑野喜右衛門様へ彦通

一占部六様方濱田五郎左衛門様へ彦通

一横浜同役方岐志同役へ彦通

一手元方船越同役へ彦通

一五通 二月四日

一五通 二月四日

一五通 二月四日

一五通 二月四日

一五通 二月四日

一五通 二月四日

一五通 二月四日

一五通 二月四日

一下浦急触彦通

正月十二日

一玄界御定番、姫嶋御定番江式通

一三通 正月十三日

一下浦触彦通

一大庄屋聞次方触文三通

一五通 正月十四日酉刻

一御用帳式通

一大庄屋殿触文彦通

一小使方岐志同役へ彦通

一四口 正月廿一日

一御聞次方触文式通

一御同人方船越同役并来助殿へ彦通

一御同人方岐志同役・新町同役へ彦通

一玄界御定番、御改所方一ツ

一六通 正月廿四日

一流人糴米箱、御改所方一ツ

一濱田五郎左衛門様へ、濱田勘兵衛・濱田市太夫様へ彦通

一野村才之佐様方桑野喜右衛門様へ彦通

一山下弥兵太様方姫嶋御加子甚市へ彦通

一古川武藏様方野北定平へ彦通

一養育方方野北同役へ彦通

一七口 正月廿五日

一下浦漂流船触彦通

一清竜院方桑野喜右衛門様へ彦通

一占部六様方濱田五郎左衛門様へ彦通

一横浜同役方岐志同役へ彦通

一手元方船越同役へ彦通

一五通 二月四日

一五通 二月四日

- 一 大庄屋聞次方触文壹通
- 一 御同人方御手元江壹通
- 一 式通 二月六日
- 一 大庄屋聞次方取立帳式通触文共
- 一 大庄屋御聞次方触文五通
- 一 御同人方姫鳴同役へ壹通
- 一 八通 二月十日
- 一 玄界御定番江姫鳴御定番方壹通、壹次郎
- 一 方同鳴同役へ壹通
- 一 式通 二月十日野北方送
- 一 下浦触式通
- 一 御聞次方久家同役へ壹通
- 一 三通 二月十三日未刻
- 一 大庄屋聞次方急触文壹通
- 一 同人方岐志市次郎へ壹通
- 一 式通 二月十四日
- 一 玄界御定番方姫鳴御定番へ式通
- 一 二月十五日
- 一 下浦水夫触壹通
- 一 聞次方触文壹通
- 一 玄界御定番方姫鳴御定番江壹通
- 一 濱崎同役方触文壹通
- 一 聞次方岐志同役へ壹通
- 一 五通 二月廿六日巳刻
- 一 養育方方新町同役へ壹通
- 一 二月廿六日
- 一 下浦漂流船前触式通
- 一 唐泊・西浦方人拂入式冊
- 一 四通 三月四日
- 一 御浦役所方下浦触壹通

- 一 小田様方姫鳴御定番江壹通
- 一 式通 三月十二日
- 一 御受取申候、同十二日
- 一 大庄屋御聞次方触文壹通
- 一 玄界御定番方姫鳴御定番へ壹通
- 一 御役所方来助殿へ壹通
- 一 同所方姫鳴同役へ壹通
- 一 四通 三月十七日
- 一 水夫触四通
- 一 聞次方姫鳴同役へ壹通
- 一 喜多村佐市殿方濱田氏へ壹通
- 一 濱田市太夫様方右御同人へ壹通
- 一 七通 三月十九日
- 一 大庄屋聞次方触文壹通
- 一 玄界御定番方姫鳴御定番江御状壹通
- 一 養育方方姫鳴へ壹通
- 一 御同人方御手元へ壹通
- 一 御聞次方御手元へ壹通
- 一 御同人方岐志へ壹通
- 一 六通 三月廿二日
- 一 御触達 壹通
- 一 触文 式通
- 一 廻文 壹通
- 一 願書 壹通
- 一 五通 三月廿五日
- 一 下浦急水夫触壹通
- 一 聞次触文 式通
- 一 玄界御定番方姫鳴御定番へ壹通
- 一 御聞次方岐志同役へ壹通
- 一 残鳴方岐志へ壹通

- 一 久保屋儀三郎方久家組頭へ壹通
- 一 七通 三月廿六日
- 一 受取
- 一 下浦触壹通
- 一 御役所方岐志へ壹通
- 一 濱田五郎左衛門様へ原久之進・堀尾宗十郎二
- 一 国松才兵衛御三人方四通
- 一 六通 三月廿八日
- 一 野北江送ル
- 一 小田正左衛門様方姫鳴御定番へ壹通
- 一 玄界御定番方姫鳴御定番へ壹通
- 一 横濱同役方岐志同役へ壹通
- 一 姪浜長平彦七方御手元へ壹通
- 一 四通 三月廿九日
- 一 外二式通受取
- 一 小田正左衛門様方浜田様へ壹通、同壹通、壹通
- 一 御郡御役所方中原圓作様へ壹通
- 一 四通 四月初日
- 一 下浦急水夫触壹通
- 一 四月三日
- 一 養育方方触文壹通
- 一 四月四日
- 一 大庄屋聞次方触文四通
- 一 拔荷書物壹通
- 一 姪浜白垣友次郎方濱田五郎左衛門様へ壹通
- 一 六通 四月五日
- 一 下浦触壹通
- 一 岡本権之丞様方姫鳴御定番へ壹通
- 一 小地氏方久家組頭へ壹通

一 聞次方触文尅通  
 一 御同人方姫嶋へ尅通  
 〆五通 四月七日  
 一 一手元方養育方へ尅通并聞次江式通御序御  
 送可被下候以上、の北  
 一 大庄屋御聞次方触文式通  
 一 御同人方久家組頭江尅通  
 〆三通 四月九日  
 一 下浦触式通  
 一 御聞次方御手元へ尅通  
 一 御同人方岐同役へ尅通  
 〆四通 四月九日  
 外ニ急水夫触尅通  
 一 玄界御定番方姫嶋御定番へ尅通  
 〆四月十日申刻  
 一 下浦水夫触尅通  
 〆四月十日子ノ刻  
 一 水夫触尅通  
 一 下浦触尅通  
 一 聞次方岐志同役へ尅通  
 〆三通 四月十一日未ノ刻  
 一 養育方方新町久家へ尅通  
 一 御同人方姫嶋へ尅通  
 一 御聞次方岐志江尅通  
 〆三通 四月十二日  
 一 御聞次方触文尅通  
 〆四月廿三日  
 一 下浦触尅通  
 一 郡代御役所方濱田五郎左衛門様へ  
 一 修賢院方桑野喜右衛門様へ尅通

一 養育方方御手元へ尅通  
 〆四通 四月十四日  
 一 御聞次方触文式通  
 一 是松利平様方御手元へ尅通  
 〆三通 四月十七日  
 一 下浦触尅通  
 一 御聞次触文尅通  
 一 同人方御手元・姫嶋・舟越へ三通  
 一 濱田成之進方同嶋五郎左衛門様へ尅通  
 〆六通 四月十九日  
 一 下浦急触尅通  
 一 御下国ニ付御渡海立水夫触尅通  
 一 姫嶋御定番へ小田庄左衛門様方尅通  
 一 疋田様方濱田様へ尅通  
 一 御郡役所方濱田様へ尅通  
 一 御郡代役所方濱田様へ尅通  
 一 舟越庄屋利左衛門殿へ御浦役所小使栄次殿  
 方尅通  
 一 新町角藏殿へ本嶋次郎左衛門様方尅通  
 〆八通 四月廿三日  
 一 下浦触尅通  
 一 小使栄次方久家同役へ尅通  
 一 古川武藏殿方野北浦定番へ尅通  
 〆五通 廿五日  
 一 久家同役江聞次方尅通  
 一 御同人方御手元江尅通  
 一 玄界御役方岐志江尅通  
 〆三通 四月廿七日  
 一 御聞次方久家同役へ尅通  
 一 御同人方御手元へ尅通

一 玄界方岐志へ尅通  
 〆三通 四月廿七日（前と同文）  
 一 下浦水夫触尅通  
 四月廿八日  
 一 下浦水夫触三通  
 一 下浦触式通  
 〆五通 閏四月朔日  
 一 急触文尅通  
 一 聞次方新町同役并船越同役へ式通  
 〆三通 閏四月三日  
 一 水夫触尅通  
 一 疋田様方姫嶋兩御番へ尅通  
 一 養育方方久家同役へ尅通  
 一 白垣友次郎様方濱田様へ尅通  
 一 玄界方岐志へ尅通  
 〆六通 閏四月五日  
 一 玄界御定番様方姫嶋御定番様江  
 〆尅通 四月七日  
 一 大庄屋聞次方触文式通  
 〆閏四月八日  
 一 船越方月拂尅通  
 〆野北方送  
 一 下浦水夫触尅通  
 一 水野貞之進様方姫嶋御定番様江尅通  
 〆式通閏四月九日  
 一 下浦触尅通  
 〆閏四月十日  
 一 聞次方触文尅通  
 〆閏四月十三日  
 一 御聞次方御手元へ尅通

- 一 閏四月十三日  
 一 今津方去秋□□所割合取立帳廻文共  
 一 弘方西浦迄割合銭七封  
 一 御役所方久家へ尅通  
 一 九通 閏四月十六日  
 一 大庄屋聞次触<sup>ツマ</sup>  
 一 尅通 四月十八日  
 一 大庄屋并聞次方触文三通  
 一 水野貞之進様方姫嶋御定番江尅通  
 一 浦野権之助様方桑野喜右衛門様へ尅通  
 一 養育方方御手元へ尅通  
 一 六通 閏四月廿一日  
 一 御聞次方触文尅通  
 一 濱崎方取立帳尅通  
 一 御役所方御手元へ尅通  
 一 一式封宮浦・西浦方□□取代  
 一 五通 閏四月廿三日  
 一 下浦触尅通  
 一 御役所方岐志同役へ尅通  
 一 水野貞之進様方姫嶋兩御定番様へ尅通  
 一 御聞次方御手元并来助殿へ式通  
 一 五通 四月廿四日  
 一 大庄屋聞次方触文尅通  
 一 小田正左衛門様方姫嶋兩御定番様江尅通  
 一 永井吉藏殿方姫嶋同役へ尅通  
 一 養育方方岐志へ尅通  
 一 四通 閏四月廿五日酉上ノ刻  
 一 松尾儀兵太様方新要助様へ尅通  
 一 聞次廻文尅通  
 一 式通 閏四月廿七日  
 一 小池氏方秋山氏へ尅通  
 一 右同日  
 一 秋山・久野兩氏方松尾左御氏江尅通  
 一 右同日 野北方送  
 一 御聞次方触文尅通  
 一 閏四月廿八日  
 一 松尾御氏方秋山御氏へ一通  
 一 御同人方御手元へ尅通  
 一 二通 閏四月廿八日戌ノ刻  
 一 下浦漂流船触式通  
 一 小田正左衛門様方姫嶋兩御定番へ尅通  
 一 仁七方姫嶋庄屋へ尅通  
 一 四通 五月四日  
 一 聞次触式通  
 一 養育方方姫嶋へ尅通  
 一 三通 五月六日  
 一 小田正左衛門様方濱田五郎右衛門様<sup>マツ</sup>へ尅通  
 一 御役所方進藤卯八様へ尅通  
 一 聞次方触文尅通  
 一 三通 五月八日巳ノ刻  
 一 途中ニ而丈助受取申付、以上  
 一 聞次方触尅通  
 一 同人方岐志へ尅通  
 一 松尾御氏方秋山御氏へ尅通  
 一 三通 五月十日  
 一 大庄屋聞次方触文尅通  
 一 同人方来助へ尅通  
 一 式通 五月十一日  
 一 聞次方触文尅通、同人方岐志・新町へ二通  
 一 三通 五月十二日  
 一 御役所方半□へ尅通  
 一 養育方方久家へ尅通  
 一 聞次方新町へ尅通  
 一 三通 五月十五日  
 一 聞次方触文尅通  
 一 五月廿二日  
 一 御浦役所方非常立前触尅通  
 一 姫嶋御定番様江玄界御定番様方尅通  
 一 式通 五月廿五日午刻  
 一 外きし役場江□□方尅通  
 一 下浦急触尅通  
 一 御浦役所方野北同役江尅通  
 一 船越浦同役江御浦方小使栄次殿方尅通  
 一 鳴津村庄屋次右衛門殿方姫嶋同役江尅通  
 一 四通 五月廿六日  
 一 急触尅通方聞次方  
 一 姫嶋御定番様江玄界御定番様方尅通  
 一 舟越同役江宮浦方尅通  
 一 御手元江受所手元方式通  
 一 五通 五月廿六日  
 一 下浦触尅通  
 一 今津方廻文尅通  
 一 浜崎方大庄屋元へ尅通  
 一 桑野喜左衛門様方浜田五郎左衛門様へ尅通  
 一 四通 五月廿八日  
 一 下浦漂流触式通  
 一 宮浦聞次方きし・姫嶋江式通  
 一 桑の喜右衛門様方濱田様江尅通  
 一 濱田様江正田様方尅通  
 一 濱田様江秋山・進藤様方尅通

- 一喜太夫様方御同人様江彦通
- 一玄界方姫嶋弥七江切手入彦通
- 一 九通 五月晦日
- 一聞次方岐志同役へ彦通
- 一 六通 六月 日子ノ刻
- 一下浦水夫触彦通
- 一聞次方岐志へ彦通
- 一 三通 六月四日
- 一御役所方御手元へ彦通
- 一西浦村嘉藏方船越同役へ一通
- 御使イ□ク可被下候
- 一 式通 六月九日
- 一聞次方触文彦通
- 一御同人方岐志・新町江彦通
- 一 式通 六月廿一日
- 一水野様方姫嶋御定番様江彦通
- 一聞次方取立七三冊
- 一 二口 六月十一日
- 一聞次方触文彦通
- 一 六通 六月十四日
- 一大庄屋安十郎殿方聞次定右衛門殿へ彦通
- 一 六通 六月十八日
- 一大庄屋安十郎殿方聞次定右衛門殿へ彦通
- 一 六通 六月十九日申刻
- 一姫嶋御定番江玄界御定番方彦通
- 一 六通 六月十九日
- 一聞次方触文彦通
- 一御同人方触文彦通
- 一御同人方御手元へ彦通
- 一 三通 六月廿八日
- 一御越座立触文彦通
- 一 式番立触彦通
- 一下浦触彦通
- 一下浦漂流船触彦通
- 一 四通 六月廿九日
- 一御越座立甚急水夫触彦通
- 一御達彦通
- 一市次郎殿方組頭□次へ彦通
- 一正田御氏方姫嶋御定番へ一通
- 一 四通 七月二日
- 一聞次触彦通
- 七月六日
- 一下浦触彦通
- 一小田正左衛門様方姫嶋御定番へ彦通
- 一 式通 七月十四日
- 一御役所方御手元へ彦通
- 一御聞次方岐志同役へ彦通
- 一御同人方触文彦通
- 一 三通 七月 月□日
- 一下浦漂流船触彦通
- 一玄界方岐志へ彦通
- 一 三通 八月三日
- 一御聞次方触文三通
- 一御同人方舟越へ彦通并岐志へ彦通
- 一玄界民平方岐志江彦通
- 一 六通 (日付なし)
- 一下浦急触彦通
- 一德安順平様方来助へ彦通
- 一 式通 八月十五日戌刻
- 一下浦水夫触彦通
- 一 八通 八月十七日
- 一下浦水夫触彦通
- 一聞次触文彦通
- 一 二通 八月廿二日
- 一下浦触彦通
- 一御聞次触文彦通
- 一御同人方岐志同役江一通
- 一 四通 八月廿四日
- 一下浦水夫触彦通
- 一養育方方久家同役へ彦通
- 一 三通 八月廿六日
- 一下浦触彦通
- 一小池忠藏様方御手元へ一通
- 一 四通 九月二日
- 一玄海御定番方姫島御定番へ彦通
- 一 九通 九月四日 午刻
- 一聞次方北・きし・新町江三通
- 一御郡役所方姫嶋御定番様江彦通
- 一濱田様方溝部殿方彦通
- 一 五口 九月八日申下刻
- 一聞次触文彦通
- 一 九通 九月十日
- 一姫嶋御定番様方御郡御役所へ御状彦通
- 一 右同日巳刻野北方送
- 一下浦触彦通
- 一玄界御定番方姫嶋御同勤へ一通
- 一濱田五郎左衛門様方辛島喜太夫様江彦通
- 一白垣助吉方濱五郎左衛門様江彦通
- 一横濱同役方岐志同役へ三通
- 一 六通 九月十三日

一御聞次方触沓通  
 一御役所方姫鳴流人根米箱沓ツ  
 〆式口 九月十五日巳刻  
 一下浦触沓通  
 一古川源七様方姫鳴御定番江沓通  
 〆式通 九月十八日  
 一聞次触文沓通  
 〆九月廿三日申上刻  
 一御聞次方廻文沓通、葬触達一札  
 一玄界御定番方姫鳴御定番へ沓通  
 〆三通 九月廿六日  
 一下浦漂流船触沓通  
 一下浦触沓通  
 一聞次触沓通  
 一御役所方船越來助へ沓通  
 一伊崎庄屋方姫鳴へ岐志同役へ沓通  
 一玄界同役方岐志同役へ沓通  
 一東□弥平方姫鳴熊藏へ沓通  
 〆八通 十月朔日知ノ刻  
 一御郡役所方姫鳴御定番様へ沓通  
 一養育方方触文沓通  
 〆式通 十月三日  
 一玄界御定番方姫鳴御定番へ沓通  
 一同鳴同役方岐志・久家へ沓通  
 〆式通  
 合四通 十月五日  
 一聞次触文沓通  
 一御同人方新町同役へ沓通  
 一御同人方来助殿へ沓通  
 一小田正左衛門様方濱田五郎左衛門様へ沓通

〆五通 十月六日  
 一濱田様方疋田様へ沓通  
 〆野北方送ル  
 同日  
 一御浦役所方岐志同役江沓通  
 一聞次方触文沓通  
 一御浦役所方姫鳴同役江沓通  
 〆三通 十月七日  
 一玄界御定番方姫鳴御定番江沓通  
 〆十月十日  
 一御聞次触文沓通  
 一御同人方岐志同役へ沓通  
 〆三通十月十一日  
 一小田様・水野様江姫鳴御定番方沓通  
 〆十月十一日  
 一御聞次触文沓通  
 一御同人方姫鳴へ沓通  
 一御役所方船越來助殿へ沓通  
 〆四通 十月十九日  
 一御聞次方触文沓通  
 一御郡御役所方桑野様へ一通  
 一玄界御定番方姫鳴御定番へ沓通  
 一小池忠藏様方御手元へ沓通  
 〆四通 十月廿三日申刻  
 一御聞次触文沓通并取立帳一冊  
 〆二口 十月廿五日  
 一下浦触沓通  
 一水野様方姫鳴御定番へ沓通  
 〆三通 十月廿七日  
 一御聞次触文沓通

〆十月廿八日  
 一下浦触沓通  
 〆十月廿九日巳刻  
 一下浦触六通  
 一御役所方岐志へ二通  
 一御役所姫鳴へ沓通  
 一玄界御定番方姫鳴御定番へ沓通  
 〆拾通 十一月三日戌刻  
 一水野様・小田様江姫しま御定番方御状沓通  
 〆野北方送  
 一聞次触文沓通  
 一御郡役所方桑野様沓通  
 一修賢院方御同□へ沓通  
 〆三通 十一月十一日未ノ下刻  
 一下浦触沓通  
 一養育方方触文沓通  
 一宗旨役所方御手元へ沓通  
 一民平方茂十へ沓通  
 〆四通 十一月十二日  
 一下浦触沓通  
 一聞次触沓通  
 一御役所方久家へ沓通  
 一玄界御定番方姫鳴御定番へ沓通  
 一白垣方濱田氏へ沓通  
 〆六通 十一月十九日  
 一下浦触沓通  
 一御聞次触文沓通  
 一藤田弥三郎・千代平右衛門殿方式通  
 〆四通 十一月廿二日  
 一下浦触沓通

- 一 水野貞之進様方 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 御役所方 岐志同役江 尅通
  - 一 いさき方 かしへ 尅通
  - 一 御聞次・唐泊方 御手元江 二通
  - 一 御聞次方 新町へ 尅通
  - 一 玄界方 岐志へ 尅通
  - 一 八通
  - 一 姫嶋御定番方 水野様へ 御状 尅通
  - 一 十一月廿五日
  - 一 聞次方 触文 式通
  - 一 御同人方 御手元へ 尅通 并 岐志へ 尅通 并 辺田へ 尅通
  - 一 五通
  - 一 十二月朔日
  - 一 大助受取申候
  - 一 浜田様方 玄界御定番へ 尅通、かし方 民平殿へ 尅通、手元方 聞次へ 尅通
  - 一 三通
  - 一 十二月一日 野北方 送
  - 一 下浦 触 式通
  - 一 御聞次 触 文 尅通
  - 一 御郡役所方 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 溝部勘助様 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 上田鎌藏様方 岐志へ 尅通
  - 一 九品院 御守 并 廻 文 添
  - 一 七口
  - 一 十二月五日
  - 一 下浦 触 式通
  - 一 養育方方 岐志へ 式通
  - 一 御聞次方 岐志・新町へ 式通
  - 一 六通
  - 一 十二月六日
  - 一 七通 受取
  - 一 急触 文 式通
- 
- 一 御達書 尅通
  - 一 御役所方 御手元へ 式通
  - 一 玄界御定番方 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 御郡役所方 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 御役所方 姫嶋へ 尅通
  - 一 八通
  - 一 十二月九日
  - 一 外二
  - 一 玄界方 浜田五郎左衛門様へ 平袋 尅ッ 并 新町・船越へ 尅通
  - 一 大庄屋 聞次 触 文 三通
  - 一 御役所方 岐志へ 尅通
  - 一 小田正左衛門様方 姫嶋御定番 江 尅通
  - 一 詰庄屋 藤藏殿方 廻 文 尅通
  - 一 姪 浜庄屋方 辺田 江 尅通
  - 一 五通
  - 一 十二月十二日
  - 一 御聞次方 御手元へ 尅通
  - 一 浜崎方 御手元へ 尅通
  - 一 新町方 野北へ 尅通
  - 一 三通
  - 一 十二月十四日
  - 一 大庄屋 聞次 触 文 四通
  - 一 小田正左衛門様方 姫嶋御定番 所 江 尅通
  - 一 玄界御定番方 姫嶋御定番 江 尅通
  - 一 詰庄屋 来助殿方 姫嶋同役 江 尅通
  - 一 詰方 甚作殿方 野北同役 江 尅通
  - 一 詰庄屋 来助殿方 野北同役 江 尅通
  - 一 九通
  - 一 十二月十五日
  - 一 浜田様方 玄界御定番へ 御状 尅通、右同日 野北方 送
  - 一 外二 手元方 貴所へ 尅通、右ハ 御役所 状 入
- 
- 一 小田正左衛門様方 姫嶋御定番 様へ 尅通
  - 一 十二月十七日
  - 一 御聞次 触 文 式通
  - 一 小田正左衛門様方 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 御同人方 姫嶋同役へ 尅通
  - 一 四通
  - 一 十二月十八日
  - 一 小田正左衛門様方 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 玄界御定番方 姫嶋御同勤様へ 尅通
  - 一 御聞次方 御手元へ 尅通
  - 一 御役所方 流人 糶米 箱一ツ
  - 一 四通
  - 一 十二月廿二日
  - 一 長崎四番水夫 触 式通
  - 一 聞次 触 文 尅通
  - 一 玄界御定番 衆方 姫嶋御定番 様 江 尅通
  - 一 四通
  - 一 合八通
  - 一 十二月廿二日
  - 一 聞次 急触 尅通
  - 一 下浦 触 尅通
  - 一 式通
  - 一 十二月廿二日
  - 一 下浦 触 尅通
  - 一 十二月廿四日
  - 一 下浦 漂船 触 式通
  - 一 彦州吉富 養惠方 庄屋 元 右衛門 へ 尅通
  - 一 三通
  - 一 十二月廿日
  - 一 御聞次 急触 文 式通
  - 一 玄界御定番方 姫嶋御定番へ 尅通
  - 一 鳴津村 庄屋 次 右衛門方 姫嶋同役へ 尅通
  - 一 四通
  - 一 正月二日
  - 一 大庄屋 両人方 急触 文 尅通

〆正月三日戌刻

一大庄屋殿方急触文彦通

〆正月四日未刻

一大庄屋刻付触文彦通

正月五日

一御聞次触文彦通

〆正月十日

一姫嶋御定番方小田様・水野様江御状彦通

〆正月十日

10 「奥く」上ル書物之事」

〔奥く〕私火元ニ付、類火之百姓衆中〔奥く〕儀之段、為私と何共申分ケ可仕申上様無御座ハ就夫、今度御公儀様方御追放被為仰付答ニ相究居申上ハ、各様達而御理り被仰上ハ二付、御聞届被為遊上而當浦へ御帰シ被下ハ段、別而難有奉存上ハ事

一此已後、御公用一切并指元方何事申来ハ共違背不申、早速御勤可申上ハ、尤浦中不依何事公私之御相談之節、指出一言之儀申間敷ハ事

一此以後、百姓中江対シ口論ケ間敷儀仕上者即刻御浦奉行様被仰申上、私儀ハ不及申ニ親兄弟迄いケ躰之曲事ニ茂可被仰付ハ事

宝永六年八月十六日

弁指

孫次郎 印  
武右衛門殿

惣吉殿

新五郎殿

庄五郎殿

右孫次郎儀、今度御追放被為仰付答ニ御座ハ、私共段々御理り申上ハ通御聞届被為遊付、偏難有奉存上ハ、此以後孫次郎儀出入ケ間鋪儀仕出シ申上者、彼者之儀ハ不申上ルニ私共越度ニ可被仰付ハ、為後日如何

西浦弁指

同年同日

武右衛門

同浦頭百姓

惣吉

新五郎

同

庄五郎

山崎新六様  
谷坂兵藏様

11 「乍恐西浦方奉願口状之覚」

此間唐泊浦網西浦前江押出、法外成網之漕様仕上ハ、唐泊庄屋太郎次方へ其浦網あミ引下ケ網漕せ申上様ニ度々申上ハ、唐泊抱之網代其浦方相障リ□申□得其上不申坐返答被致上ハ、網引揚させ申上ハ、唐泊浦方即刻御役所へ申出上ハ付私共被召出網引揚上申分仕上様ニ被仰付ハ、西浦大切成目当之網代之儀ニ御座ハ、以前も唐泊網水崎方沖へ漕せ申儀相成不申上ハ處宮浦先触口五次郎二三月之間引せ申様ニと達而手ヲ入被申上ハ、触口ニ対シ引せ置上ハ處ニ、只

今ニ至唐泊抱之網代と申ニ付網引せ不申上ハ

西浦右之場所ヲ以渡世仕、万端御公用相勤

申儀ニ御座ハ、此節當浦網代御證文之写指

上申上ハ、御證儀被為遂可被下上ハ、偏ニ奉願

上上ハ、以上

西浦庄屋 武三郎

同頭百姓 市五郎

同 弥右衛門

元文式年二月

御浦方

御役所

13 「乍恐再應御願申上ル口上之覚」

一連々當嶋方御願申上ハハ網網之儀、惣浦中江被加御證儀ハ、小呂嶋江網網願之通被仰付被下上ハ、而は脇浦之渡世ニ相障上間、同所江網網御免不被為下様ニ惣浦連判ヲ以御願申上ハ通、右願書御渡被成上ハ、當嶋人中江諺聞セハ、脇浦之願之趣茂□之次第ニ奉存上ハ、網網再三御願申上ハハ儀恐多奉存上ハ得共、小呂嶋江古来方被仰付置ハ、一正保元年、小呂嶋江住居百性御差渡被成ニ付、方角之儀故西浦百性之内ハ罷越開仕上様ニ美作様御先祖三左衛門様御屋鋪ニ而被仰付御座ハ、至而小呂嶋遠海旁住居無覺束、何分御請申上ル者決而無御座、御下知相背上様ニ而其節西浦庄屋組頭甚奉恐入、無余儀庄屋一族申合、百性株庄屋共ニ五軒小呂嶋ニ相渡、住居可仕旨、追而御請申上



ハ処、早速御浦奉行様被召連三左衛門様御屋敷江罷出、右御請申上ハ、其後御呼出之上、百姓五人住居甚難決成所柄ニハ得共、御下知相背、彼鳴江引越居住可仕上る御請申上ハ段神妙ニ被思召上ハ、同鳴ハ遠海之上波濤第一之所柄と兼而被聞召上ハニ付、水夫其外浦並之公役をも永々御免被仰付并五里四方之海自由ニ被仰付ハ間、相渡り勝手次第ニ魚漁仕、何卒渡世有付取続ハ様ニ若難決之儀有之ハ節ハ早速申上ハ様ニと三左衛門様御屋敷於為<sup>ル</sup>御家老中様御浦奉行様御同座ニ而三左衛門様被仰渡難有奉畏、右翌年正保二年五月初ニ妻子亦召し連、百姓五軒罷渡り、追々可成渡世取続居申ハ、然処鯛網之儀脇浦々々相障ハ而ハ当鳴古来ハ結構被仰付置ハ詎、此節惣浦ハ被担崩ハ歟之様ニ而、先規之次第隠失ニ相成可申段、鳴中甚難儀至極之仕合奉存上ハ、乍憚此段被聞召合、右鯛網之儀脇浦ハ不相構様ニ被仰付被為下ハ、難有奉存上ハ、右重畳奉願上ハ 以上

小呂嶋庄屋 新吉  
 組頭 喜兵衛  
 組頭 伝吉  
 同 百姓中  
 同 百姓中  
 姪浜浦大庄屋 貞六殿

16 「西浦頭取中百姓中御受合申上ル事」

一下浦中仕組講当冬会坐之分、当浦庄屋武三郎殿江御貴受被下奉奉存ハ、只今迄浦中ハ月算用帳ニ加江切立ヲ以当九番坐迄掛出ハ錢高ハ壹百七拾五匁七分六厘御座ハ分ハ浦中江請取、宮浦定右衛門殿去ル子年北国米借受被下ハ代錢之内ニ拂込申度ハ、相残ル分ハ庄屋武三郎殿取当リニ而米西ノ春当リハ講終迄一ケ年ニ錢三百目宛リ兩度ニ同人手元ハ掛出可申ハ、左ハ得者只今迄浦中掛出前之錢高請取差引相濟ハ而月算用錢ニも除リ安心仕ル儀ニ御座ハ、去冬ハ不幸統キ之上当八月ハ大病ニ而家内取続難決之趣被聞召、右之講此節同人江取当リニ被仰付ハ儀、御心配之頭取中ハ不申及、百姓中ニ到迄難有奉存ハ、自然同人ハ此先掛出難相成<sup>ル</sup>ハ浦中ハ急度掛出ハ様可仕ハ、為後年仍而請合證文如件

西浦頭取 市五郎 印  
 同 傳右衛門 印  
 同 籬十 印  
 同 利左衛門 印  
 同 市平 印  
 同 弥助 印  
 同 百姓中 印  
 右下浦中仕組講、当浦庄屋武三郎殿取当リニ付、米西ノ春ハ掛戻シ之儀、頭取中百姓中ハ前書之通相違無御座ハ 己上

同浦組頭 次三太 印

同 文三 印

閏年十一月

姪浜浦大庄屋

貞六殿

27 「乍恐申上口上之覚」

一当浦助七と申者、此節式番々立押戻水夫、当月廿八日差出ハ處、御船方ハ御引渡之節言語ニ酩酊いたしハニ付、水夫才料并請所方も段々御申聞せニ相成ハ得共一圓不相用御梶取衆ニ対しハ而も過言等申、其上御役所ニ御々呼出シニ相成ハ而御詮儀被仰付ハ段、御遠被仰付、甚以奉恐入ハ仕合ニ御座ハ、右ニ付、助七不埒之儀段々相糺ハ處、其日ニ相かぎり御酒亦吞過シ前後不相覚、右跡之過言申ハ儀、今程後梅仕、只々宜敷様御取計被下ハ様與々申出ハ、私ニおるても是迄水夫役ニ差出シ来居申ハ人柄ニ御座ハ得者、此節も差出申ハ處、不埒相はたらき、重々奉恐入ハ儀ニ御座ハ、右助七不埒之儀相糺ハ事ニ御座ハ得者、今日迄延引仕ハ、併全酩酊之儀ニ御座ハ得者、宜敷御聞濟被為下ハ様、偏奉願上ハ 以上

西浦庄屋 武右衛門  
 已六月 御浦

御役所

31 「請合申一札之事」

一 貴浦市助殿儀江是迄商売入用錢取替用達居  
候、然者此節仕組ニ而売船壹艘仕立申候  
近年不廻りニ付、孚出錢俵差支、御拝借同  
人方願出申候間、自然返上納之節ハ下拙儀  
弁上納受合申候處相違無御座候、願銀高御  
定法之通り五ヶ年賦ヲ以返上納請合一札如  
件

一 銀三貫目ハ

頭壹割利加

銀三貫目

桜井村

藤五 印

天保五年十二月

西浦庄屋

武右衛門殿

32 「受合手形之事」  
一金三拾兩

右ハ岐志浦庄屋市次郎殿借用金指支ニ相成  
申候處相違無御座候、右金引当急場相調不  
申候ニ付、当月中下拙手元方一札指出置申  
候、市次郎殿歸宅之上右金借用為致、貴殿  
御手元へ無間違此手形引替ニ相渡可申候、  
候而一札如件

久家浦庄屋

新七 印

船越浦庄屋

利左衛門  
新町浦庄屋  
十五郎

西浦庄屋

武右衛門殿

33 「請合證札之支」  
一金五拾兩也 印

右之金子鎚ニ受取申候、然上ハ岐志浦源次  
郎大酒造免札鑑札共三枚并貴殿網早付證處  
共明晦日限無相違私共手元へ引戻相渡可申  
候、依而一札如件

久家浦組頭

戊十二月晦日

文五郎 印

同浦庄屋

新七 印

船越浦庄屋

利左衛門印

新町浦庄屋

十五郎 印

岐志浦吟味役

半次 印

西浦庄屋

武右衛門殿

## 流金銅印小考

— 漢魏晋代官印の材質をめぐる —

塩屋勝利

### 一、はじめに

天明四（一七八四）年に、現在の福岡市東区志賀島から出土した「漢委奴國王」蛇鈕金印は、『後漢書』光武帝紀建武中元二年の条「春正月東夷倭奴國王遣使奉獻」、同書東夷伝「建武中元二年倭奴國奉貢朝賀、使人自称大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬」、さらに『翰苑』卷三十の倭国の条「中元之際、紫綬之榮」などの記事から、西暦五七年に後漢光武帝から賜与された金印紫綬であることは確実である。また、いわゆる『魏志倭人伝』には、景初三（三三九）年に倭の女王卑弥呼が「親魏倭王」金印紫綬、使者の大夫難升米が「率善中郎將」銀印青綬、次使の都市牛利が「率善校尉」銀印青綬を假綬され、さらに正始四（二四四）年には、大夫の伊声耆や掖邪狗らに

「率善中郎將」銀印青綬が授けられた記事がある。したがって現在のところ、日本の古代国家形成期の一世紀後半〜三世紀前半に、中国の王朝から印綬を賜与された例は、金印紫綬が二例、銀印青綬が四例ということになる。<sup>①</sup>

さて、このような印綬賜与の制度は、皇帝を頂点とする中央集権国家体制の古代中国王朝が、その支配秩序を維持するための重要な手段であり、漢代に整備され三國〜南北朝時代にも継承された制度である。皇帝の即位に際しては玉璽を拝授することが重要な位置を占め、諸侯王の冊封、爵位の授与、各級官吏や軍人の任官は、位階に応じた印面寸法・材質・鈕形・印文をもつ印章と、色別された綬の賜与が必ず伴った。それは王朝を構成する内臣のほか、外蕃の周辺異民族国家に対しても行われており、<sup>②</sup>「漢委奴國王」金印はそ

の一例である。

従来、中国古代の印章（綬）制度の研究は、中国史書による文献を中心とする研究とともに、出土印や伝世印の印文・鈕形・規格などの面から行われてきた。本稿ではとくに漢魏晋代の流金銅印を中心にとり上げ、官印の材質をめぐる問題について考えてみたい。

二、文献による官印の材質規定

後漢初期に衛宏が著わした『官旧儀』や、『漢書』・『後漢書』などの文献による諸侯王以下の内臣に授与された漢代の官印の規定は表1のとおりであり、これらは魏晋代にもほぼ踏襲されている。

金印

漢代の内臣に対する金印と綬の規定は次のように要約できよう。

すなわち、諸侯王の印綬は材質が「黄金」、綬の色は前漢代が黓(萌黄色)、後漢のある時期が纁朱(黒味がかった赤色)、そして建武元(二五)年には纁(萌黄色)に復されている。鈕形は前漢では案駝(駱駝)鈕とされているが、後漢では亀鈕である。印文末尾の文字は、漢代を通じて「璽」となっている。

第二〇級の爵位である列侯は、材質が「黄金」、綬の色は紫、印文末尾の文字は「印」、鈕形は亀鈕である。丞相と大將軍も材質は「黄金」、綬の色は紫、印文末尾の文字が「章」、鈕形は亀鈕である。第一九級の爵位である関内侯は亀鈕金印紫綬、太尉・太傅・太師・太保などの官職が金印紫綬、前・後・左・右の各將軍が金印紫綬、公卿も金印紫綬となっている。

表1. 文献にみる漢代官印の使用例

銅	銀		金						印材	
	章	章	?	?	?	章	印	印	文末	
印	龜	?	?	?	?	龜	龜	龜 <td>鈕形</td>	鈕形	
鼻	龜	?	?	?	?	龜	龜	龜 <td>案駝</td>	案駝	
二百石以上	二千石	御史大夫	公卿	將軍	太尉	丞相 大將軍	関内侯	列侯	諸侯王	
比二百石以上、皆銅印黃綬 千石、六百石、銅印鼻鈕、文曰 印、二百石以上、皆爲通官印	秩比六百石以上、皆銅印墨綬、 比二百石以上、皆銅印黃綬	御史大夫、秦官、銀印青綬	公卿、金印紫綬	前將軍、後將軍、左將軍、右將軍、皆周未官、秦因之金印紫綬	大尉秦官、金印紫綬、大傅古官金印紫綬、太師太保皆古官、金印紫綬	丞相大將軍、皆秦官、金印紫綬 丞相大將軍、黄金印龜鈕、文曰、 章、謂刻言某官之章	是歲賣関内侯、假金印紫綬、傳 世人錢五百萬	列侯黄金印龜鈕、文曰印、謂曰 某侯之印	諸侯王、高帝初置、金璽黓綬 諸侯王、黄金璽、案駝鈕、文曰 璽、謂刻言某王之璽 徐廣曰、太子及諸侯王、金印龜 鈕、纁朱綬 建武元年復設諸侯王金璽黓綬、 公侯金印紫綬	諸侯王、高帝初置、金璽黓綬 諸侯王、黄金璽、案駝鈕、文曰 璽、謂刻言某王之璽 徐廣曰、太子及諸侯王、金印龜 鈕、纁朱綬 建武元年復設諸侯王金璽黓綬、 公侯金印紫綬
『漢旧儀』	『漢書』百官公卿表	『漢書』百官公卿表	『東觀書』	『漢書』百官公卿表	『漢書』百官公卿表	『漢書』百官公卿表	『後漢書』靈帝紀	『漢書』百官公卿表	『漢書』百官公卿表	

表2: 漢魏晉代金印・漆金銅印一覽(出土印)

No.	時代	印文	材質	鈕形	印面の寸法(cm)	重量(g)	出土地	出土遺構	出土年	文献
30	後漢	武鄉亭侯	漆金	龜	二・四×二・四		甘肅省嘉峪關市觀M9墓	土壇豎穴墓	一九七七	⑬
29	後漢	永貴亭侯	漆金	龜	二・五×二・五		山東省滕縣	不墓付明	一九七九	⑯
28	後漢	威烈將軍印	漆金	獸?	二・三×二・三		河北省青龍縣	古墓付明	一九七五	⑦
27	後漢	伏波將軍印	漆金	龜	二・五×二・五		安徽省郎溪縣	不墓付明	一九八〇	⑮
26	後漢	都亭侯印	漆金	龜	二・五×二・五		寧夏回族自治区固原縣	不墓付明	一九七五	⑮
25	後漢	□夫人印	漆金	龜	二・二〇		廣東省廣州市象崗山	南越王墓	一九八三	②
24	後漢	泰夫人印	漆金	龜	二・二〇		廣東省廣州市象崗山	南越王墓	一九八三	②
23	後漢	左夫人印	漆金	龜	二・二〇		廣東省廣州市象崗山	南越王墓	一九八三	②
22	後漢	長沙丞相	漆金	龜	二・二〇		湖南省長沙市馬王堆二號墓	木槲墓	一九七四	①
21	前漢	軼侯之印	漆金	龜	二・二〇		湖南省長沙市馬王堆二號墓	木槲墓	一九七四	①
20	後漢	晉烏丸歸義侯	漆金	駝	二・二×二・二	約一五〇	內蒙古自治區涼城縣	不	一九五六	⑭
19	後漢	晉鮮卑歸義侯	漆金	羊	二・二×二・二	約一五〇	甘肅省西和縣	不	一九八四頃	⑮
18	後漢	晉歸義氏王	漆金	駝	二・二×二・二	約一五〇	甘肅省一帶	不	一九八五	⑮
17	後漢	晉歸義胡王	漆金	駝	二・二×二・二	約一五〇	甘肅省一帶	不	一九八五	⑮
16	後漢	關中侯印	漆金	駝	二・四×二・四	八三・二一	江蘇省南京市	不	一九八五	⑮
15	後漢	關中侯印	漆金	駝	二・四×二・四	八三・二一	江蘇省南京市	不	一九八五	⑮
14	後漢	關中侯印	漆金	駝	二・四×二・四	八三・二一	江蘇省南京市	不	一九八五	⑮
13	後漢	關中侯印	漆金	駝	二・四×二・四	八三・二一	江蘇省南京市	不	一九八五	⑮
12	後漢	關中侯印	漆金	駝	二・四×二・四	八三・二一	江蘇省南京市	不	一九八五	⑮
11	後漢	關中侯印	漆金	駝	二・四×二・四	八三・二一	江蘇省南京市	不	一九八五	⑮
10	後漢	偏將軍印章	漆金	龜	二・四×二・四	一〇八・九五	四川省重慶市聚賢岩	不	一九八二	⑬
9	後漢	平東將軍章	漆金	羊	二・四×二・四	一〇八・九五	四川省重慶市聚賢岩	不	一九八二	⑬
8	後漢	漢歸義賓邑侯	漆金	龜	二・三×二・三	一一二・八七	四川省萬縣市南郊	不	清朝末年	⑫
7	後漢	廣陵王璽	漆金	蛇	二・三×二・三	一一二・八七	四川省萬縣市南郊	不	一九八一	⑩
6	後漢	漢委奴國王	漆金	蛇	二・三×二・三	一一二・八七	日本福岡縣福岡市志賀島	石域	一九八四	⑨
5	新	朔寧王太后璽	漆金	龜	三・三×三・三	一〇〇・〇	陝西省陽平關	墓域	一九八四	⑧
4	新	富壽侯印	漆金	龜	二・四×二・四	一〇〇・〇	河南省西華縣	豎穴土壇墓	一九八四	⑥
3	新	滇王之印	漆金	蛇	二・四×二・四	九〇・〇	雲南省晉寧縣石寨山六號墓	表坑墓	一九七七	④
2	前漢	諸國侯印	漆金	龜	二・五×二・五	九〇・〇	山東省即墨縣	表坑墓	一九七七	③
1	前漢	文帝行璽	漆金	龍	三・一×三・一	九〇・〇	廣東省廣州市象崗山	南越王墓	一九八三	②

表3. 漢魏晉代金印・鍍金銅印一覽(伝世印)

No.	時代	印文	材質	鈕形	印面の寸法(cm)	重量(g)	所蔵者	文献
1	前漢	石洛侯印	金	龜			中國歴史博物館	⑤
2	魏	崇德侯印			二・四四×二・四三		藤井有鄰館	②⑤
3		閔中侯印			二・四三×二・四三			
4	晉	晉匈奴歸義王		駝	二・二×二・二一	八六・九	北京首都博物館	②⑥
5		晉歸義氏王					中國歴史博物館	②⑦
6		親晉胡王					陝西省博物館	
7	漢	閔内侯印	鍍金	龜	二・二三		東京国立博物館	②⑧
8	後漢 魏	閔内侯印					故宮博物院	②⑦
9		閔内侯印						
10		閔内侯印			二・四〇×二・四〇		大谷大学	②⑨
11		閔内侯印			二・五〇×二・五〇			
12		閔内侯印			二・五〇×二・五〇			
13		閔内侯印			二・三〇×二・三〇			
14		閔内侯印					上海博物館	
15		閔中侯印			二・四〇×二・三八		大谷大学	②⑨
16		閔中侯印					上海博物館	
17	後漢 晉	都郷侯印			二・五八×二・六一		藤井有鄰館	②⑤
18		都郷侯印					故宮博物院	②⑦
19		安陽郷侯						
20		洧陽郷侯					上海博物館	
21		東朝陽侯					故宮博物院	
22	後漢 晉	永世侯印	鍍金	龜			上海博物館	②⑦
23		安樂亭侯						
24		安樂亭侯						
25		長樂亭侯			二・七〇×二・五〇		大谷大学	②⑨
26		萬歲亭侯					上海博物館	②⑦
27		西陽亭侯					上海博物館	
28		鮮城亭侯					天津芸術博物館	
29		壽城亭侯					上海博物館	
30		廣陽亭侯					故宮博物院	
31		都亭侯印						
32		晉興亭侯		鼻			上海博物館	
33	後漢	南陽守丞						
34		南陽守丞		龜				
35	魏	南郷太守章					天津芸術博物館	
36		句陽令印					故宮博物院	
37		建威將軍章						
38		威寇將軍章					天津芸術博物館	
39	吳	凌江將軍章			二・四八×二・四八		藤井有鄰館	②⑤
40	蜀	牙門將印章					上海博物館	②⑦
41		牙門將印章			二・四七×二・五二		藤井有鄰館	②⑤
42		牙門將印章					故宮博物院	②⑦

64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	No.	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	魏 晋	"	"	"	晋	"	後漢 晋	晋	蜀	時代	
戈門司馬	涅陽右尉	殿中校尉	殿中校尉	主爵都尉	將兵都尉	武猛都尉	奉車都尉	奉車都尉	駙馬都尉	駙馬都尉	騎都尉印	騎都尉印	騎都尉印	宣威將軍章	夷陵將軍章	龍驤將軍章	龍驤將軍章	鷹揚將軍章	寧朔將軍章	輕車將軍章	牙門將之章	印文	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	鍍金	材質
龜	瓦	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	鈕形	
	二・三・五×二・三・五	二・五・二×二・四・九	二・四・九×二・四・九		二・五・四×二・六・〇	二・二・〇×二・二・一・〇	二・二・六・〇×二・五・〇	二・一・五×二・一・一・〇	二・二・四・九×二・四・〇	二・二・五・〇×二・四・三	二・二・六・五×二・四・六	二・二・四・六×二・五・七	二・二・六・〇×二・五・二	二・二・五・〇×二・五・六	二・二・六・一×二・四・九		二・二・八・六×二・八・四	二・二・五・〇×二・四・〇	二・二・三・〇×二・三・一・〇			印面の寸法(cm)	
																						重量(g)	
天津芸術博物館	"	"	大谷大学	上海博物館	藤井有鄰館	"	"	"	"	大谷大学	藤井有鄰館	"	"	大谷大学	藤井有鄰館	故宫博物院	藤井有鄰館	"	大谷大学	上海博物館	故宫博物院	所藏者	
②7	"	"	②9	②7	②5	"	"	"	"	②9	②5	"	"	②9	②5	②7	②5	"	②9	"	②7	文獻	
	85.	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	No.	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	晋	後漢	魏 晋	時代	
	晋烏丸率善佰長	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	親晋羌王	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	親晋氏王	親晋氏王	親晋氏王	晋烏丸率善侯	晋烏丸率善侯	親晋胡王	親晋胡王	親晋王印	漢青羌邑長	千人督印	印文	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	鍍金	材質
	羊	馬	"	"	羊	駝?	羊	獸	"	"	"	"	"	"	"	"	駝?	羊	龜	駝	龜	鈕形	
	二・三・四×二・二・七	二・二・五×二・二・二	二・三・六×二・三・三	二・三・〇×二・三・一	二・三・八×二・三・八		二・二・六×二・二・四										二・二・一・〇×二・一・五	二・二・四・一×二・四・九				印面の寸法(cm)	
																						重量(g)	
"	"	大谷大学	藤井有鄰館	"	大谷大学	上海博物館	寧楽美術館	杭州西泠印社		中国歴史博物館	"	"	故宫博物院	"	"	上海博物館	故宫博物院		大谷大学	故宫博物院	天津芸術博物館	所藏者	
"	"	②9	②5	"	②9	②7	③0	②7	③0	"	"	"	"	"	"	"	②7	③0	②9	"	②7	文獻	

1 文献

- ①周世荣「長沙出土西漢印章及其有關問題研究」『考古』一九七八—四 北京。
- ②広州象崗漢墓發掘隊「西漢南越王墓發掘初步報告」『考古』一九八四—三 北京。
- ③姜惠居「山東即墨發現漢代金印一方」『考古与文物』一九八三—五 西安。
- ④雲南省博物館「雲南晉寧石寨山古墓群發掘報告」一九五九 北京。
- ⑤中国歴史博物館「中国歴史教学参考図集」上 一九八三 北京。
- ⑥張志華・王富安「河南西華發現一枚漢代金印」『文物』一九八七—四 北京。
- ⑦鐘侃「寧夏固原原出土文物」『文物』一九七八—二 北京。
- ⑧「陝西陽平関修築宝成鉄路中發現的朔寧王太后金印」『文物参考資料』一九五五—三 北京。
- ⑨岡崎敬「漢委奴國王金印の測定」『史淵』一〇〇—一九六六 福岡。
- ⑩南京博物院「江蘇邗江甘泉二号漢墓」『文物』一九八一—一一 北京。
- ⑪岡崎敬「新たに発見された、廣陵王璽」について、『稻・舟・祭—松本信廣先生追悼論文集—』一九八二 東京。
- ⑫中華五千年文物集刊編 委員会『中華五千年文物集刊璽印篇』一九八五 台北。
- ⑬李既陶「山東嶧県發現平東將軍金印」『文物参考資料』一九五九—三 北京。
- ⑭胡人朝「重慶市博物館征集一方龜鈕金印」『考古与文物』一九八四—一 西安。
- ⑮寧克「河北青竜県發現古代官印」『考古』一九八八—九 北京。
- ⑯滕県博物館「山東滕県出土兩批銅印」『考古』一九八〇—六 北京。
- ⑰李芳芝「泌陽県出土一方関内侯金印」『河南文博通訊』一九八〇—四 鄭州。
- ⑱甘肅省博物館「酒泉、嘉峪関晋墓的發掘」『文物』一九七九—六 北京。
- ⑲陳上岷「雲夢県發現、関内侯、金印」『文物参考資料』一九五九—五 北京。
- ⑳張中一「関中侯、金印在長沙發現」『文物参考資料』一九五八—三 北京。
- ㉑李蔚然「南京出土関中侯印考略」『東南文化』一九八五—南 京。
- ㉒賀官保・陳長安「洛陽博物館藏官印考」『文物』一九八〇—一 二 北京。
- ㉓薛英群「晋婦義羌侯印与晋婦義氏王印」『文物』一九六四—六 北京。
- ㉔李逸友「内蒙古出土古代官印的新資料」『文物』一九六一—九 北京。
- ㉕加藤慈雨楼「有鄰館藏璽印精華官印篇」一九七五 京都。
- ㉖姜東方「新匈奴婦義王、金印」『文物』一九八八—六 北京。
- ㉗羅福頤「秦漢南北朝官印徵存」一九八七 北京。
- ㉘福岡市立歴史資料館「特設展図録「漢委奴國王」金印展—金印發見二百年—」一九八四 福岡。
- ㉙大谷大学「大谷大学所藏禿庵文庫中国古印図録」一九六四 京都。
- ㉚加藤慈雨楼「漢魏晋蕃夷印彙例」一九八六 京都。
- ㉛宋永祥「安徽郎溪出土一方、都亭侯印」『考古』一九八九—七 北京。



このように文献の規定からみると、漢代の金印には、黄金の「璽」・「印」・「章」、金の「印」という区別があったことが窺える。

### 銀印

御史大夫および秩比二千石以上の官職が銀印青綬であり、鈕形は亀鈕、印文末尾の文字が「章」となっている。文献ではこれ以上の細かい規定は見られない。

### 銅印

秩比六百石以上が銅印墨綬、二百石以上が銅印黄綬で、鈕形は鼻鈕、印文末尾の文字は「印」となっている。

以上が漢代官印の文献よりみた規定であるが、実際の出土印でこの規定に合わないものが少なくない。とくに材質については同一の印文であるにもかかわらず、材質を異にする印章も認められる。このような視点から、次に流釜金銅印を中心にその実例をみてみよう。

### 三、漢魏晋代の流釜金銅印出土例

これまで出土が報告されている漢魏晋代の金印および鑿金銅印は表2のとおりで、金印が二〇例、流釜金銅印が一〇例である。また、出土地や出土状況が不明な伝世所蔵印は、管見では表3のとおりで、金印が六例、流釜金銅印は七九例を知り得る。紙数の制限上、出土例を中心に鑿金銅印について考えてみよう。

#### 軼侯之印・長沙丞相（文献1）

一九七四年に湖南省長沙市の馬王堆二号漢墓から出土した。このほかに「利蒼」覆斗鈕玉印一点が出土しており、この墓の被葬者が

『漢書』高惠高后文功臣表第四に「軼侯黎朱蒼、以長沙相侯、七百戸、二年四月庚子封、八年薨」とみえる軼侯利蒼であり、前漢惠帝二（前一九三）年に軼侯に封じられ、惠帝八（前一八七）年に没したことが知られる。いずれも亀鈕の流釜金銅印であり、前者の印面一辺の長さ二・〇cm、後者が二・二cmと報告されている以外に具体的なデータは不明である。

長沙国は秦代には郡であったが、前漢高帝五（前二〇二）年に侯王国となった（『漢書』地理志第八下）。これらの印は侯王国の丞相の封爵印と官職印であり、これまで出土している流釜金銅印で最も時代の遡るものである。このほかに侯王国の丞相印の出土例は知られていないが、郡の丞相印としては「南陽守丞」鼻鈕流釜金銅印・亀鈕流釜金銅印各一点が知られ（表3 No.33、No.34）、いずれも後漢代のものと考えられる。なお、「南陽守丞」鼻鈕石印が藤井有鄰館に所蔵されており、これは前漢代の印母範と考えられる（文献25）。

文献による丞相印の材質は「黄金」とされているが、これはあくまで漢室内朝臣としての丞相を指すものであり、侯王国の丞相印は一ランク下の流釜金銅印とされたのであろう。

#### 左夫人印・泰夫人印・□夫人印（文献2）

一九八三年六月に、広東省広州市象崗山の石築多室墓から出土した。「文帝行璽」竜鈕金印一、「帝印」蟠竜鈕玉印、「泰子」覆斗鈕玉印、「趙昧」覆斗鈕玉印、「右夫人璽」亀鈕金印、「景港令印」魚鈕銅印など、計一六点の印章が出土している。「文帝行璽」印の出土から、この墓は『漢書』西南夷兩粵朝鮮伝第六十五に「至武帝建

元四年、佗孫胡為南粵王。立三年、(中略)後十餘歲、胡實病甚、太子齊齋請歸。胡薨、諡曰文王」とみえるように、前漢武帝建元四年(前一三七)年に南越王となり、十数年後に没した二代文王の墓であることは確実である。これらの印章の中で、「文帝行璽」竜鈕金印については、梶山勝氏が詳細に論述されているように、印文、鈕形、規格の面から考えて、漢室から賜与された官印ではなく、南越国自造の印章であろう。けれども、南越国内では公印として用いられたと考えられる。

「右夫人璽」亀鈕金印は、鈕形が亀鈕であること、印文末尾に「璽」とあることから、文帝に最も近い格式の夫人の印章と考えられる。大谷光男氏は、『漢書』西域伝第六十六上の烏孫国の記事を引用して、右夫人を第一夫人のこととされ、漢の公主の可能性を述べられている。この印章に最も類似する出土印として、一九五四年に陝西省陽平関から出土した「朔寧王太后璽」亀鈕金印がある(文献8)。印文中の「朔寧王」は、『後漢書』卷十三隗囂公孫述列伝に「明年述以囂為朔寧王」とみえるように、王莽の時代に蜀王として自立した公存述が、建武七(三一)年に隗囂に与えた封号である。印面の一辺が三・三cmを測り、梶山氏も指摘されているように、漢室から賜与されたものではない。けれども、印文中に「太后璽」と刻していることからすれば、文王は自らの印章に「帝璽」と刻しており、その後の公印もそれに対応する印文でなければならぬと考えられる。「后璽」と刻した印章は造られなかったのだろうか。

「左夫人印」、「泰夫人印」、「□夫人印」はいずれも亀鈕の流釜金

銅印である。文帝の第二夫人以下の夫人の印章と考えられ、印文の末尾が「印」であること、材質が流釜金銅であることなどから、漢制に倣ったことが窺える。このほかに、流釜金銅印の夫人の印章は出土していない。

#### 都亭侯印(文献31)

一九八〇年春、安徽省郎溪県で農民が掘り出したものである。印の内部は銹化しているが、外面は金色に輝いている。鈕形は亀鈕で、印面の一辺二・五cm、総高二・五cm、印台の高さ一cmを測る。亀甲の文様は羽状文、曲折文、圈点文を組み合わせ、亀首は真正面を向いている。印面には都亭／侯印と二行四文字を陰刻している。

印文中の「亭侯」は、『通典』職官十三に「自獻亭建安初、封曹操為貴亭侯、亭侯之制、自此如也」とあり、後漢末に始まった封号と考えられ、『三国志』吳志魯肅伝に「肅子淑、至永安中為昭武將軍都亭侯」とみえるように三国時代にも認められる。また『後漢書』百官志五に「列侯所食者為侯国(中略)、以賞有功、功大者食県、小者食郷、亭」とみえるように、列侯の爵号である。

この印は亀鈕の形制や印文の字体などから、後漢代に属すと考えられる。伝世印としては、同じく亀鈕流釜金銅印である「都亭侯印」が故宮博物院に所蔵されている(表3 No.31)。また、一九七三年四月〜五月に、江蘇省江寧県の銅井公社から、西晋代の青磁器とともに「都亭侯印」印が出土している。この印は亀鈕銅印であり、印面の一辺二・三cm、印台の高さ一cm、亀鈕の高さ一・三cm、重さ六六・六gを測る。印面に都亭／侯印の二行四文字を陰刻している。この

印が銅印であることから、報告者は都亭侯の身分は列侯の中でも比較的軽かったとしているが、他の印章との比較が必要であろう。

#### 伏波將軍章（文献7）

一九七五年五月、寧夏回族自治区固原県で、古墓の傍の溝から発見された。亀鈕の鍍金銅印で、印面の一辺二・三cm、総高三cmを測る。印面に篆書体で「伏波將軍章」と陰刻している。詳細なデータは不明であるが、報告者はこの印を後漢初期のものとしている。

印文の「伏波將軍」は、『漢書』西南夷兩粵朝鮮伝第六十五に「元鼎五年秋、衛尉路博徳為伏波將軍」とみえるように、前漢代から置かれた有事の際の將軍で、水軍の將である。この路博徳のあと、伏波將軍となったのは、後漢では馬援を始め三名、魏では滿寵など四名、晋では孫秀ら三名が知られる。近年の「伏波將軍章」鍍金銅印の出土例は一例のみであるが、清の光緒年間（一八七五―一九〇八年）に陝西省雲陽県蛾山中から子供が拾ったものがある<sup>6</sup>。この印は駝鈕の鍍金銅印で、印文は「伏波將軍章」であるが、詳細なデータは不明である。また、一九八一年に陝西省咸陽市窑店鎮で発見された「伏波將軍章」印は亀鈕銅印である。印面の一辺二・二cm、総高三cmを測り、印面に伏波／將軍／章の三行五文字を陰刻している。

このように、出土が知られている「伏波將軍」の印章は、鍍金銅印が二例、銅印が一例である。同一の印文で材質が異なる理由は、どのようなように考えるべきであろうか。漢魏晋代の將軍印の金印出土例では、一九八二年に四川省重慶市から発見された「偏將軍印章」亀鈕金印（文献14）、一九五八年に山東省嶧県から出土した「平東將

軍章」亀鈕金印（文献13）の二例が知られる。このうち「偏將軍印章」印は、一九八五年に湖北省宜都県の後漢代の磚室墓から出土した亀鈕銀印一例<sup>7</sup>、一九六七年に河南省新郷市から発見された銅印一例がある<sup>8</sup>。前者は印面の一辺二・四cm、総高一・七cmを測り、印面に偏將／軍印／章の三行五文字を陰刻する。ほかの副葬品と考え合わせ、後漢末の年代と考えられる。後者は表面採集された亀鈕銅印で、印面の一辺二・三cmを測り、印面に偏將／軍印／章の三行五文字を陰刻し、後漢代の印章と考えられる。

#### 威烈將軍印（文献15）

一九八六年一月、河北省青龍県で農民が掘り出したものである。鈕形は獸鈕とされており、印面の一辺二・三cm、総高二・二cmを測り、印面に威烈／將軍印の二行五文字を陰刻する。この印で疑問があるのは、印文末尾の文字を「印」としていることである。通常の將軍印の末尾は「章」あるいは「印章」となっており、出土印も伝世印もそのようになっていて、印文の威烈將軍の出土印や伝世印も管見では知り得ない。『宋書』志第二十九百官上には、「大將軍」、「東京將軍」、「驃騎將軍」、「騎將軍」、「衛將軍」、「征東將軍」、「征南將軍」、「征西將軍」、「征北將軍」、「鎮東將軍」、「鎮南將軍」、「鎮西將軍」、「鎮北將軍」、「中軍將軍」、「鎮軍將軍」、「撫軍將軍」、「安東將軍」、「安南將軍」、「安西將軍」、「安北將軍」、「平東將軍」、「平南將軍」、「平西將軍」、「平北將軍」、「左將軍」、「右將軍」、「前將軍」、「後將軍」、「征虜將軍」、「冠軍將軍」、「龍驤將軍」、「建威將軍」、「振威將軍」、「奮威將軍」、「揚威將軍」、「廣威將軍」、「建武將軍」、「振武

將軍、「奮武將軍」、「揚武將軍」、「廣武將軍」、「鷹揚將軍」、「折衝將軍」、「輕車將軍」、「揚烈將軍」、「寧遠將軍」、「材官將軍」、「伏波將軍」など漢魏晋代に置かれた將軍の名号のほか、「浚江將軍、魏置。自浚江以下、則有宣威、明威、驥威、厲威、威厲、威寇、威虜、威戎、威武、武烈、武毅、武奮、綏遠、綏邊、綏戎、討寇、討虜、討難、討夷、蕩寇、蕩虜、蕩難、蕩逆、殄寇、殄虜、殄難、掃夷、掃寇、掃虜、掃難、掃逆、厲武、厲鋒、虎威、虎牙、廣野、橫野、偏將軍、裨將軍、凡四十號」の將軍名を記している。しかしながらこの中にも「威烈將軍」は見当らないのである。この中で出土例が知られるものは、前述した印章のほかに、一九八七年一月に河南省舞陽県から発見された「掃寇將軍章」印がある。これは亀鈕銀印で、印面の一辺二・三五cm、重さ六七gを測り、印面には掃寇／將軍／章の三行五文字が陰刻されている。魏の官印と考えられる。なお、伝世の將軍印のうち亀鈕鍍金印は、管見では表3 (Na 37、Na 50) のとおりである。

#### 永貴亭侯 (文獻16)

一九七九年春、山東省滕県の土坑竪穴墓から出土した。亀鈕の鍍金銅印で、印面の一辺二・五cm、総高三cmを測り、印面に永貴／亭侯と二行四文字を陰刻する。印文も亭侯は、前にみたように後漢末から認められる列侯の爵号であり、永貴は地名もしくは虚封の称である。他の副葬品から考えて、この墓の年代は後漢末―呉とされるが、同時に出土した印章に「奉車都尉」亀鈕銅印がある。印文の「奉車都尉」は、前漢武帝が初めて置いた官職で、駙馬都尉、騎都尉とともに秩比二千石の官であり、本来は銀印青綬が賜与されてしかるべきである。なお、同じく山東省滕県の別の竪穴土坑墓からは、「関内侯印」亀鈕銅印一、「遂昌令印」橋鈕銅印一とともに、「奉車都尉」亀鈕銅印二が同時に出土している (文獻16)。また、「都尉」印の出土例としては、一九七〇年に河南省伊川県から採集された駙馬都尉「亀鈕銀印がある。しかしながら、「都尉」印の鍍金銅印の出土例は知られていない。

#### 武郷亭侯 (文獻18)

一九七七年五月―六月、甘肅省嘉峪関市で三基の晋代磚室墓が発掘調査され、観M9墓と命名された墓の東側棺内から出土した。亀鈕の鍍金銅印で、印面の一辺二・四cm、総高二・五cmを測り、武郷／亭侯と二行四文字を陰刻している。印文の郷亭侯は、『通典』職官十三に「晋亦有王、公、侯、伯、子、男六等之封」、その注に「晋令曰、有開国郡公、県公、郡侯、伯、子、男、及郷亭、関内、関外等侯之爵」、『通典』職官十九に「晋官品第五品亭侯爵」とみえる晋代の五品にあたる爵号である。

#### 四、まとめ

これまで出土が知られている漢魏晋代の鍍金銅印一〇例について検討してきたが、南越王墓出土の夫人印三例を除く七例は、全て当代の官印と考えられるものである。出土例を見る限り、鍍金銅印は侯王国の丞相、將軍、列侯の各爵号に賜与されているのだが、同一の印文を有する官印にあっても、銀印や銅印も存在することは前に

みたとおりである。こうした流金銅印の位置づけについては、これまであまり問題とされてはいなかった。最近、叶其峰氏が、多くが魏晉南北朝の時代に認められること、その中の少数は金印の代用品であるが多くが銅印であること、金印と流金銅印を完全に同等に見るべきではないこと、遺存する鑿金銅印から当時の金印の制度を推論することはできないことなどを初めて指摘されている<sup>11</sup>。氏も述べられているように、表示した伝世の流金銅印も、魏晉代が圧倒的に多いのである。けれども、『後漢書』景帝紀に「賣関内侯爵、假金印紫綬」とみえ第十九級の爵号である関内侯印にしても、河南省泌陽県出土印（文献17）、湖北省雲夢県出土例（文献19）が金印であるのに対し、伝世印では八例が流金銅印となっている（表3 No. 7～No. 14）。また、『三国志』魏志武帝紀所引の『魏書』に「置名号侯爵十八級、関中侯爵十七級、皆金印紫綬」とみえる関中侯印では、湖南省長沙市出土例（文献20）、江蘇省南京市出土例（文献21）は金印であり、伝世印のうち金印が一例、流金銅印が二例となっている（表3 No. 3・No. 15～No. 16）。

次に周辺異民族に賜与された蛮夷印について見てみよう。金印の蛮夷印出土例は、『滇王之印』蛇鈕金印（文献4）、「漢委奴國王」蛇鈕金印（文献9）、「漢歸義寶邑侯」羊鈕金印（文献12）、「晋歸義胡王」蛇鈕金印（文献22）、「晋歸義氏王」羊鈕金印（文献23）、「晋歸義羌侯」羊鈕金印（文献23）、「晋鮮卑歸義侯」蛇鈕金印（文献24）、「晋烏丸歸義侯」蛇鈕金印（文献24）があり、前漢代一例、後漢代二例、晋代五例となっている。伝世印としては、「晋匈奴歸

義王」蛇鈕金印（文献26）、「晋歸義氏王」蛇鈕金印（文献27）、「親晋胡王」蛇鈕金印（文献27）の四例を知り得る。鑿金銅印の蛮夷印の出土例は知られていないが、伝世印としては次のようなものがある。後漢代の「漢青光邑長」蛇鈕流金銅印（文献27）のほかは、全て晋代のものであり、「親晋王印」一例（文献29）、「親晋胡王」二例（文献27・30）、「晋歸義胡王」一例（文献27）、「晋歸義胡侯」一例（文献27）、「親晋氏王」三例（文献27）、「晋歸義氏王」三例（文献27・30）、「親晋羌王」一例（文献27）、「晋歸義羌王」一例（文献30）、「晋歸義羌侯」一例（文献27）、「晋歸義叟王」一例（文献29）、「晋歸義叟侯」二例（文献25・29）、「晋烏丸歸義侯」一例（文献29）、「晋烏丸率善伯長」一例（文献29）の計一九例を知り得る。

このように、蛮夷印においても、鑿金銅印は出土印・伝世印ともに晋代に圧倒的に多く見られるのであるが、漢代にあっても金印は、「王」・「國王」・「邑侯」などの称号に対して賜与されている<sup>12</sup>。

また晋代においても、「晋歸義氏王」印や「親晋胡王」印のように、同じ王印であっても金印と流金銅印の二種が認められるのである。

さらには、「晋烏丸率善伯長」羊鈕流金銅印の「率善伯長」印の例では、一九七三年に陝西省麟游県崔木公社の古墓から出土した「晋率善胡伯長」印・「晋屠各率善伯長」印<sup>13</sup>、一九六六年に韓国慶尚北道迎日郡新光面馬助里の古墓から出土した「晋率善穢伯長」印<sup>14</sup>はいずれも銅印であり、その位置づけが問題となろう。蛮夷印の材質と印文の関係を見る場合、叶其峰氏も述べられているように、歴代の古代中国王朝と周辺異民族国家との政治的力関係の反映として把握

すべきであろうが、その具体的な解明は今後の課題であろう。

これまで検討したように、漢魏晋代官印の材質と印文との関係については、今後に残された課題が少なくない。本稿では鍍金銅印を中心にとりあげたが、例えば銀印とされている印章にしても、多くが肉眼観察による視覚的表現であり、実際には銅に銀メッキを施した印章も存在するのである。<sup>15)</sup> 印章に伴なう綬の出土例が皆無に近い考古学的現状からして、文献から知り得ない中国古代の印章制度や周辺異民族国家との冊封関係の具体的な解明に当っては、出土印の科学的な成分分析が望まれよう。本研究報告には、「漢委奴國王」蛇鈕金印の非破壊の蛍光X線分析結果を、出土してから二〇六年を迎える今ようやく掲載した。これを機会に、漢魏晋代官印の科学的な材質分析が実施され、その結果が公表されることを期待したい。

この小文を草するに当っては、大谷光男、後藤直、梶山勝の各氏から有益な御教示、御指導をいただいた。また、当館の小松原澄江、中村浩美の両嬢には、資料整理など多大の御苦勞をおかけした。これらの方々に対し、厚く感謝申し上げるものである。

(一九九〇年立春稿了)

註

(1) 正始四年の遣使は大夫伊聲耆、掖邪拘等八人であるが、賜与されたのが「率善中郎將」印綬と明記されていることから、この時は八人のうち二人だけに賜与されたと考えたい。

(2) 栗原朋信 文献にあらわれたる秦漢璽印の研究 秦漢史の研究 一九六〇 東京。

(3) 梶山勝 前漢南越王墓出土の金印『文帝行璽』に関する一考察

古代文化三六 一九八四 京都。

(4) 大谷光男 古代中国から冊封された官印について 朝鮮学報一

一九・二二〇 一九八六 天理。

(5) 吳文信 江蘇江寧出土一批西晋青瓷 文物一九七五——北京。

(6) 王翰章 咸陽出土伏波將軍章 考古与文物一九八九——西安。

(7) 宜昌地区博物館・宜都県文化館 湖北宜都陸城發現一座東漢墓

考古一九八八——北京。

(8) 介紹西方漢印 考古一九八三——北京。

(9) 楊文和 三国『魏掃寇將軍章』銀印 文物一九八九——北京。

(10) 賀官保・陳長安 洛陽博物館藏官印考 文物一九八〇——北京。

(11) 叶其峰 秦漢南北朝官印鑑別方法初論 故宮博物院院刊一九八九——台北。

(12) 漢魏晋代を通じて、周辺異民族の「王」に対して賜与された印章の中で、「国王」とあるのは「漢委奴國王」金印のみである。

この外は民族名の下に「王」字を刻すだけであり、検討されねばならない課題である。

(13) 陝西省文管会・博物館・陳全方 陝西出土の一批古代印章資料

介紹 文物資料叢刊一 一九七七 北京。

(14) 梅原未治 晋率善機械伯長銅印 考古美術八一——一九六七ソウル。

(15) 京都の藤井有鄰館、台湾の故宮博物院所蔵の「駙馬都尉」印は、いずれも龜鈕の鍍銀銅印である。



26. 都亭侯印



18. 晋归义羌侯



9. 汉归义 襄邑侯



3. 諸国侯印



27. 伏波将军章



19. 晋鲜卑归义侯



10. 平东将军章



4. 滇王之印



28. 威烈将军印



20. 晋烏丸归义侯



12. 関内侯印



5. 富寿侯印(拓本)



29. 永贵亭侯



21. 軻侯之印



16. 晋归义胡王



7. 漢委奴國王



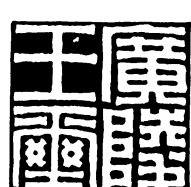
30. 武乡亭侯



22. 长沙丞相



17. 晋归义氏王



8. 廣陵王璽

図1. 漢魏晋代金印・鍍金銅印(出土印)印影 (番号は表2のNo.と同じ)



66. 漢青羌邑長



31. 都亭侯印



8. 関内侯印



1. 石洛侯印



80. 晋帰義羌侯



34. 南陽守丞



14. 関内侯印



4. 晋匈奴帰義王



76. 晋帰義氏王



35. 南郷太守章



16. 関中侯印



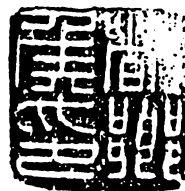
5. 晋帰義氏王



70. 晋帰義胡王



37. 建威將軍章



18. 都郷侯印



6. 親晋胡王



85. 晋烏丸率善佰長



44. 輕車將軍章



23. 安楽亭侯



7. 関内侯印

図2. 漢魏晋代金印・鍔金銅印(伝世印)印影 (番号は表3のNo.と同じ)

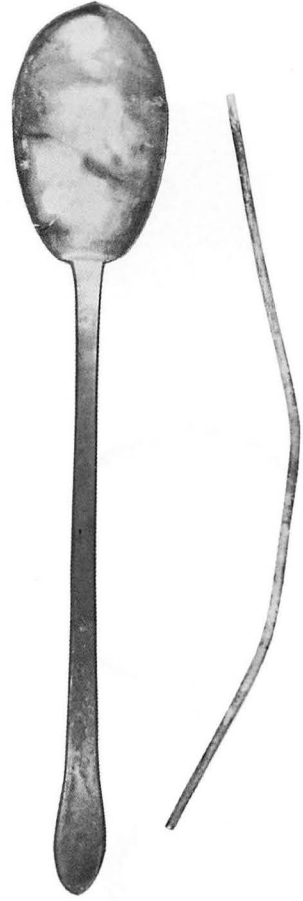




12. 銅匙



13. 銅匙



14. 15. 銅匙・箸



16. 銅鉢

写真2 測定資料



1. 「漢委奴国王」金印



5. 五銖錢



9. 銅鏃



2. 金製耳環



6. 大泉五十



10. 銅釧



3. 中間飾付耳環



7. 大泉五十



4. 耳環



8. 貨泉



11. 銅釧

写真1 測定資料

4. 1989年10月、福岡市大牟田古墳群出土の耳環に鉛製らしいものを見出した。東京芸術大学保存科学研究室で非破壊のX線回折の測定を行い炭酸鉛が同定された。同研究室稲葉政満助手に感謝致す。
5. 宮内庁正倉院事務所成瀬正和氏の御教示による。

文献

- 入田整三 1933 国宝漢委奴国王金印の寸法と量目 考古学雑誌23-4。
- 梅原末治 1960 上古初期の仿製鏡、読史会創立五十年記念国史論集。
- 王仲殊 1959 説瀛王之印興漢委奴国王金印、考古 1959-10。
- 大谷光男 1974 研究史金印、吉川弘文館。
- 岡崎敬 1968 「漢委奴国王」金印の測定、史淵100。
- 岡部長章 1964 奴国王金印問題詳論、鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢。
- 加古千恵子・平田博幸 1989 多利・前田遺跡発見の中世土壙墓、考古学雑誌74-4。
- 九州歴史資料館 1982 田中幸夫寄贈品目録。
- 九州歴史資料館 1988 大宰府史跡昭和62年度発掘調査概報。
- 呉朴 1959 我对“瀛王之印”的看法、文物 1959-7。
- 佐野有司・富永健 1982 中国古銭中の元素の偏析に関する研究、古文化財の科学27。
- 佐野有司・野津憲治・富永健 1983 多変量解析法を用いる古銭の化学組成の研究、古文化財の科学28。
- 塩屋勝利 1987 漢代蛮夷印と出土例に関する覚書、福岡市立歴史資料館研究報告11。
- 塩屋勝利 1989 中国出土王莽銭に関する覚書、福岡市立歴史資料館研究報告13。
- 成瀬正和 1989a わが国上代の工芸材料としての錫、正倉院年報11。
- 成瀬正和 1989b 正倉院の銅製品—化学的調査から—、金属博物館紀要14。
- 平尾良光・泉谷明人・八木謙二・木村幹・馬淵久夫 1984 前漢銭および模倣銭の化学組成、古文化財の科学29。
- 福岡市教育委員会 1979 三宅廃寺、福岡市埋蔵文化財調査報告書第50集。
- 福岡市教育委員会 1980 徳永アラタ古墳群、福岡市埋蔵文化財調査報告書第56集。
- 福岡市教育委員会 1981 下月隈天神森遺跡、福岡市埋蔵文化財調査報告書第76集。
- 福岡市教育委員会 1989b 都市計画道路博多駅築港線関係埋蔵文化財調査報告書(Ⅲ)博多、福岡市埋蔵文化財調査報告書第204集。
- 福岡市教育委員会 1989a 吉塚1、福岡市埋蔵文化財調査報告書第202集。
- 馬淵久夫・山口誠治・菅野等・中井敏夫 1978 原子吸光法による東洋の古銭の化学分析、古文化財の科学22。
- 馬淵久夫 1986 青銅器の材料、弥生文化の研究6。雄山閣
- 山崎一雄 1987 古文化財の科学、思文閣出版。
- 横田義章 1989 銅鏡三例とその修復、九州歴史資料館研究論集14。
- 李昶根・姜大一 1989 新安沈没船引揚中国銅銭の化学組成、保存科学研究10。

〔追記〕

東京国立文化財研究所の平尾良光氏の御教示によると、氏が分析した朝鮮半島産古代金製品には銅がほとんど含まれなかったという。今回測定した金製品には銅が含まれていた。金製品の銅含有の有無は金工史上重要な問題であり、金印の製作方法にも関わる。今後の分析・検討を重ねたい。

(本田)

ための情報の一つである、鉛同位体比の測定が望まれる。

#### 銅鏃・銅釧

銅鏃、銅釧は3点とも見るからに残りが良い。銅鏃は金属質が完全に残っており、測定部分もこれに近いと思われるので測定値はほぼ目安となるであろう。ただし、本実験の装置は、錫が実際より少なくでる傾向があるので(註5)、錫に関してはもう少し高めの含有量となるであろう。弥生時代のこの時期の国産青銅器については銅鐸以外には分析例が少ない。小型仿製鏡1例が銅90.17、錫2.25、鉛5.32%と報告されている(梅原1960)。今回の結果はこれに近いものであり、おそらく一般的なものであろう。銅釧はその外観からは想像もできぬほど内部まで錆化が進んでいると言えよう。銅釧の分析例は1例であり(山崎1987)、今後の問題である。

#### 銅匙・銅箸・銅鏡

これらが、正倉院宝物と同様にいわゆる佐波理製であるかどうかを知るために測定した。佐波理の化学組成は銅約80%、錫約20%(蛍光X線分析による半定量値)で、他に鉛、砒素、鉄、ニッケル、銀、ビスマスなどが検出される(成瀬1989b)。No.12~14銅匙3点は、鉛、砒素が少ないこと、錆化の影響を考慮しても錫の濃度が高いことから、佐波理製と考えても良からう。No.15銅箸については今回の結果からだけではわからない。No.16銅鏡は錫が少なく鉛、砒素が多いのでいわゆる佐波理製であるとは考えにくい。

#### あとがき

北部九州地方は我が国最初に金属器がもたらされた所であり、出土金属器の量、種類ともに非常に多い。今回のような試みがこの膨大な資料を有効に生かすための契機となれば幸いである。

本稿は、セイコー電子工業(株)製SEA 2 0 0 1卓上型蛍光X線分析装置のデモンストレーションの一部をまとめたものである。計画の立案、実施については、福岡市埋蔵文化財センター後藤直氏、福岡市美術館尾崎直人氏、セイコー電子(株)長嶺浩樹氏にお世話になった。また、下記の方々には資料の提供、実験の立会等御協力頂いた。記して御礼申し上げる。九州歴史資料館横田義章、石丸洋、赤司善彦。北九州市立考古博物館武末純一。太宰府市教育委員会中島恒次郎。福岡市博物館米倉秀紀、渡辺雄二。福岡市立歴史資料館塩屋勝利。福岡市教育委員会埋蔵文化財課折尾学、山崎純男、大庭康時、小畑弘己、田中克子、前田直子。同文化課二宮忠司。福岡市埋蔵文化財センター力武卓治、田中寿男、杉山富雄、田崎博之。

#### 註

1. 1983年調査。福岡市教育委員会力武卓治氏の御教示による。
2. 従来鉄製耳環と考えられていたものが実は鉄地錫巻、錫製であることが、国立歴史民俗博物館長嶋正春氏により明らかにされている(栃木県教委1986、その他)。筆者は、宮内庁正倉院事務所成瀬正和氏よりこの事実の御教示を受け、耳環の材質について注意していた。
3. 1989年調査。福岡市教育委員会小畑弘己氏の御教示による。

示した（沢田1980）。また鏡面の銹を研磨した部分の測定を行い含有量既知試料の検量線より定量値を求めた例もある（加古1989）。今回は、金印は半定量値、それ以外は目安として考えていく。

#### 金印

「漢委奴国王」金印について金：銀：銅95.1：4.5：0.5±0.5%という半定量値を得た。金製の印は数多くあるが、その元素組成がわかっているものはない。印に限らず、金製品の分析はほとんど行われていない。楚の貨幣である郢称金について大谷光男氏が日本銀行郡司勇夫氏に依頼して日本鉱業株式会社が化学分析をした1例がある。金93.81%、銀4.88%その他1.31%（銅・珪素）、砂金を溶融整形したもの（大谷1974）、との結果を得ている。「滇王之印」に関しては、金95%、その他（銅・銀）5%といわれている。これは、純金では刻字が無理なので5%の銅と銀を加えて合金にした、という呉朴氏の鑑定によるものであり、滇国で作ったとしている（呉1959）。これに対して、王仲殊氏は金95%、その他5%という数値は自然金であることを示すものであり、滇国で合金を作ったのではないとする（王1959）。何れにしても現時点では金印の材質を論ずることはできない。銹にほとんど影響されない表面状態の良い金（合金）製遺物については非破壊的方法でもある程度有効な数値を求め得るので、分析例を増やす事が考古学的情報を豊かなものにするものである。近い将来の分析に期待する。

#### 耳環

肉眼観察から材質の異なるもの3点を測定した。結果はその判断にほぼ見合うものであった。No.2は金、銀、銅を主成分とする金合金の耳環である。No.3は銅、金、水銀が検出されていることから、銅芯に銀鍍金さらに金鍍金されたものであろう。No.4は主成分として錫、鉄が他に銅、鉛が検出されている。錫製耳環あるいは鉄芯錫巻耳環である。

古墳時代の耳環は、金、銀、金鍍金、銀鍍金、鉄、錫その他に鉛製（成瀬1989a、註4）もある。6c.後半から7c.にかけて、これらの金属がどのような状況で確保、加工、波及していたのか。これもまた、分析例を増やす事が考古学的情報を豊かにするであろう。

#### 銅銭

三種4枚の銭であるが、いずれも銅、錫、鉛を主成分とする青銅貨である。ただしNo.6の鴻臚館出土大泉五十は他と比べて鉄の含有量が多い。鉄が主成分的に混じっていると思われる。又、鉛も幾分か多いかもしれない。私鑄銭である可能性は高いと言えよう。他の3点は特に主成分以外に目立った元素は認められない。銅銭の化学組成に関しては、良い分析例がある（馬淵他1978、佐野他1982・1983、李他1989）。大泉五十の分析例はないのでわからないが、それ以外の2点は考古学的知見とも併せて、既知の分析値の範囲におさまるものであろう。何れにしても前漢、王莽銭については、その「鑄造」の時期が前漢、王莽代であるか否かを推定する

びCuの各ピークが、横軸の異なった位置に現れているのが明らかである。この横軸の位置で定性分析を、ピーク面積から定量分析を、それぞれ行う。

各試料の分析結果を表2に示す。

銅合金試料のばあい、腐食を受けて試料表面のCuが流れ、Sn、Sb等腐食を受けにくい金属の表面濃度が高くなっている場合がある。X線分析は表面数十～数百 $\mu\text{m}$ の分析であるため、こうした深さ方向に濃度が偏っている恐れのある試料の分析は、注意が必要である。

No.1～3は使用した標準がAu-Ag-Cuの18Kであるため、Fe、SbおよびHgについてはノンスタンダード分析となる。No.4～16はすべての元素についてノンスタンダード分析である。

No.	試料	Au	Ag	Cu	Sn	Pb	As	Fe	Mn	Zn	Sb	Hg
1	金印	95.1	4.5	0.5	...	...	...	...	...	...	...	...
2	耳環	76.9	21.5	1.6	...	...	...	...	...	...	...	...
3	耳環	41.4	3.8	43.5	...	...	...	0.9	...	...	0.5	9.9
4	耳環	...	...	1.0	90.2	0.3	...	8.4	...	...	...	...
5	五銖銭	...	0.05	76.1	6.3	15.3	...	1.8	...	...	0.5	...
6	大泉五十	...	0.9	37.5	24.0	23.8	...	12.2	...	...	1.7	...
7	大泉五十	...	0.07	86.4	4.8	6.6	...	1.8	...	...	0.3	...
8	貨泉	...	0.2	73.4	11.3	10.6	2.2	1.3	...	...	1.1	...
9	銅鏃	...	0.2	94.3	3.1	1.1	0.6	0.3	...	...	0.4	...
10	銅釧 (イ)	...	0.2	5.2	49.1	37.3	2.7	5.4	0.05	...	0.4	...
11	銅釧 (ロ)	...	0.2	25.4	32.4	34.5	2.3	5.0	0.08	...	0.2	...
12	銅匙	...	0.3	56.6	41.4	1.1	0.3	0.4	...	...	...	...
13	銅匙	...	0.07	55.7	36.5	0.2	0.09	7.4	...	...	...	...
14	銅匙	...	0.4	62.2	31.5	0.05	0.2	5.5	0.1	...	...	...
15	銅箸	...	0.4	89.2	9.3	0.6	0.2	0.3	...	...	...	...
16	銅鏡	...	1.5	48.3	8.6	22.5	14.1	4.5	0.08	...	0.4	...

表2 分析結果 (単位：%)

## 5. 考察

金製品2点と錫製品1点の他は青銅製品であった。青銅は、銅と他の金属との合金を指すが、多くの場合は銅、錫、鉛が主成分であり、砒素、アンチモン、亜鉛、鉄等が微量成分として含まれる。銅合金はその錆化の特徴として銅が流れて少なくなり、その分錫の濃度が高くなる。また、鉛の偏析、錫の逆偏析も考慮せねばならない。錆化した出土青銅製品の鑄造時の元素組成を知る事は難しく、遺物の内部に残る金属質部分を分析しなければならない。金属質部分の分析結果については山崎一雄氏 (1987)、馬淵久夫氏 (1986) に詳しい。分析機器の進歩により試料の量は数mgでよいのだが、それが果して遺物の全体の組成を代表しているかという問題 (山崎1987) も当然生ずる。これに対して、試料採取が不可能な場合は青銅鏡で錆のまま非破壊の蛍光X線分析を行い、鉛に対する錫の含有量の比から舶載鏡と仿製鏡を区別し得る事を

触、非破壊分析が可能な点である。特にエネルギー分散型とよばれる装置は、照射する一次X線のパワーが極めて低い（数百mW～数W）ため、照射X線による試料損傷の心配もなく、出土品等文化財の分析には最適といえる。

今回の分析にはセイコー電子工業㈱製SEA 2001卓上型蛍光X線分析計を用いた。試料はそのまま、あるいは小さい物についてはサポート用のマイラー（X線分析用の極薄ポリマーフィルム）を張ったカップに入れ、分析した。その他の分析条件は表1に示す通りである。

照射径	3 mm
管電圧	50KV
管電流	7~18 $\mu$ A
ターゲット	Rh
雰囲気	大気・真空
マイラー	あり（一部なし）
測定時間	100~300秒
有効時間	80~240秒

表1 分析条件

定量には、ファンダメンタル・パラメータ法（理論演算法）を用いた。分析元素の吸収係数や共存元素の影響を、物理定数から理論的に補正する方法であり、検量線法のように数多くの標準試料を必要としないという利点がある。分析誤差は、ノンスタンダード法で $\pm 2 \sim 3 \%$ 程度、標準を一個使用した1スタンダード法であれば $\pm 0.5\%$ 未満である。今回は、金合金関係は18K（Au：Ag：Cu=75：12.5：12.5）を標準とした1スタンダードで、その他の試料はノンスタンダードで、それぞれ定量した。

#### 4. 結果

X線スペクトラムの例を図1に示す。図1は金印試料のスペクトラムであるが、Au、Ag及

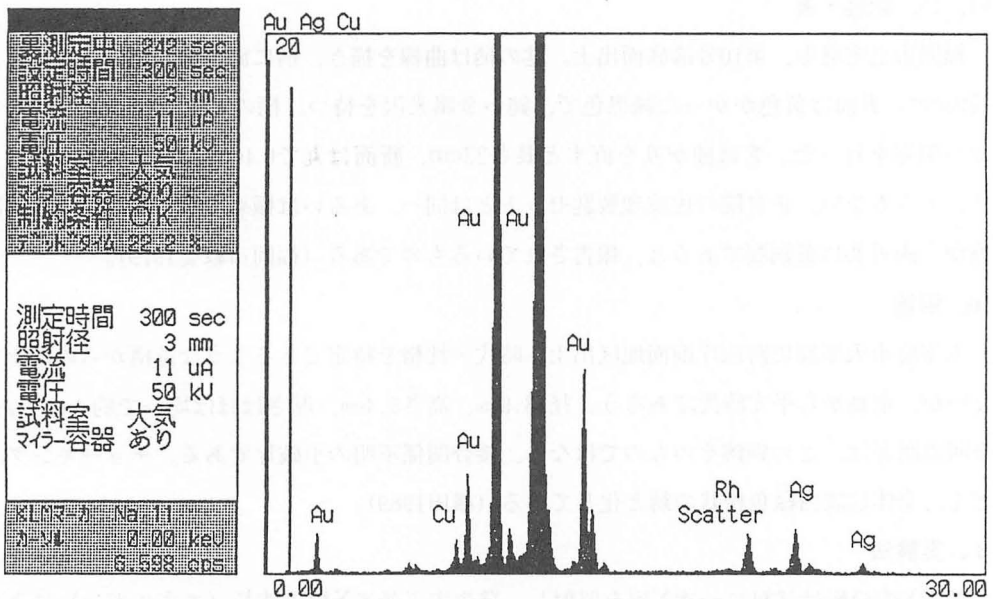


図1 金印の蛍光X線スペクトル図

5～8は背面の比較的平らな部分を測定した。5、6、8は錆取り、超音波洗浄。

#### 9. 銅鏃

福岡市比恵遺跡第26次調査、水溜状遺構最下層より弥生時代中期から後期前半の遺物と共に出土（註3）。有茎柳葉形銅鏃。長42.3mm、身幅11mm。表面の黄茶褐色の薄い錆層の内部には金属質が完全に残っている。錆層の傷ついた部分（赤銅色の金属光沢が見える）を測定した。

#### 10. 11. 銅釧

福岡市吉武高木遺跡K110（金海式甕棺墓）出土。円環形銅釧。断面は蒲鉾形。外径は平均して7.4cm、身の幅は、平均して左右面4.5mm、上下面7.8mm。表面は黄色がかった緑黒色で一部漆黒色の緻密な錆で覆われている。鈍い金属光沢をもつ。残存状態から見れば、いわゆる良質の製品である。

#### 12. 銅匙

九州歴史資料館、田中幸夫コレクション。同寄贈品目録No230-2。長27.3cm。朝鮮半島での採集品の一つ。高麗時代（九州歴史資料館1982）。表面は黄色がかった緑黒色で、鈍い金属光沢を持つ。柄の平らな面で光沢のある部分の測定を行った。

#### 13. 銅匙

太宰府市大宰府史跡金光寺跡出土。表面は黄色がかった緑黒色で、鈍い金属光沢を持つ。柄の先端と匙面は欠失している。佐波理製ではないかと報告されている（九州歴史資料館1988）。柄の平らな面で光沢のある部分の測定を行った。

#### 14. 15. 銅匙・箸

福岡市三宅廃寺、第10号溝底面出土。匙の柄は曲線を描き、柄に面取りが施されている。全長25cm。表面は黄色がかった緑黒色で、鈍い金属光沢を持つ。柄の平らな面で光沢のある部分の測定を行った。箸は曲がりを直すと長さ22cm、断面は丸で0.4cm。匙に比べると黒っぽく、光沢もない。正倉院の佐波理製匙セットとは同一、あるいは極めて類似しており、肉眼観察から両者共に黄銅製であると、報告されているものである（福岡市教委1979）。

#### 16. 銅鉤

太宰府市大宰府史跡政庁前面地区出土。時代・性格を特定できるような遺構からの出土ではないが、奈良から平安時代であろう。径13.9cm、高さ5.4cm、厚さはほぼ均一で約1mmである。今回の測定は、この銅鉤そのものではなく、接合関係不明の小破片である。チョーキングがひどく、全体に淡白緑色粉状の錆と化している（横田1989）。

### 3. 実験法

蛍光X線分析は試料に一次X線を照射し、発生する蛍光X線の波長（エネルギー）により定性分析を、強度によって定量分析を行う。最大の特徴は試料に全く損傷を与えずに完全な非接



台高平均0.887cm、質量108.729g、体積6.062cm<sup>3</sup>、比重17.94（岡崎1967）。今回は印台側面を試料台に置き、2側面を測定した。

## 2. 金製耳環

福岡市桑原古墳出土。埋葬部は既に破壊。鉄刀、須恵器が出土（註1）。6c.後半から7c.肉眼観察から、金鍍金ではなく金合金であると判断した。直径約2mm、長さ約12cmの金線を曲げて環状にする。長径36mm、短径34mm。断面円形の線なので、測定面は平らではない。

## 3. 中間飾付耳環

福岡市下月隈天神森1号墳出土。5c.後半。垂飾付耳飾りの垂飾部が欠失したもの。耳環は銅錆と化し所々に金が残る。中間飾は全長1cmで経約0.4cmの小円環が鳥籠形に付けられている。肉眼観察から、表面には金の層、金の剥げた所には黒い層が見える。銀芯に金箔を置いたものであろう、と報告されている（福岡市教委1981）。平滑な測定面は望めない。

## 4. 耳環

福岡市徳永古墳群H群出土。6c.後半から7c.初頭の7基の古墳から8個の耳環が出土している。何れも肉眼観察から銅芯に金張りである、と報告されている（福岡市教委1980）。保存処理作業中にそのうちの3点が錫製ではないかとの疑問を持った（註2）。表面は白っぽい茶褐色で菓子「おこし」のようであった。少しでも平らな測定面が得られるものを試料として1点選んだ。長径27mm、短径25mm、断面直径約6mm。

## 5. 五銖銭

福岡市博多駅築港線第3次調査IV面下C-01区出土。14c.代と考えられる。外径25.7mm、重量2.3g。岡内分類のⅢa式に該当する、と報告されている（福岡市教委1989b）。灰黒色の緻密な錆で覆われている。

## 6. 大泉五十

福岡市鴻臚館跡の10c.後半から11c.の廃棄物処理遺構出土。外径27.6mm、重量3.9g。鋳上りが悪く周郭や銭文もシャープさに欠け、玉莽代の官鋳品とするには疑問が大きいものであった（塩屋1989）。淡緑灰色のポーラスな錆で覆われているが、欠損部を見ると芯には灰黒色の緻密な部分が少し残っているのがわかる。

## 7. 大泉五十

福岡市立歴史資料館寄贈資料No.14。外径27.1mm、重量4.3g（塩屋1989）。灰緑色の緻密な錆で覆われている。

## 8. 貨泉

福岡市吉塚遺跡、包含層出土。外径22mm。一部を欠失。灰緑色の緻密な錆で覆われている（福岡市教委1989a）。

# 金印その他の蛍光X線分析

本田 光子・井上 充・坂田 浩

## 1. はじめに

1989年9月18日福岡市美術館の御厚意により同館に於て、「漢委奴国王」金印の蛍光X線分析を行った。当初は、アジア太平洋博覧会のテーマ館に中華人民共和国より出展中の同国南京博物院蔵「廣陵王璽」金印も同時に測定を行うことを計画した。二つの金印は鈕の彫刻、印面の刻法、字形等の比較検討から、後漢初めに同一工房で作られたものではないかと推定されており、その成分（元素組成）にも当然のことながら強い興味を持たれているからである。しかし、今回は残念ながら実現し得なかった。

「漢委奴国王」金印の寸法、質量、体積、比重については正確な計測がなされている（入田1933、岡部1964、岡崎1967）。測定値から合金の割合を、金と銀ならば22.06K、金と銀と銅ならば22.4K、金と銅ならば22.5K（岡部1964）、金と銅であるならば金5.265cm<sup>3</sup>、銅0.797cm<sup>3</sup>（岡崎1967）と算定している。

金印は、肉眼的外観や物理的計測値から「金」であることは疑うべくもない。これに対して、肉眼観察からだけではその材質を決めかねる遺物も少なくない。また、その成分の相違を知る必要がある場合もある。今回、このような金属製遺物についても分析を行った。

金印は平滑な面の測定が可能であり、錆や汚れもないので、今回のような非破壊の蛍光X線分析で比較的信頼性の高い半定量値が得られるものと判断した。しかし、その他の遺物についてはその表面状態から考えて、あくまでも主成分の定性分析を目的とした。得られた数値は個々の測定点については有効であるが、遺物の材質を代表するものではなく、目安に過ぎないこととお断りしたい。

蛍光X線分析の測定は井上が行い、3、4を坂田が、それ以外を本田が執筆した。

## 2. 資料

### 1. 「漢委奴国王」金印

1784年福岡市志賀島で発見された。『後漢書』倭伝の「建武中元二年倭奴国奉貢朝賀（中略）光武賜以印綬」に該当する。鑄造。蛇鈕。総高2.236cm、鈕高1.312cm、辺長平均2.347cm、



1. 土器



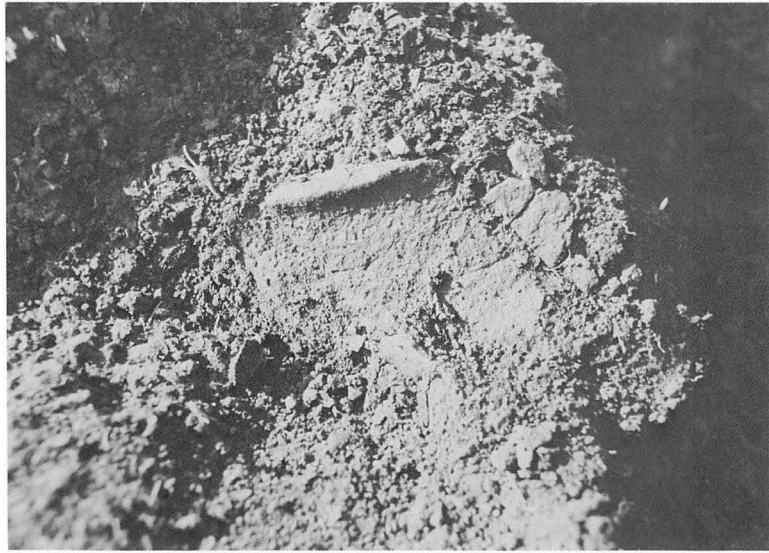
2. 鉄器



1. 三角縁神獸鏡



2. 同範鏡（奈良県光伝寺後方古墳出土、名古屋市博物館蔵）



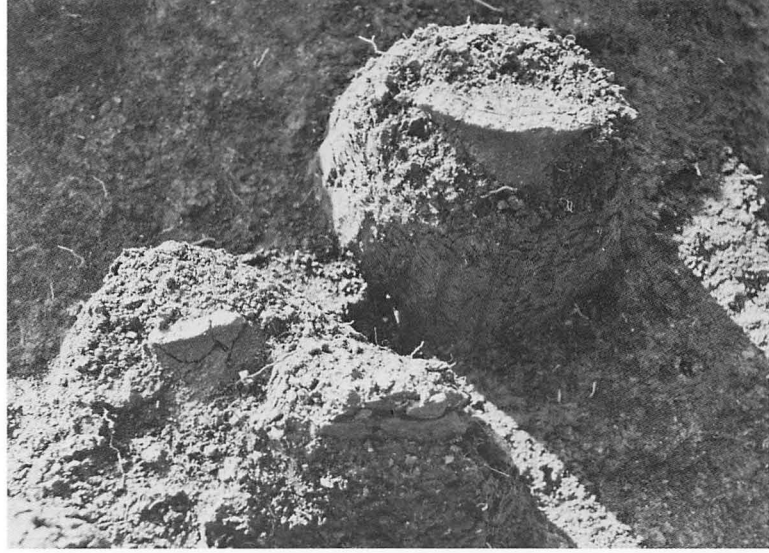
2. 土器出土状況近景(北から)



1. 後円部北側基底面土器出土状況(東から)



4. 中世木棺墓(東から)



3. 土器出土状況近景(北から)

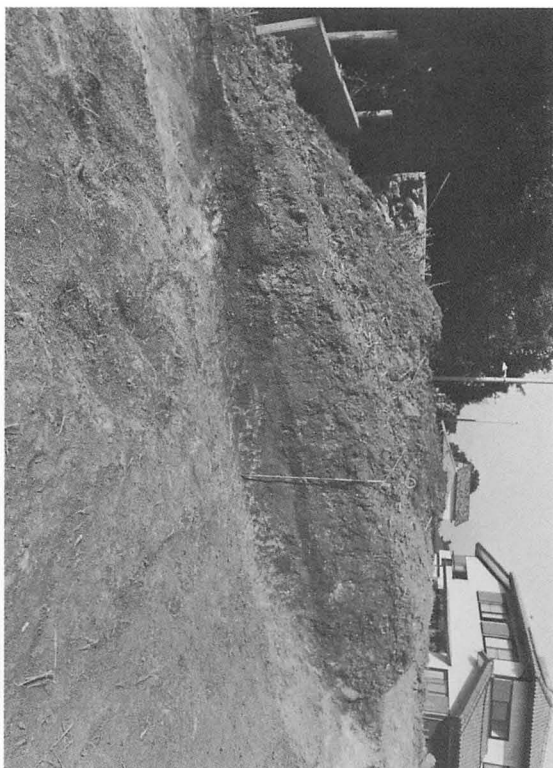




1. 墳丘全景（前方部正面、南東から）



2. 墳丘全景（西から）



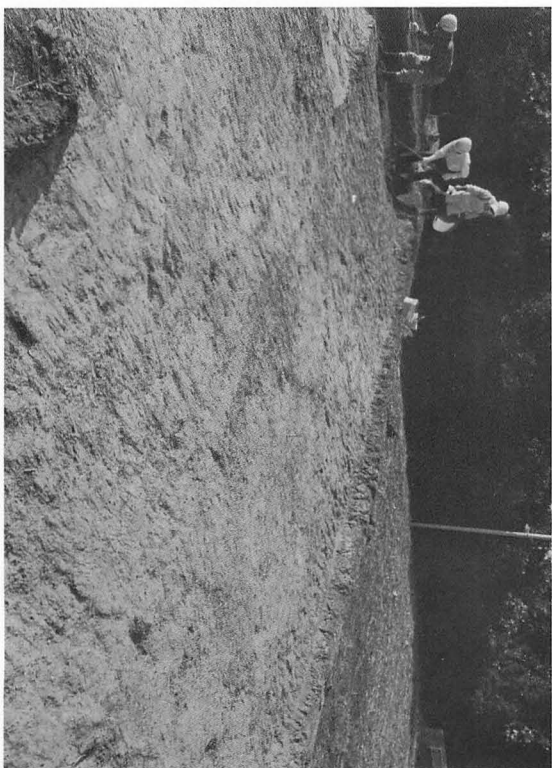
1. イトレンチくびれ部西側土層堆積状況（東から）



2. イトレンチ後凹部北側裾部土層堆積状況（南東から）



3. くびれ部西側の検出状況（東から）



4. 後凹部掘削平面の調査風景（北東から）



1. 伐採後の墳丘状況（南東から）



2. 伐採後の墳丘状況（東から）



3. 伐採後の墳丘鞍部の状況（北東から）

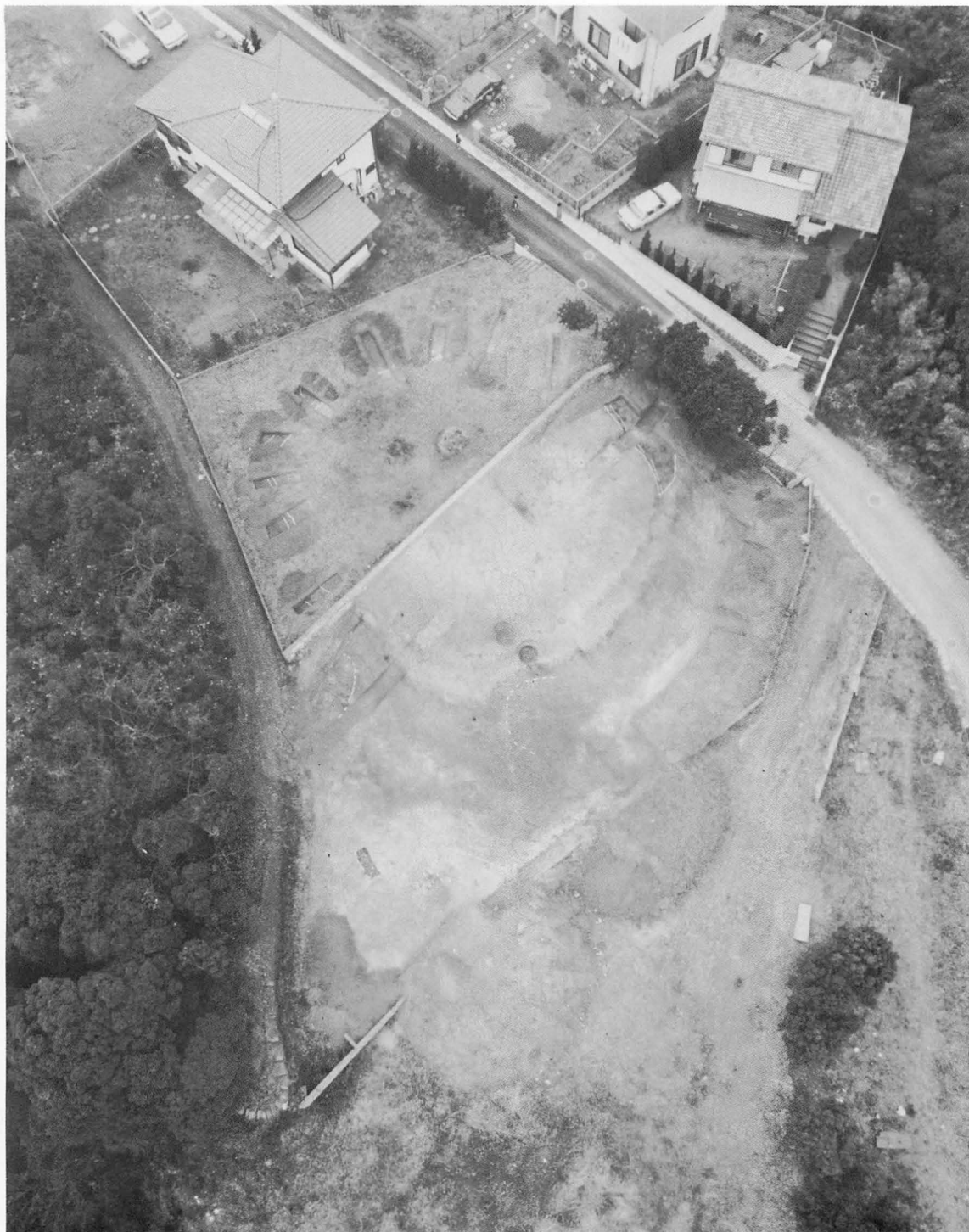




1. 名島古墳遠景（松崎浄水場、東から）



2. 現地踏査（1986年2月）時の状況（西から）



名島古墳全景（前方部上空からアドバルーン撮影）

た。上述したような那珂川流域首長墓系譜の優位性からみると、この前後にはほぼ福岡平野内の諸勢力が再編され、那珂川流域首長層の支配権確立がもたらした結果と考えられる。

本書に報告した名島古墳は、このような前期社会において、対外交渉に関与した小勢力の首長が、ヤマト政権から三角縁神獣鏡と纏向型前方後円墳の配布をうけ造営されたと想定される。もちろん墳丘規模などの決定は、福岡平野内部の政治的序列を反映したと思われる。（柳沢）

#### 【文献】

- 愛媛県史編さん委員会 1982 『愛媛県史原始・古代Ⅰ』愛媛県。  
大野城市教育委員会 1984 『御陵古墳群』大野城市文化財調査報告書第13集。  
亀井 明德 1970 『福岡市五島山古墳と発見遺物の考察』『九州考古学』38。  
蒲原 宏行 1989 『北部九州出土の畿内系二重口縁壺』『古文化談叢』第20集（中）。  
見城 敏子 1988 『古代の赤色顔料について』『考古学雑誌』第73巻3号。  
小林 行雄 1976 『三角縁神獣鏡の研究』『古墳文化論集』，平凡社。  
——— 1979 『三角縁波文帯神獣鏡の研究』『辰馬考古資料館考古学研究紀要』Ⅰ。  
下條 信行 1977 『考古学・粕屋平野』『福岡市立歴史資料館研究報告』第1集。  
都出比呂志 1979 『前方後円墳出現期の社会』『考古学研究』第26巻3号。  
寺沢 薫 1988 『纏向型前方後円墳の築造』『考古学と技術』同志社大学考古学シリーズⅣ。  
戸高真智子 1986 『赤い供物・朱玉』『エトノス』31号。  
那珂川町教育委員会 1981 『妙法寺古墳群』那珂川町文化財調査報告書第7集。  
——— 1983 『安徳大塚』『那珂川町の文化財』Ⅱ。  
福岡市教育委員会 1982 『藤崎遺跡』福岡市教育委員会埋蔵文化財調査報告書第80集。  
——— 1989 『老司古墳』福岡市教育委員会埋蔵文化財調査報告書第141集。  
本田 光子 1988 『弥生時代の墳墓出土赤色顔料』『九州考古学』62。  
——— ・成瀬 正和 1988 『赤色顔料の分析』『石塚山古墳発掘調査概報』苜田町教育委員会。  
八木 武弘 1978 『国分前方後円墳出土遺物について』『今治市地方考古学資料（1）』。  
柳沢 一男 1988 『福岡県の古墳時代』『福岡県地域史研究』第8号。  
——— 1989 『古墳前半期の古墳出土土器の検討—九州—』『第25回埋蔵文化財研究集会資料』。  
山崎 純男 1976 『京ノ隈遺跡』段谷産業株式会社。

墳長60～80mクラスの前方後円墳の首長墓系譜が認められる。中期以降も、前方後円墳消滅段階まで一貫した首長墓系譜が継続する。

つぎに多々良川水系の粕屋平野。まずI期に本報告の名島古墳が造営されたが、継続する様相がよく分からない。名島古墳東方に近接する名島2号墳や、支流宇美川流域の箱形石棺を埋葬施設とした光正寺古墳(56m)がIIないしIII期に継続するかもしれない。このほか、三角縁神獸鏡を出土した香住ヶ丘古墳(円か・約30m)や天神森古墳(円・20～28m、盤竜鏡共伴：下條1977)は、I～III期までの幅に位置づけられよう。また、小型前方後方墳の部木1号墳(18m)は、低墳丘古墳群の盟主的位置にありI期に遡る可能性がある。しかしこの地域では、前期を通した首長墓系譜は認められず、短期間かつ小範囲の小首長墓系譜が散在するにすぎない。

早良平野では、I～III期の前方後円墳は認められない。その間、小型前方後方墳の京ノ隈古墳(16m+ $\alpha$ 、粘土槨：山崎1976)が造営されているが時期を限定できない。前方後円墳が登場するのはIV期末葉もしくはその直後の灰塚(約75m)である。小型古墳では、博多湾沿岸に沿う砂丘上に、I期に三角縁神獸鏡を副葬する低墳丘方墳が出現した。藤崎遺跡第6号墳(14m、箱形木棺：福岡市教育委員会1982)のほか、三角縁龍虎鏡を出土した箱形石棺墓も方墳であった可能性がたかい。また、斜縁二神二獸鏡・定角式銅鏃を副葬した五島山古墳(円か、箱形石棺：亀井1970)もI期に遡る可能性がある。このように、この地域は前期段階において継続的な首長墓形成がなく、また中期以降においても同様である。旧伊都・奴の二国に挟まれて、平野なり水系を単位とした広域な政治勢力の形成を達成できなかったようだ。

以上を要約しよう。

I期には、那珂川流域および博多湾沿岸に、前方後円墳や前方後方墳、円・方墳が出現した。そして時期的に幅があるものの、前方後円墳のみならず小規模墳にも三角縁神獸鏡の副葬が認められる。仿製1面、鏡片1面を加えると、現在11基から13面が出土している。量を問わなければ、出土古墳の数は圧倒的に多いといえるだろう。このことは、古墳時代開始期において、玄界灘に面した福岡平野一帯の諸勢力が、ヤマト政権の構成に重要な位置をしめたことを推測させる。おそらくこの地域勢力が、以前にまして対外交渉において重要な役割を要請されたことによるのであろう。

なかでも古相の那珂八幡古墳は、墳丘長75mと同期の纏向型前方後円墳と比較すると隔絶した位置にあり、突出した権威をしめす。その後、那珂川流域のみ墳長60～80m程度の首長墓が継続し、この勢力が平野内での優位性を保持し続けたことが分かる。

II期以降になると、もともと大型墓のなかった粕屋平野では前方後円墳が、早良平野では有力な小型墳が衰退した。まれに前方後円墳が造営されることがあっても、継続することはなかつ

全体の構成や配置状況は不明である。三角縁神獣鏡は紐座に鋸歯文圈座をめぐらし、神像区を三像形で表現した三神三獣鏡、小林行雄氏の内区文様にもとづく鏡式分類ではI型式（小林1976）、1979年段階の同範鏡番号で58と同範である（小林1979）。ちなみに、同範鏡を分有し副葬品の判明している愛媛県今治市国分古墳（全長44mの前方後円墳）は、竪穴式石室を埋葬施設とする。同範の三角縁神獣鏡のほか獣文鏡、銅鏃36・鉄剣・刀などの武器、刀子・斧・方形鋤先などの農工具、勾玉・管玉・小玉などの装身具があり、出土した二重口縁壺は桜井茶白山古墳出土品に類似するという（八木1978、愛媛県1982）。

以上から、名島古墳は古墳時代前期のなかでも、その開始段階にちかい位置にあることは明かであろう。

さて博多湾沿岸域の広義の福岡平野部（北から粕屋・福岡・早良の三平野）には、現在32基の前方後円・方墳が確認されている（第2図）。分布の中心は平野部中心の西縁を北流する那珂川流域一帯の19基（うち前方後方墳1基）、名島古墳の位置する粕屋平野には8基（前方後方墳1基）、西端の早良平野は5基（前方後方墳1基）が散漫に分布する。このうち、副葬品や供献土器、墳形などから前期古墳と想定されるのは、11基である。ここでは地域全体の前方後円墳形成推移を検討する余裕はないので、前期段階の様相について述べることにしたい。

前期古墳の段階設定については、都出比呂志氏のIV期区分（都出1979）に準拠する。都出区分と北部九州の土師器編年（柳沢ほか1989）との関係は、土師器編年の1・2期が段階設定のI期に、3期がII期、4期がIII期に、5期がIV期におおねむ対応すると考えている。

まず那珂川流域では、中流域の東西岸（春日市・那珂川町・福岡市南区）とその北5～7kmの下流域東岸2ヶ所（福岡市博多区）に分布域が分かれる。I期には、那珂八幡古墳（75m、纏向型前方後円墳、三角縁神獣鏡：福岡市教育委員会1986）が下流域に出現し、やや遅れて中流域に妙法寺2号墳（18m、前方後方墳、三角縁神獣鏡：那珂川町教育委員会1982）が造営された。同じ中流域の須玖御陵古墳（30m）は纏向型前方後円墳の可能性があり妙法寺2号墳に先行するかもしれない。その後、下流域では中期まで前方後円墳の造営が断絶する。中流域ではII期の前方後円墳が不明確だが、III期に壺型埴輪を出土した安徳大塚古墳（64m：那珂川町教育委員会1983）、IV期末葉に不定型な初期横穴式石室を取り入れた老司古墳（約80m：福岡市教育委員会1989）が継続する。

造営時期が明確でない例では、三角縁神獣鏡を出土した平野東縁の御陵古墳（墳形・規模不明：大野城市教育委員会1984）が近接する低墳丘古墳群中の盟主的古墳とするとIないしII期に、中流域の卯内尺古墳（円か・約30m、仿製三角縁神獣鏡・柳葉形銅鏃）などはIIないしIII期と想定される。

このように平野中央部では、那珂川下流域→中流域へと墓域を遷しながらも、前期を通して

としてある程度旧地形をとどめていたと思われる。

2次調査で検出された前方部は側面・前端面の地山を削り出して成形したのみで、人為的な盛土を認めていない。前方部墳丘上面の範囲も小さく、もともと盛土がなかったか、あったとしてもわずかであったと想定される。

このような形状の古墳について、かつて筆者は、福岡県内の前方後円墳のなかで最古と考えられる一群を抽出し、発達した前方部を接続し段築・葺石などの外部施設を備えたA型と、後円部の規模にたいして前方部が小さく撥形に開き、葺石・段築などの外部施設を備えることが稀なB型の2つの類型があることを述べた。そして墳形が不定型なB型前方後円墳は、出土した供献土器が布留0式併行期に遡る例（小郡市津古生掛・津古2号・福岡市那珂八幡古墳）があり、布留1式併行期（0式に遡る余地を残すが、限られた資料からは判別できない）の供献土器を出土したA型の荊田町石塚山・前原町御道具山古墳に先行する可能性がたかいこと、特異な墳形の祖形は、墳丘プランの構成比（全長：後円部径：前方部長の比がほぼ3：2：1）を共通する「纏向型前方後円墳」にあるのではないかと想定した（柳沢1988）。

前稿では、整理作業の不十分なまま本古墳をB型の例として取りあげた。今回、担当者による詳細な検討によっても墳丘復元形態に大差なく、前稿の想定を修正する必要はないと思う。その際使用したB型前方後円墳という呼び方は資料操作レベルの仮称であり、以下、用語として定着しつつある纏向型前方後円墳の名称（寺沢1988）を用いる。

### 3. まとめ

2次調査の所見、ならびに採集遺物の検討結果を要約すればつぎのとおりである。

①名島古墳は博多湾を一望する、標高37mの丘陵上につくられた纏向型前方後円墳である。墳丘全長約29.5m、正円でなく不整プランの後円部に、長さ9.5mの小型で撥形に開く前方部を接続する。周溝・葺石などの外部施設をともしない。墳丘裾は地山整形で整えられ、後円部にのみ盛土された可能性がたかい。

②古墳の造営年代は、墳丘裾部から出土した二重口縁壺が当初の埋葬儀礼に供献された土器とすれば、布留0式ないし1式に併行する段階に遡る。

③埋葬施設は墳丘削平時に破壊され、位置・規模・内容は分からない。ただ、石材がまったくないことからすると、石室・石棺ではなかったようだ。また出土鏡に粘土が付着し、2次調査時に粘土塊が確認されているので、量の多寡は別として棺の埋置にあたって粘土を用いたことが分かる。しかし、粘土床を備え棺を厚く粘土で被覆した本格的な粘土槨か否かまでは明かでない。棺の形状・頭位も不明である。

④副葬品には採集された三角縁神獸鏡1面と剣（もしくはヤリ）身2～3口の破片のみで、

まづ1次口縁が水平に開き、鋭い段をなして2次口縁が大きく外方に伸びる形態と、全体に5～6mmと薄手でシャープなつくりは、大型・中型品では庄内式に遡らずまた布留2式併行期に下らない特徴である。2次口縁端部は丸くおさめるようにみえるが、よく分からない。この口縁部形態にもっとも類似するのは、奈良県箸墓・桜井茶白山古墳出土土器である。

つぎに体部調整は、外面がハケメとナデ調整、内面はヘラケズリがなくハケメを残す部分とナデ調整がみられる。内面ヘラケズリ調整は布留1式併行期に出現し、2式併行期には一般化している。外面のヘラミガキ調整は個体間の差異が大きく普遍化できないが、大型土器のばあい庄内3式段階で、中型土器では布留0式段階で衰退の方向にむかう。このような調整手法の推移からすれば、口縁部形態からの推測と同様に、おおむね布留0～1式併行期のなかにおさまるとみてよいであろう。

## 2. 墳丘の復元

2次調査の結果、墳丘プランは、一般に見慣れた鍵穴形の前方後円墳とは異なった形状が推定された。なお本墳には周溝・葺石などの外部施設は認められない。

まづ後円部は、東半部と北・西部の3カ所のトレンチで地山整形した墳丘裾が確認されており間違いのないであろう。プランは正円を示さず、墳丘長軸に直交する方向に長い楕円形である。

前方部側面は、墳丘東側でくびれ部から3mほどの間で裾を確認し、撥形に開くプランと推定された。しかしそのさきは、しだいに地山整形が不鮮明となるため斜面傾斜と区別できず、隅角は確認できなかった。また前方部前面は、前端部斜面と考えられる地山整形が認められ、やや正確さに欠けるがほぼ裾と考えてよいと思われる。以上のことから、前方部の長さは約10m前後と復元される。

このように第4図の復元案は、墳丘の東半が確認されたうえでの想定であり、前方部隅角などの細部において多少の差異があるかもしれないが、大きな修正の余地はないと思われる。墳丘平面各部の復元計測値は、次表のとおりである。

墳丘全長	後円部径	前方部長	前方部幅	クビレ部幅
29.5m	E-W 23.7m、N-S 19.5m	9.5m	17.5m	8.5m

つぎに墳丘の高さについては、削平が墳丘盛土はおろか地山の一部に及んでいたため、何の情報もないのが実状である。しかし削平の残土や、後円部トレンチの各所で盛土の2次堆積が確認されており、後円部にはかなりの盛土があったことがわかる。

問題は前方部である。墳丘削平ののち鏡片採集に現地を訪れた方々によれば、前方部を後円部北側に想定していたため南側についてはさほど注意しなかったが、南側尾根付近は削平を受けていなかったという。また2次調査の所見でも近年の削平はなく、古い段階の地形変更は別

出器；シンチレーションカウンター、印加電圧－電流；27.5KV－10A、発散スリット；0.34°、受光スリット；0.34°、走査速度；204°/分、時定数；2秒である。

赤色の由来となる主成分鉱物としては、No. 2 からはHgS、No. 4 からは Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub> が同定された。

表 1 試料一覧と分析結果および赤色顔料の種類

No.	試料の採取位置	分析結果			赤色顔料の種類
		光学顕微鏡	蛍光X線	X線回折	
1	1978年発見 鏡	ベンガラ・朱			ベンガラ・朱
2	1978年発見赤色顔料	朱・ベンガラ	Hg・Fe	HgS	ベンガラ
3	1986年出土 鏡	ベンガラ			ベンガラ・朱
4	1986年出土 粘土塊	ベンガラ・朱	Fe・Hg	Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	ベンガラ・朱

#### まとめ

以上の結果から、名島古墳の主体部では赤色顔料として朱とベンガラの両者が使われていたことが明らかになった。主体部の粘土全体に混じり込んでいた赤色顔料は、基本的にベンガラである。粘土床上面あるいは木棺床面か遺骸全体のどこかで塗布・散布されたと思われる。また、その一部に認められた朱は、棺内の特定位置おそらく頭胸部周辺にまよって用いられていたと考えられる。

(本田光子・成瀬正和)

## 4 総括

### 1. 出土土器の編年的位置

後円部裾から出土した土師器は、口径が約30.2cmの二重口縁壺である。口縁部はほぼ水平に開く1次口縁と、その上に付加され外方に大きく伸びる2次口縁からなり、在来土器の系譜から導かれず、畿内系の系譜下にあることは明かである。

北部九州から出土した畿内系二重口縁壺の編年については、庄内3式～布留2式併行期を対象とした蒲原宏行氏の詳細な研究がある（蒲原1989）。氏は、まづ壺形土器を大・中・小型の3種に大別し、中型においては体部と底部に変化が特徴的に現われるとした。すなわち体部の形態は下膨れ→肩の張った球形→長胴化、底部は小さな突出した平底から丸底へと変化するという。本墳の出土土器は、口径からみると、大型か中型の大きめの範囲に含まれるが、残念ながら体部形態が不明であり、特徴的な口縁部と体部破片から観察される調整手法によって、大まかな編年位置を推測するほかない。



考えられ粘土塊である。光学顕微鏡による観察及び蛍光X線分析とX線回折により、赤色顔料は朱とベンガラの両者が使われていたことがわかった。

### 試料

表.1 に試料の採取位置と分析結果及びそれにより推定できる赤色顔料の種類を示す。

1978年に発見された三角縁神獸鏡の鏡背には点々と赤色顔料が付着していた。針先に着く程度の量を数カ所からサンプリングし、プレパラートを作成した (No.1)。

1986年出土の鏡片についても同様の作業を行った (No.3)。鏡の遺存状態は極めて悪く、また赤色顔料の量も少なかったため、サンプリングはこれらの検鏡試料用のみにとどめた。

1978年出土した赤色顔料の混じった土砂・粘土は約150gほどあり、その中に赤色の特に濃い部分が約30gあった。ほとんどが肉眼で見た限りベンガラと思われたが、中に径1～2mm前後の朱と思われる小塊が見いだされたので、これを分離して試料とした (No.2)。

1986年出土の、主体部の一部と考えられる粘土塊は約5kgあった。赤色顔料は粘土に混じり込んでいたが、所々に顔料のみの小塊も含まれていた。これを約500mg採り、夾雑物を除き、検鏡とX線分析の試料を調整した (No.4)。

### 光学顕微鏡による観察

墳墓出土の赤色顔料としてはベンガラ ( $\text{Fe}_2\text{O}_3$ )、朱 ( $\text{HgS}$ ) が考えられる。これらは、特に微粒のものが混在しない限り、検鏡による識別が容易である。

No.1、4について、透過光・反射光40～400倍で検鏡した。No.1、2、4ではベンガラと朱の両粒子が認められた。No.1、4では、ベンガラに対して朱は極めて微量であるが、No.2では逆にほとんどが朱でありベンガラは微量であった。ベンガラ粒子には種々の形状が知られている。その中で、産地あるいは製造方法の違いを示すかも知れないと考えられているものがある。これはパイプ状粒子といわれているが、今回の試料には含まれていなかった。

### 蛍光X線分析

No.2、4をメノウの乳鉢で研和し、蛍光X線分析を行った。測定条件は、装置；理学電機工業KK製蛍光X線装置、X線管球；クロム対陰極、分光結晶；フッ化リチウム、検出器；シンチレーションカウンター、印加電圧－印加電流；40KV－20mA、走査速度； $2\theta^\circ/\text{分}$ 、時定数；0.5秒である。赤色顔料の主成分元素としては、HgとFeの両者が検出されたが、その含有量は、No.2と4でまったく逆であった。No.2ではHgが多くFeが少なく、No.4では逆にFeが多くHgが少なかった。

### X線回折

蛍光X線分析と同一試料についてX線回折の測定を行った。測定条件は、装置；理学電機工業KK製文化財測定用X線回折装置、X線管球；クロム対陰極、フィルター；バナジウム、検

「吾作明竟甚大好 長保二親宜子孫 浮由天下敷四海 君宜高官」

で、本鏡では「吾」・「明」・「甚」・「大」・「好」・「二」・「官」の7文字部分が失われ、「保」・「敷」・「四」の3文字は一部が欠けている。

内区の文様は、「竟」～「好」字の所の神像は大部分残るが、左端の神像の左半分とこの神像にのみ付く脇侍の右半分を欠き、その左の獣像は頭と身の左側を欠く。そのつぎの神像と獣像はほぼ完全に残る。さらにその左側の神像は右下半分のみ残り、最後の獣像は身中央を欠く。

この鏡の同範鏡これまでに次の2面が知られている。

奈良県山辺郡都祁村白石光伝寺後方古墳出土（径21.8cm）[名古屋市博物館所蔵]

（山川1923）（第11図）

愛媛県今治市桜井国分古墳出土（八木1978、愛媛県史編さん委員会1986）

三鏡の細部の差異や鑄造順序などの検討は今後の課題である。

（後藤）

### 3 鉄 剣（PL. 8-2、第12図）

鉄剣の破片が6片出ている。いずれも中央に鑄があり、断面扁菱形の剣身部分の破片である。5片は鏡発見直後の1978年11月26日に鏡破片と共に採集され、1片は第2次調査時に墳丘平坦部で出土した。

採集破片の最も大きなものは長さ7.8cm、幅2.8～2.9cm、厚さ0.6cmである（PL. 8-2-4、第12図1）。ほかは長さ3cm前後の小破片で、

そのうち3片は最も大きな破片と同一個体だが（PL. 8-2-2・3・5）、1片は推定復元幅3.3cm

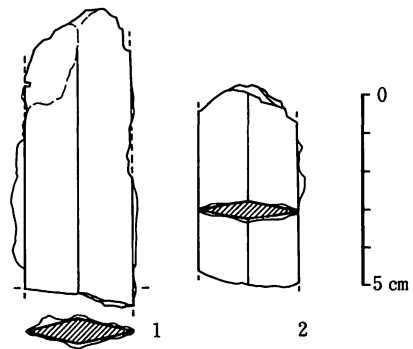
m前後で、別個体のようなものである（同図版1）。また小破片の3片には布が錆着している（同図版1～3）。

第2次調査時の出土破片は長さ5.3cm、幅2.6cm、厚さ0.4cmである（PL. 8-2-6、第12図2）。厚さがことなり、採集品とは別個体らしい。

（後藤）

### 4 赤色顔料

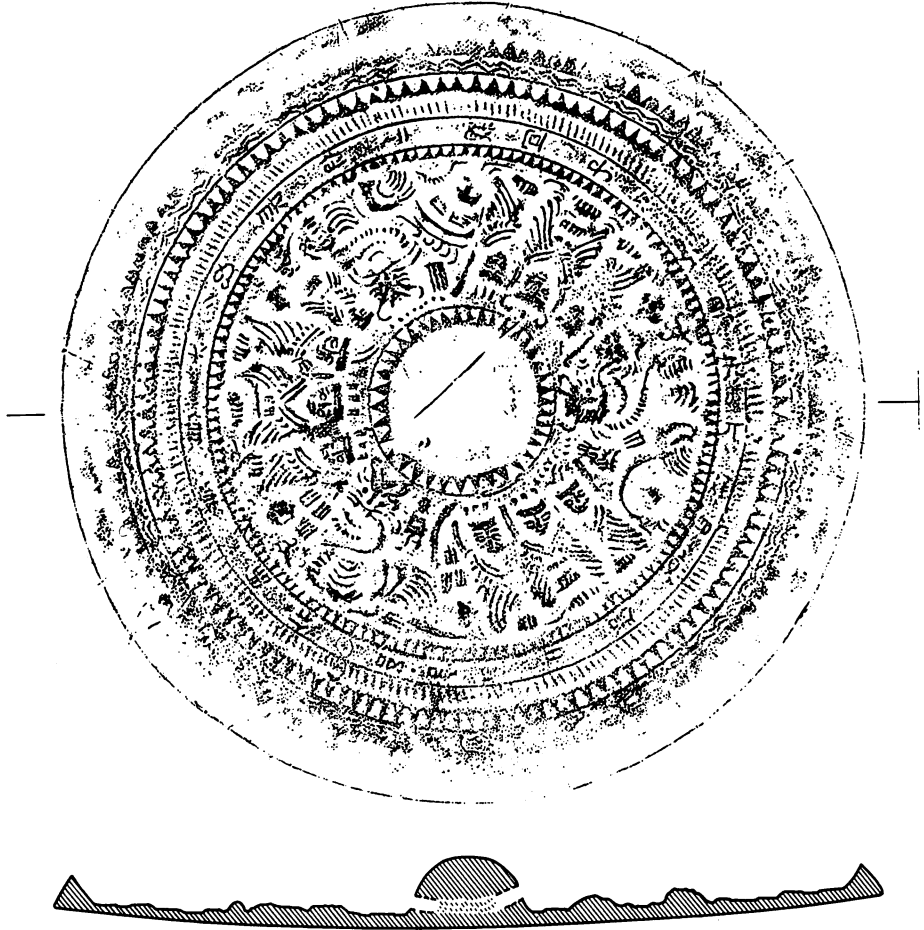
名島古墳出土の赤色顔料について、調査した資料は4点である。1978年に発見された三角緑神獣鏡及び赤色顔料の混じった土砂、1986年の調査で出土した同鏡の破片及び主体部の一部と



第12図 鉄器実測図



第10図 三角縁神獸鏡断面図(2分の1)



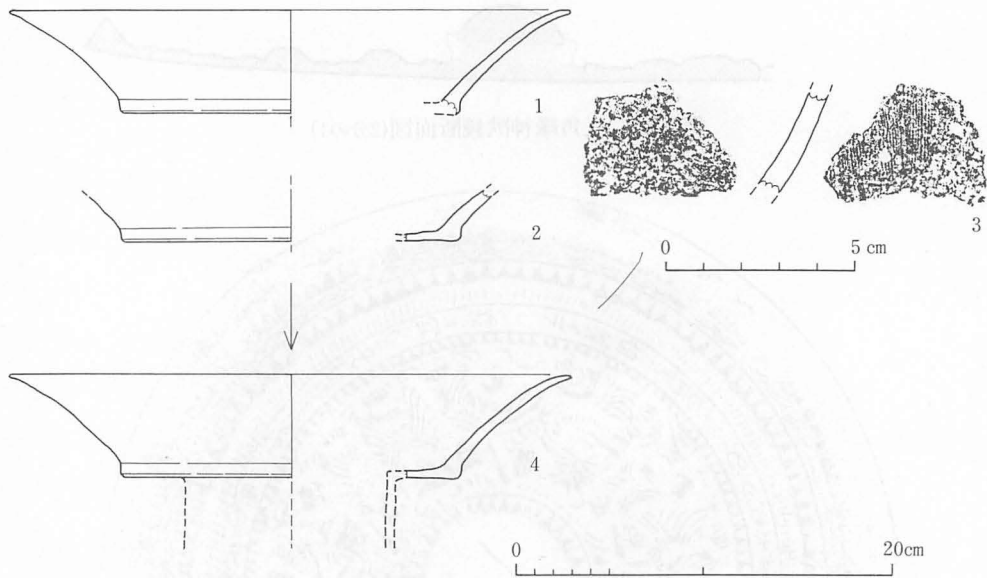
第11図 同範鏡拓本・断面図(奈良県光伝寺後方古墳出土、名古屋市博物館所蔵)(2分の1)

はいり、布が全面に銹着し、また朱が付着している。

鏡径・反りは正確に計測できないが、断面実測図(第10図)は名古屋市博物館所蔵同範鏡(第11図)の反り6mmに合わせた。

鈕は直径3.3cm、高さ1.5cmで、鈕座は直径5cmの鋸歯文座である。内区は六個の乳で六分割し、それぞれに三体一組の神像三個と獸像三個を交互に配する。ついで鋸歯文帯、銘帯、櫛齒文帯、鋸齒文帯、複線波文帯、鋸齒文帯、三角縁と続く。

銘文の文字はだいたい読み取れ、「…作…竟……長……親宜子孫浮由天下……海君宜高…」の15字が見える。同範鏡によると、銘文は時計回りに



第9図 出土土器実測図

体部については、それと確認できる破片が数点しかなく、全体の形状を知ることができない。第9図3は体部下半部と推定される破片で、外面を縦ハケ、内面を斜めハケ調整したもの（破片の傾きは任意）。外面には赤色顔料を塗っている。このほか図化に耐えない小破片で、外面を縦ハケ、内面をナデで調整したものが2点、外・内面ともナデ調整のものが1点ある。このことは体部内外面の調整がハケとナデであったことを示している。（柳沢）

## 2 三角縁神獣鏡 (PL.7-1、第10図)

鏡は宅地造成工事で重機に踏みつけられ、完全に破砕されていた。破片は5×3cmほどのものが最も大きく、小さいものは1mm角以下であった。採集した破片は第2次調査時採集の数片を含め2～3mm角以上のものが90余片になる。このうちがいに接合でき本来の位置を確定できるのは50数片、おおよその位置を推定できるのは10数片で、のこりは元の位置を判別できない。破片は鏡全体の70%ほどに相当するが、残りは採集できなかった。

破片の折損面はおおむね新しいが、なかには風化・銹化が甚だしく折損後相当の年月を経ているとみられる部分もあり、宅地造成当時にはすでに数片に割れていたことは間違いない。

鏡の現状はきわめて劣悪で、裏面の一部には残りが良く灰色の部分もあるが、大部分はなんらかの程度に銹びていて、中心から縁へと銹がひどくなる傾向にある。とくに鏡縁は銹化が内面にまで及び、三角縁の鋭い稜を残す所はほとんどない。鈕は幸いに全部残っているが鈕孔は片側は銹で塞がれもう片側は銹の間から一部が見えるだけである。鏡面は全面に細かい亀裂が

原麦尾遺跡など周辺の中世遺跡の墓の形態と類似しており、この墓も中世に属するものであろうか。(池崎)

### 3 出土遺物

主体部跡で採集された鏡・鉄剣のほかに、後円部東側墳丘裾の基底面に堆積した黒褐色土から細片になった土師器が出土し、表土や攪乱層から土師器・銭（寛永通宝2枚、PL. 8-3）が発見された。

#### 1 土器（PL. 8-1、第9図）

すべて一辺数cmの小破片であり、そのうちの数点を接合しえたにすぎない。ナンバーをつけて取り上げた42点のほか、攪乱土・上層除去の際、出土した破片が約30点ほどある。ただし、土器の保存状態がきわめて劣悪であったため、取り上げにさいしてバインダーで強化したことにより、器表が樹脂の膜で覆われ調整手法の観察が十分にできない部分がある。このうち2点は中世～近世の瓦質土器（摺鉢）と土師質土器（器形不明）のため、ここでは扱わない。

本墳にともなうとみられる70片余りの土師器は、胎土や焼成の違いから2～3個体の土器の破片と思われる。

ひとつは、砂粒をほとんど含まない精選された胎土からなり、遺存状態が比較的よいもので、図化した二重口縁の壺形土器である。色調は口縁部が赤褐色系、体部に黒斑がある。1個体ないし2個体分の破片であろう（PL. 8-1、第9図1、2）。

いまひとつは、胎土にわずかな砂粒を含むもので焼成がよくない。この一群は灰褐色系の色調をしており、また大半が器表を剥落した脆弱なもので前者とは明確に分離できるが、口縁部などの特徴的な部位の破片がなく、器形を特定できない。器表を残す破片では、内外面ともナデ調整と思われ、比較的精選された胎土からみると壺の可能性がよい。

二重口縁壺は、同一個体と想定されるが破片部位の関係から実測した2ヶ所（第9図1、2）と、それを合成した復元図（同図4）を図示した。

復元口径約30.2cm、二次口縁は屈曲部から斜め上方に大きく延び、端部ちかくで外反させている。端部はわずかに遺存しているのみで、図のように丸くおさまるようにみえるが、先端がわずかに剥落しているかもしれない。いずれにせよ、ほぼ端部にちかいは確かである。一次口縁はほぼ水平に開き、二次口縁との境は稜のついた段をなす。一・二次口縁部ともナデもしくはヨコナデ調整であろう。

頸部から一次口縁接続部付近の破片は認められないが、水平に延びる一次口縁との関連からすると、復元図のような直立する筒状の頸部形態が想定される。

きた裾部のレベルはほぼ38.00m～37.90mの間にあり、北側裾部と一致する。後円部の基底面は東側の急斜面を除いて、ほぼ水平に地山整形が行なわれていたことが確認できる。

#### 墳丘の形状（PL. 1、PL. 5、第3図）

これらの調査結果から、本古墳の墳丘長軸は南から約29度東に振れ、後円部は主軸に直交するところで最大径を持ち約23.7m、長軸方向で径約19.5mを計り、平面形はややいびつな楕円形を呈する。後円頂部が削平を受けてかなり低い印象であるが、それに比較しても前方部はきわめて低く、かつ平面形が明瞭でないことが指摘できる。しかしながら先に述べたとおり、周辺の状況から前方部はバチ形に開き、長さ約9.5m、また前方部幅は17.5m前後と推定される。

#### 古墳の主体部

本古墳の主体部は既に削平されてしまっているが、造成当時石材が全く見られなかったことや鏡片の採集されたとき粘土中に多量の木炭が見られたこと、また調査のとき副葬品である鏡片が赤色顔料混じりの粘土ブロック中から検出されることなどから、木棺直葬だったと思われる。現在のところ、副葬品には三角縁神獣鏡1面、鉄剣2～3本が確認されている。

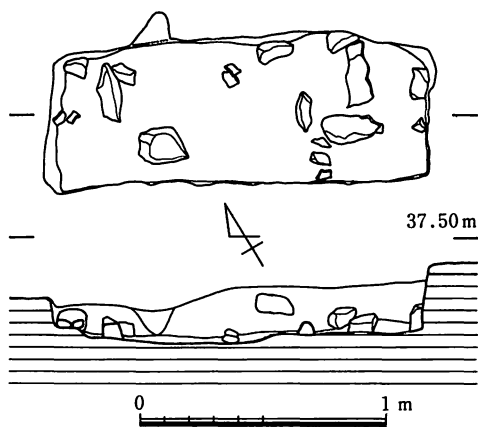
#### 遺物出土状態（PL. 6-1～3、第7図）

銅鏡片については、後円部中央部のわずかに残った粘土中と、1トレンチの埋め土のなかから検出された。いずれも1978年に採集された三角縁神獣鏡と同一個体の破片であり、副葬された鏡は一面だけだったと思われる。1トレンチの埋め土については、ふるいを用いて精査したが、鏡片以外には鉄剣破片1点が検出されただけであった。この鉄剣破片は1978年採集のものと同一体とおもわれるが、確認できない。

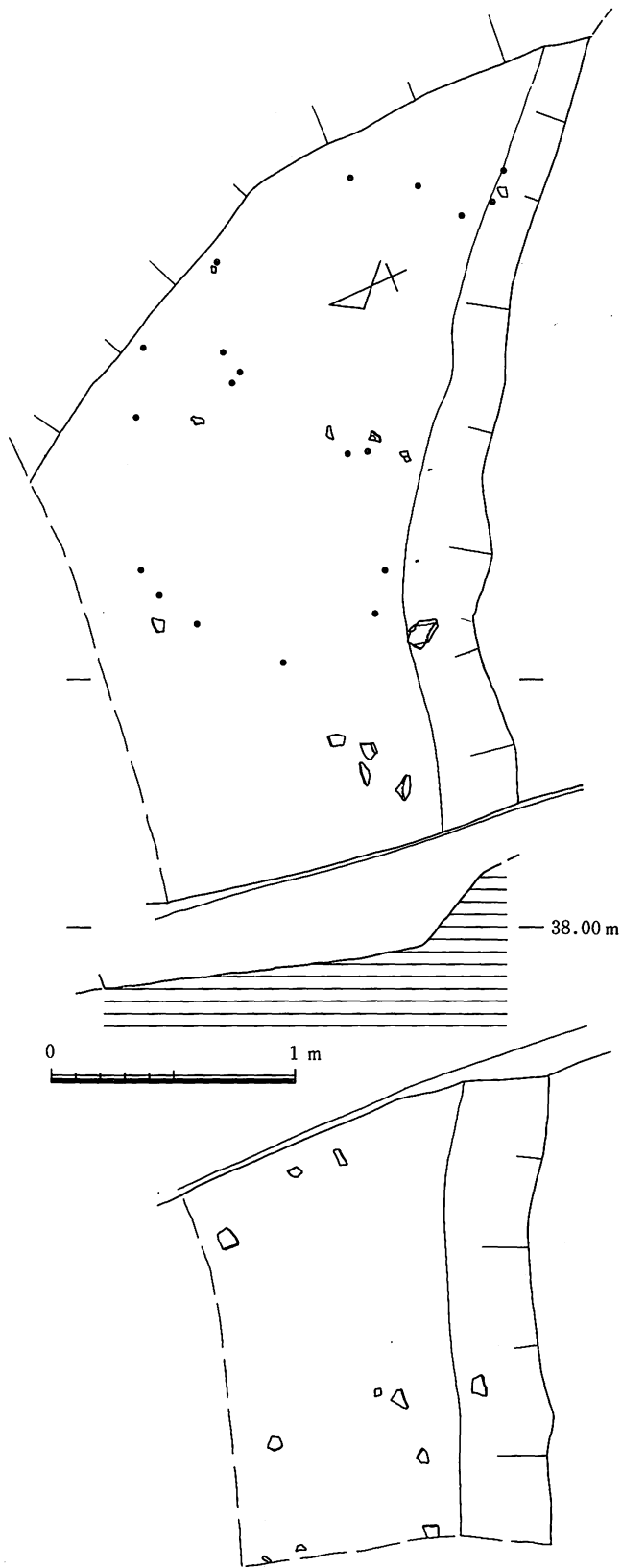
後円部北側の基底面では、42点の土器片がまとまって検出できた。墳丘裾部平坦面に散在し、いずれも小破片のうへ遺存状態が非常に悪く、バインダー処理して辛うじて取り上げることができた。出土層位は2トレンチの項で述べたように古墳築造直後の堆積土と考えてよく、供献土器であろう。確認できるものは古式土師器の二重口縁をもつ壺形土器のみであるが、本古墳が最古式の古墳の一つであることを示すきわめて重要な資料である。

#### その他の遺構（PL. 6-4、第8図）

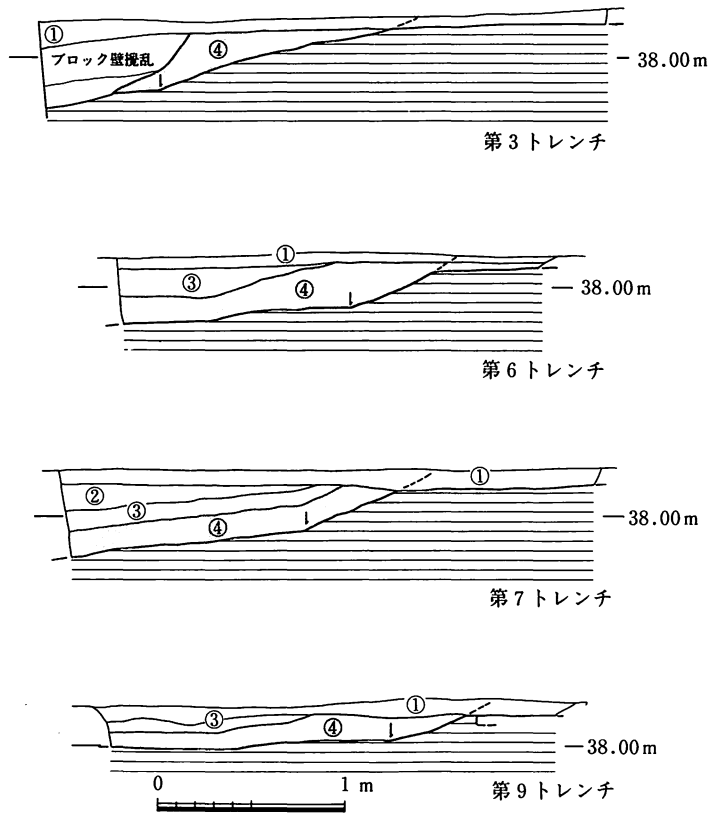
本古墳と直接関係はないが、前方部端部で地山を掘り込んで作られた木棺墓が1基検出された。1.53×0.6mの長方形を呈す。床面には木棺据え付け用の礫が置かれている。副葬品は全く見られないが、粕屋町戸



第8図 中世木棺墓実測図



第7図 後円部北側基底面土器出土状況



第6図 土層図(2) ①盛土(整地層) ②やや暗い紫味をおびた茶褐色土  
 ③旧表土(黒褐色有機質土) ④墳丘盛土(二次堆積) ※矢印は墳丘裾

円部北側の墳丘裾は明確であるが、北東側の急斜面では地形的制約から明瞭ではなく、また、レベルの差が大きいため段違いになる。そのため北側墳丘裾の基底面はテラス状に見える。

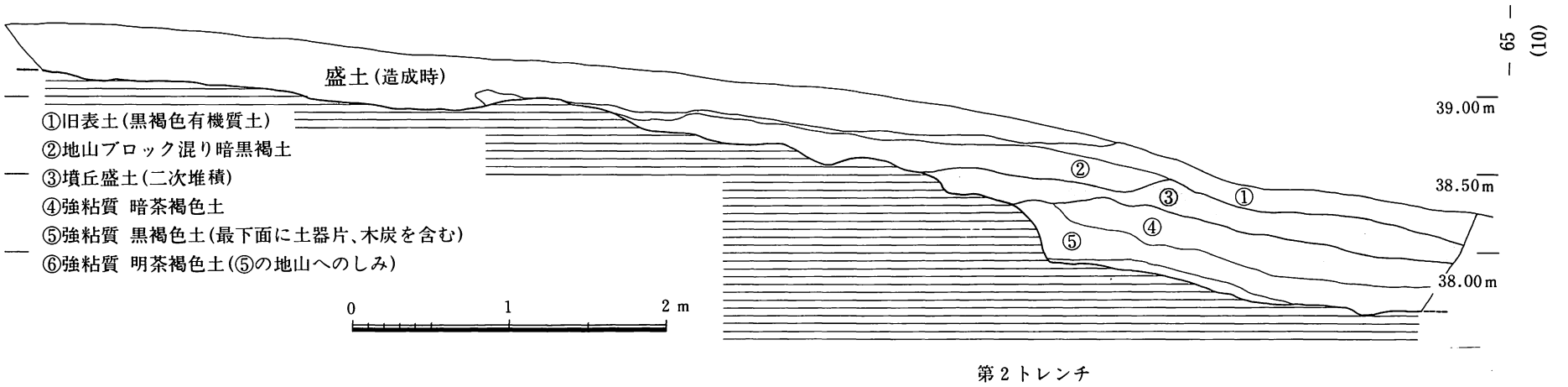
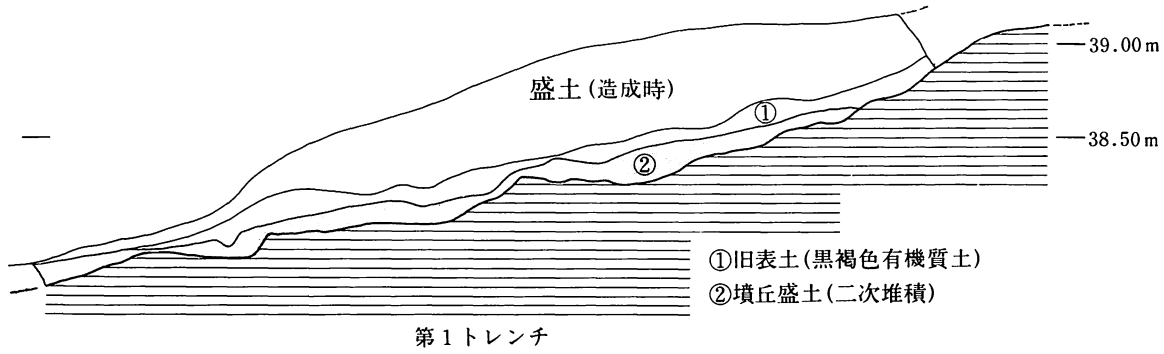
#### 西側隣接地の調査(第4図、第6図)

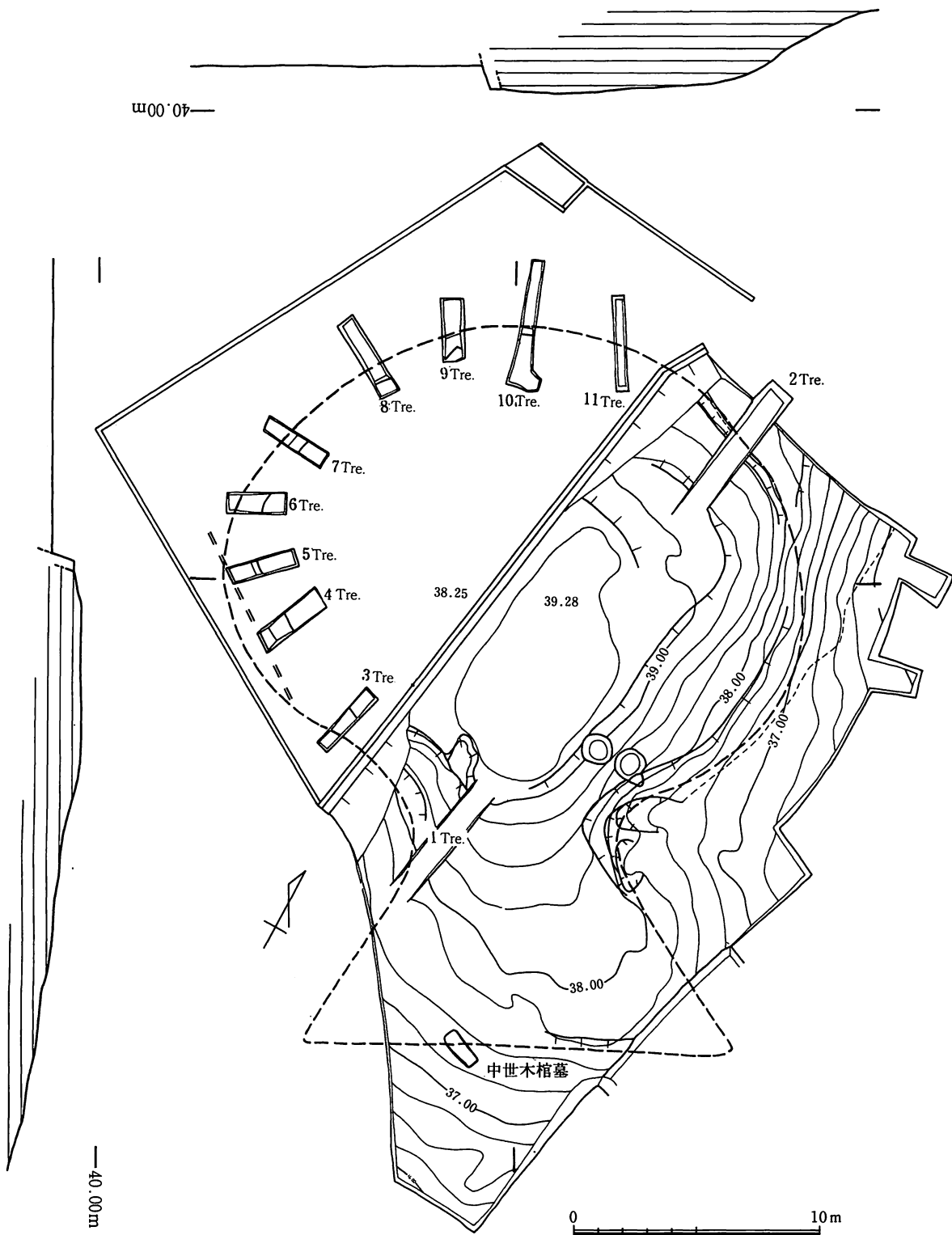
これらの墳丘の調査によって、調査対象区の西に隣接する宅地の調査も必要と思われた。後円部の半分がさらに1mも低く削られているところであるが、墳丘裾の遺存する可能性があったからである。当面建築工事等の予定はなかったが、土地所有者の好意により、トレンチ調査を許可していただいた。

後円部中心から方射状に9本のトレンチを設定し、それぞれ3~11トレンチと呼んだ。これらのトレンチの中で3・6・7・9の各トレンチで辛うじて墳丘裾を確認することができた。いずれも北側裾部ほど明確ではないが、地山の斜面から基底面への変換点が見られ、そのうえに墳丘盛り土の二次堆積と思われる層がかぶっているものである。これらのトレンチで確認で



第5図 土層図(1)





第4図 トレンチと墳丘復元図

mもあり、墳頂部を除いてほぼ手付かずの状態であることがわかった。墳丘現状の写真撮影および測量の後、試掘調査のトレンチを再度精査し土層図の作成を行なった。

#### 土層堆積状況 (PL. 4、第4図、第5図)

墳丘南側を1トレンチ、北側を2トレンチと呼ぶ。1トレンチでは、最上部に50cm前後の厚さで造成時の盛土があり、赤色顔料を含んだ粘土ブロックの中には、銅鏡の破片が含まれていた。古墳主体部の粘土であることから、中心部はほぼ壊滅状態であることがうかがえた。その下に黒色腐食土の旧表土があり、寛永通宝、ガラス片、近代陶磁器片が含まれていた。基盤は紫色または乳白色を呈する未結のシルト岩あるいは頁岩の互層である。基盤と旧表土との間に、墳丘盛り土と思われる黄土色の軟らかい粘質土がみられるが、プライマリな状態ではなく二次的な流れ込みによるものであろう。

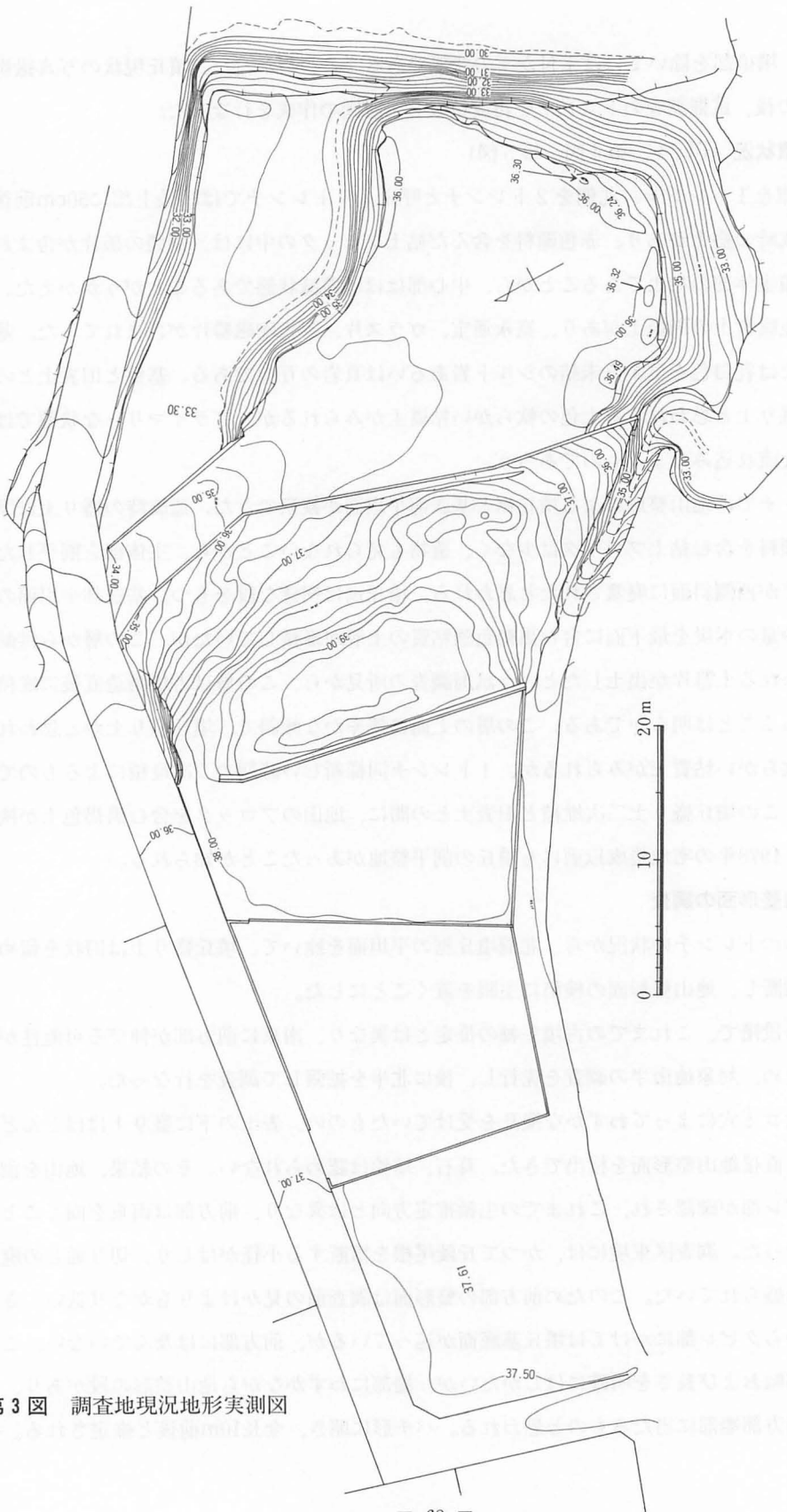
2トレンチでは地山整形による墳丘裾と基底部平坦面が観察できた。造成時の盛り土は厚いが、赤色顔料を含む粘土ブロックは少なく、遺物も見られないことから、主体部を削平した土はほとんどが西側斜面に廃棄されたと思われる。墳丘裾は明確な段をもつ。基底部平坦面の直上には、少量の木炭を最下面に含む黒褐色強粘質の土層が堆積していたが、この層から供献土器かと思われる土器片が出土したという試掘調査の所見から、この層は古墳築造直後に堆積したものであることは明らかである。この層の上面に緩やかな傾斜で、墳丘盛り土かと思われる黄土色の軟らかい粘質土がみられるが、1トレンチ同様新しい時期の二次堆積によるものである。また、この墳丘盛り土二次堆積と旧表土との間に、地山のブロックを含む黒褐色土が挟まれており、1978年の宅地造成以前にも墳丘の削平整地があったことが知られる。

#### 墳丘地山整形面の調査

この二つのトレンチの状況から、北側墳丘裾の平坦面を除いて、墳丘盛り土は旧状を留めていないと判断し、地山整形面の検出に主眼を置くことにした。

伐採時の段階で、これまでの古墳主軸の推定とは異なり、南東に前方部が伸びる可能性が考えられたため、対象地南半の調査を先行し、後に北半を拡張して調査を行なった。

一部近代ゴミ穴によってわずかな攪乱を受けていたものの、表土の下に盛り土はほとんど認められず、直接地山整形面を検出できた。葺石、埴輪は認められない。その結果、地山を削り出したクビレ部が確認され、これまでの主軸推定方向とは異なり、前方部は南東を向くことが明らかとなった。調査区東境には、かつて丘陵尾根を横断する小径がはしり、切り通しの廃土が前方部に盛られていた。このため前方部の整形面は調査前の見かけよりもかなり低い。さらに後円部からクビレ部にかけては墳丘基底面が巡っているが、前方部には及んでいない。このため前方部幅および長さを明確にはしがたいが、端部にわずかながら地山整形の段があり、この付近が前方部端部に当たるものと思われる。バチ形に開き、全長10m前後と推定される。後



第3図 調査地現況地形実測図

なった。墳丘の遺存状況と基底面の構造を確認するため、推定前方部主軸線上にAトレンチ、推定くびれ部北側にBトレンチ、同南側にCトレンチの3本のトレンチを設定した。この結果、前方部墳丘は全く検出されず、完全に造成工事によって削平されてしまったものと考えられた。また、その基底面および地山整形面は調査区域外まで広がるものと予想された。

### 3 第2次調査の概要

#### 1) 調査に至る経緯(PL. 2-2、第3図)

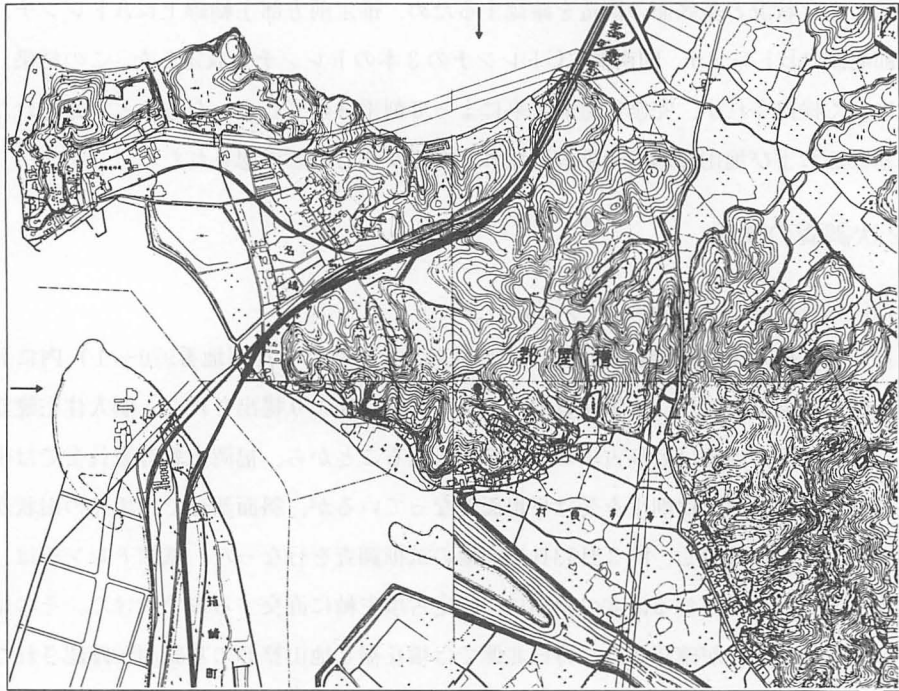
1986年2月3日、福岡市教育委員会に福岡市東区名島4丁目40番地(地番970-1)内における埋蔵文化財事前調査願いが、土地所有者である平野邦長氏より提出された。個人住宅建設にともなうものである。当地は名島古墳の後円部にあたることから、福岡市教育委員会では現地の踏査を行なった。墳頂部は削平を受け平坦面となっているが、斜面部分では墳丘の旧状が一部遺存していることを確認し、同3月13日に同地の試掘調査を行なった。試掘トレンチは、墳丘旧状を留めていると思われる南北の斜面に、推定古墳主軸に直交する形で設けた。その結果、地山上に一部墳丘盛土が確認され、特に北側では墳丘裾と地山整形の基底面が確認された。このことから、名島古墳の墳丘を多少なりとも残すのは本地点のみであり、1986年度の国庫補助により緊急調査を行なうこととした。また対象地に南接する名島4丁目969-1他4筆でも共同住宅の建設計画があり、既に大規模な造成工事によって地形の改変が行なわれてはいるものの、あわせて地形測量を行なうこととした。二次調査に係るデータは以下のとおりである。

調査組織 調査主体 福岡市教育委員会文化部埋蔵文化財課  
調査総括 埋蔵文化財課長 柳田純孝、第二係長 飛高憲雄(現第一係長)  
庶務担当 第一係長 折尾 学(現鴻臚館担当副主幹)、松延好文  
調査担当 試掘調査 杉山富雄(現埋蔵文化財センター)  
二次調査 池崎譲二(現博物館学芸課主査)  
調査協力 小林行雄 渡辺正気 福岡県文化課 九州歴史資料館  
九州大学考古学研究室

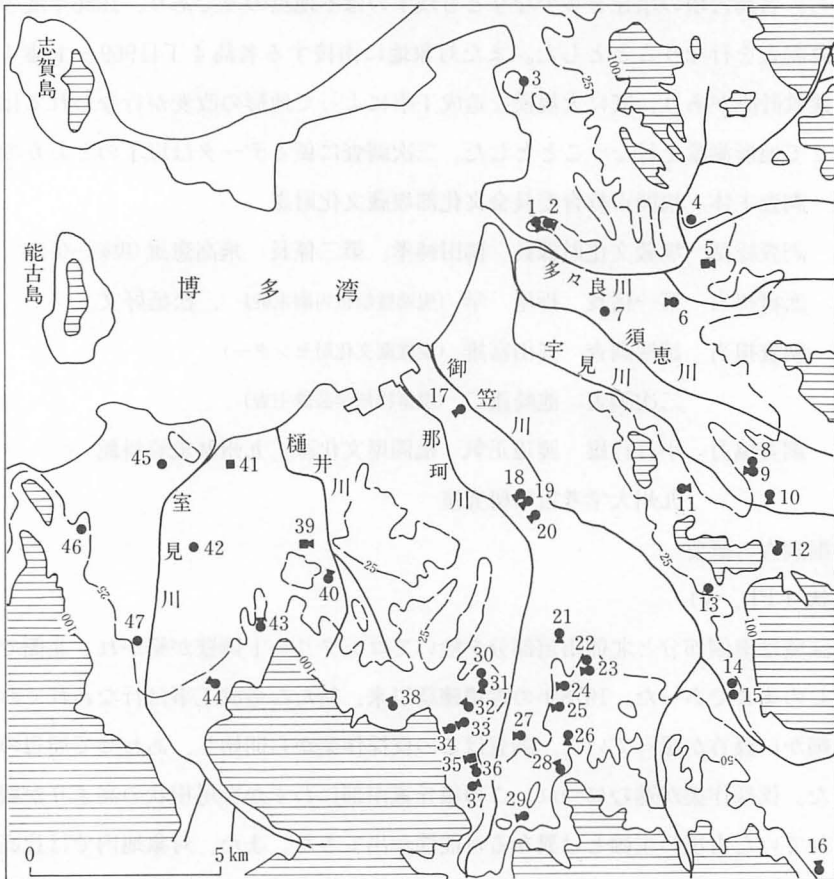
#### 2) 発掘調査の概要

##### 墳丘の現状(PL. 3)

調査対象区域は南側部分と北側市道部分を除いてコンクリート擁壁が築かれ、北側では道路による切通しのままであった。1978年の古墳確認以来、新たな造成工事は行なわれておらず、一面雑木と細かい篠竹が覆っていた。調査はこの伐採作業から開始し、あわせて周辺の地形測量を行なった。伐採作業が進むにつれ、この墳丘東南部にわずかな尾根状の高まりが観察され、従来想定されていた古墳の主軸とは異なる可能性が出てきた。また、対象地内では比高差が3



第1図 名島古墳の位置と地形 (二万分の一)



第2図 粕屋・福岡・早良平野の古墳

## 2 発掘調査の記録

### 1 遺跡の立地と歴史的環境 (PL. 2-1、第1図・第2図)

名島古墳は、福岡市東区名島4丁目に所在する。旧粕屋郡に属す。犬鳴山、鉾立山、三郡山などに源を発する久原川、篠栗川、須恵川、宇美川は、中流域に粕屋平野（表粕屋）を形成し、多々良川として河口付近で合流する。この多々良川合流地点右岸の標高39mの丘陵最高位に古墳は位置する。この丘陵は、玄界灘に面した平野域（裏粕屋）と粕屋平野とを区画する城ノ越山、立花山、遠見山などの小山から派生する丘陵の西南端部に位置し、侵食が激しく八つ手状の瘦せ尾根が四方にひろがっている。基盤は古第三紀層からなり、地表面にはやや粘土化した未結の風化シルト岩、頁岩が露出している。

この粕屋平野一帯は、福岡平野にとっても重要な位置にある。『魏志倭人伝』にいう「奴国」、『日本書紀』の「饒県」は那珂川流域に開けた福岡平野に当てられるが、この地方は古代北部九州の、政治、文化、生産の重要なセンターの一つであった。福岡平野の大陸、半島への指向性はしばしば強調されてきたが、一方、東方の畿内・瀬戸内や周防灘沿岸との交流もきわめて大きな意味をもつ。粕屋平野はその重要な経路地であり、常に福岡平野の門戸的な性格を持っていたといえる。

### 2 第1次調査の概要

調査組織 調査主体 福岡市教育委員会文化部文化課

庶務担当 埋蔵文化財係長 三宅安吉 (現少年科学文化会館館長)

古藤国生 (現民生局福祉部保護課)

調査担当 塩屋勝利 (現歴史資料館文化財主事)

1978年の古墳発見当時、墳丘の削平は進んでおり、前方部と推定された部分はほぼ同一レベルに整地されていた。この推定前方部で住宅建設計画があったので、1979年度の国庫補助事業として緊急発掘調査を行なった。調査の目的は推定前方部の遺存状況の確認と地形測量である。周辺の雑草伐採作業から開始し、地形測量を並行して行なった。確認調査はトレンチ掘りで行

### 第2図 粕屋・福岡・早良平野の古墳

1 名島古墳	2 名島2号墳	3 香住ヶ丘古墳	4 天神森古墳	5 部木1号墳
6 戸原大塚古墳	7 熊野神社古墳	8 七夕池古墳	9 光正寺古墳	10 浦尻3号墳
11 萱葉2号墳	12 炭焼3号墳	13 御陵古墳	14 笹原古墳	15 成屋形古墳
16 原口古墳	17 博多1号墳	18 剣塚北古墳	19 東光寺剣塚古墳	20 那珂八幡古墳
21 須玖御陵古墳	22 赤井手古墳	23 竹ヶ本大塚古墳	24 下白水大塚古墳	25 日拝塚古墳
26 天神山古墳	27 貝徳寺古墳	28 中原I-1号墳	29 安徳大塚古墳	30 卯内尺古墳
31 老司古墳	32 浦田4号墳	33 小丸1号墳	34 小丸2号墳	35 妙法寺2号墳
36 妙法寺1号墳	37 大万寺古墳	38 粕原A-1号墳	39 京ノ隈古墳	40 神松寺御陵古墳
41 藤崎6号方形周溝墓	42 有田1号墳	43 梅林古墳	44 灰塚古墳	45 五島山古墳
46 宮の前墳丘墓	47 樋渡古墳			

## まえがき

福岡市東区名島四丁目にある名島古墳は、1971年に福岡市教育委員会が発行した『福岡市埋蔵文化財遺跡地名表（総集編）』には記載されていない。宅地造成による古墳壊滅のあと、1978年に三角縁神獣鏡破片が採集されてはじめて知られたのである。

この発見によって福岡市教育委員会は「名島古墳（略号NZK）」の名称を与えた。墳丘の全容はわからなくなっていたが、古い地形図等を参考に、北西－南東方向主軸の全長約70mの前方後円墳で、後円部の一部だけが残っていると推定した（これは第2次調査の結果誤りであった）。その後、1979年（第1次調査）と1986年（第2次調査）に発掘調査を実施した。

このたび最初に採集された鏡破片が発見者から福岡市立歴史資料館に寄贈されることになった。この機会に本古墳の発掘調査と出土遺物について報告する。（池崎・後藤）

## 1 発見の経緯

1978年10月12日、吉岡章氏（電気工事会社社員）は名島小学校付近の作業現場で仕事のおり、昼休みに近くの丘陵に上った。ここはすでに宅地に造成されていた。吉岡氏は土留めのブロックで画された最も高いところの土が赤くなっているのに気付き、そこに青銅器の破片を認め、手で掘ったところ鏡の破片が見つかった。

吉岡氏は同好の高橋慎治氏に連絡し、採集した鏡破片を両氏が参加していた「儼津歴史研究会」（考古学の研究会）のリーダー曾根田の自宅に持参した。曾根田はこれが福岡市東区天神森古墳出土の三角縁神獣鏡（福岡市立歴史資料館所蔵）と同じ種類の鏡であることを見てとり、福岡市立歴史資料館に連絡した。

さらに曾根田と吉岡氏、高橋氏および研究会の中原強一氏らは10月15日以降12月までの日曜日ごとに現地で鏡破片の採集にあたった。とくに11月19日には鈕の破片を発見し、11月26日には鉄剣とみられる破片を発見した。さらに12月には木炭が朱を含む土とともに見つかった。これらの採集資料はすべて福岡市立歴史資料館に寄託された。

いっぽう福岡市立歴史資料館文化財主事の後藤は文化課埋蔵文化財係長の柳田純孝に連絡し、共に現地を訪れ鏡片と朱まじりの土・粘土若干を採集するとともに、土地所有者を調べるなど、住宅建設前の調査にそなえた。また12月には東京国立博物館の西田守男氏のもとに鏡を持参し同範鏡等についてご教示いただき、名古屋市博物館では所蔵の同範鏡と比較調査をした。

考古学に関心の深い吉岡氏がここに足を運ばなければ、鏡そして古墳の発見もなかったであろう。学術上重要な発見の端緒を作った吉岡氏に深く感謝する次第である。（曾根田・後藤）



## 目 次

まえがき……………3	1 土器……………14
1 発見の経緯……………3	2 三角縁神獸鏡……………15
2 発掘調査の記録……………4	3 鉄器……………17
1 遺跡の立地と歴史的環境……………4	4 赤色顔料……………17
2 第1次調査の概要……………4	4 総括……………19
3 第2次調査の概要……………6	1 出土土器の編年的位置……………19
1) 調査にいたる経過……………6	2 墳丘の復元……………20
2) 発掘調査の概要……………6	3 まとめ……………21
3 出土遺物……………14	文献……………24

## 挿 図 目 次

第1図 名島古墳の位置と地形……………5	第8図 中世木棺墓実測図……………13
第2図 粕屋・福岡・早良平野の古墳……………5	第9図 出土土器実測図……………15
第3図 調査地現況地形実測図……………7	第10図 三角縁神獸鏡断面図……………16
第4図 トレンチと墳丘復元図……………9	第11図 同範鏡拓本・断面図 (奈良県光伝寺後方古墳出土、 名古屋博物館所蔵)……………16
第5図 土層図(1)……………10	第12図 鉄器実測図……………17
第6図 土層図(2)……………11	
第7図 後円部北側基底面土器出土状況……………12	

## 写真図版目次

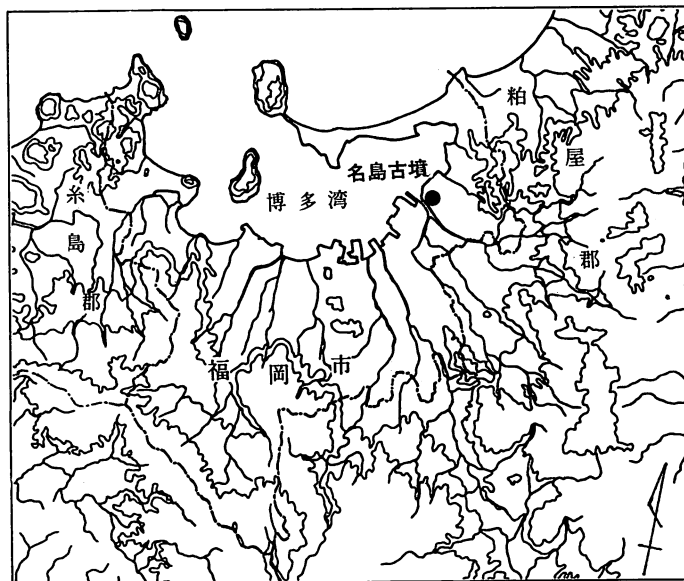
P L. 1 名島古墳全景	P L. 5 墳丘全景
P L. 2 名島古墳遠景と現地踏査時の状況	P L. 6 土器出土状況と中世木棺墓
P L. 3 伐採後の墳丘状況	P L. 7 三角縁神獸鏡と同範鏡
P L. 4 各トレンチの土層堆積状況等	P L. 8 土器、鉄器、寛永通宝

## 例 言

- \* これは名島古墳の2次にわたる発掘調査と出土遺物にかんする報告である。
- \* 報告は埋蔵文化財課刊行報告書シリーズの一冊とすべきだが、古墳発見の端緒となり、福岡市立歴史資料館に寄託されていた三角縁神獸鏡が1989年末に発見者から同館に寄贈されたので、これを顕彰するために『福岡市立歴史資料館研究報告』に掲載することとした。
- \* 本報告は池崎讓二（第2次調査担当、現在福岡市博物館学芸課）を中心に、柳沢一男（福岡市教育委員会埋蔵文化財課）、後藤直（福岡市埋蔵文化財センター）、本田光子（同前）、成瀬正和（宮内庁正倉院事務所）、曾根田諭（角丸産業株式会社）が加わって作成した。分担は、発掘調査の記録が池崎、土器と総括が柳沢、発見の経緯が曾根田・後藤、鏡と鉄器が後藤、赤色顔料が本田・成瀬である。図・写真は各担当者が作成・撮影した。同範鏡の拓本・実測図・写真は名古屋博物館から提供を受け、同館学芸員梶山勝氏をわずらわせた。
- \* 本報告の編集は池崎讓二が担当した。

遺跡地	名島古墳	遺跡略号	NZK	調査番号	7954
調査地	福岡市東区名島四丁目971-1番地				
調査期間	1986年3月11日～3月31日		調査対象面積	320㎡	
遺跡地	名島古墳	遺跡略号	NZK	調査番号	8647
調査地	福岡市東区名島四丁目40番地(970-1)				
調査期間	1986年11月7日～12月16日		調査対象面積	611㎡	

な じま  
名 島 古 墳 調 査 報 告



執 筆 者

高 田 茂 廣	福岡市立歴史資料館嘱託
塩 屋 勝 利	福岡市立歴史資料館文化財主事
本 田 光 子	福岡市埋蔵文化財センター
井 上 充	セイコー電子工業(株)
坂 田 浩	セイコー電子工業(株)
池 崎 讓 二	福岡市博物館学芸課主査
後 藤 直	福岡市埋蔵文化財センター所長
柳 沢 一 男	福岡市埋蔵文化財課第二係長
成 瀬 正 和	宮内庁正倉院事務所
曾 根 田 諭	角丸産業株式会社

福岡市立歴史資料館研究報告 第14集

1990年 3 月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館  
福岡市中央区天神 1 丁目15番30号  
印刷 久野印刷株式会社  
福岡市中央区天神 5 丁目 5 番 8 号





